

大阪音楽大学

# 自己評価報告書

[日本高等教育評価機構]

平成20年6月

大阪音楽大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 大阪音楽大学の沿革と現況	1
III. 「基準」ごとの自己評価	
基準 1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	6
基準 2 教育研究組織	10
基準 3 教育課程	22
基準 4 学生	39
基準 5 教員	52
基準 6 職員	57
基準 7 管理運営	63
基準 8 財務	69
基準 9 教育研究環境	73
基準 10 社会連携	86
基準 11 社会的責務	91
IV. 「特記事項」	95

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命、目的、大学の個性・特色等

### 1. 「建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」の意義

#### 1. 建学の精神・大学の基本理念

大阪音楽大学は、大正 4(1915)年大阪市南区塩町（現中央区南船場）に創設された私立大阪音楽学校を前身としている。90 年を越える歴史を持つ音楽専門大学として、音楽教育及び音楽文化の発展の一翼を担ってきた。創立者永井幸次は、当時、大阪の高等女学校で教鞭を取りながら、音楽の専門教育や作曲など精力的に音楽活動を展開していた。長い間この地に音楽専門の学校を設立する計画を温めていた永井幸次は、この大阪音楽学校の開設によって、その計画の実現に最初の一步を踏み出すこととなった。それは、仮校舎で開校された小さな音楽学校であったが、校長永井幸次は、開校に当たって、「今より十個年後の大正十四年には必ず理想的の校舎を新築して面目一新を画すべく更に二十ヶ年後には必ず東京音楽学校と比肩すべき迄に発達せしむべし」と固い決意を述べた。そして、大正 15(1926)年東区味原町（現天王寺区味原本町）に新校舎が完成し、以後、約 30 年間にわたってこの地で関西の音楽教育活動、また演奏活動の拠点として着実に発展を遂げた。

戦後の学制改革に併せて昭和 23(1948)年大阪音楽高等学校開設、また、昭和 26(1951)年大阪音楽短期大学開学、と教育機関として大きく伸展し、現在の大学の礎を築いたのである。昭和 33(1958)年の大阪音楽大学開学（現在地・豊中市）に至るまでの大阪音楽学校創立以後 40 年余りの歷程を辿るとき、時間の経過と共に本学の理念として醸成されて行った創立者の音楽教育に対する高い理想と信念こそが、本学の発展の源泉であることが確信できる。

#### 建学の精神

「世界音楽並ニ音楽ニ関連セル諸般ノ芸術ハ之ノ学校ニヨッテ統一サレ新音楽新歌劇ノ  
発生地タランコトヲ祈願スルモノナリ」

これは、前出の大正 15(1926)年味原新校舎竣工のために用意された永井幸次校長による定礎文に基づいている。当時の学生や教職員また卒業生の中に言わば学校のスローガンとして継承され、後に短期大学開学、大学開学、と本学が大きく発展してからも、本学の創設理念として入学式や卒業式における理事長、学長の挨拶などの中で折に触れて引用されてきた。しかしながら、創立者の大阪音楽学校開学（大正 4(1915)年）に向けた記述資料が戦災による資料消失等により残されていないため、暗黙のうちに建学の精神として理解されてきた。ただ建学の精神をさらに厳密に取り扱うために、創立 90 周年に当たる平成 17(2005)年を機に、本学教授会は併設短期大学部教授会と協働して、改めてこれを本学の建学の精神とする確認・合意形成を行った（平成 17(2005)年 5 月 23 日）。中村孝義・現学長は、建学の精神を分かり易く平易な表現に置き換え、大阪音楽大学は、「洋の東西を問わず世界音楽、並びに音楽に隣接するあらゆる芸術・学問が統一的に学べる場であること」、「新（創造的な）音楽、新（創造的な）歌劇の発生地・発信地であること」を目指すとして広報刊行物等で説明してきた。平成 20 (2008)年 4 月には中村現学長の提案によって建学の精神の趣旨を、「世界に広がる音楽文化や関連諸領域を遍く研究し、時代を革新する創造的

な音楽の発生地、発信地になること」であると改めて教授会で確認し、以降の広報刊行物にはこの文言を使用することとなった。

## 2. 大学の使命・目的

建学の精神の冒頭にある「世界音楽」という表現は、開校時の創立者の抱負として当時の大阪朝日新聞（大正4(1915)年10月9日付）に掲載された記事、「何処の国と云はずに自由に音楽を発達させ行く行くは日本音楽をも一まとめにして」に通じるもので、ドイツ音楽に偏り勝ちであった往時の西洋音楽受容の事情からすれば斬新且つ雄大な教育思想であるといえよう。大学の使命・目的についてはこの建学の精神を受けて、現行の大学学則で次のように定めている。

学則第1条「本学は音楽芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的および応用能力を展開させ、良識ある音楽家を育成することを目的並びに使命とする。」

上記はいずれも音楽の専門教育と併せて人間教育及び音楽人材育成を大学の目的並びに使命とすることを表明するものである。

## 3. 大学の個性・特色等

本学は、関西地域における唯一の音楽単科大学である。音楽学部、同音楽専攻科（修業年限1年）、大学院音楽研究科（修士課程）、そして併設する短期大学部、同専攻科と共に音楽専門の高等教育機関としてこれまでに数多くの優秀な卒業生を輩出し、演奏家、作曲家、研究者、音楽教育者・指導者として関西一円はもとより、全国各地、海外諸国でも活躍している。

音楽学部の学科構成は、作曲学科、声楽学科、器楽学科の3学科であり、作曲学科には作曲、音楽学の2専攻、器楽学科にはピアノ、オルガン、管楽器、弦楽器、打楽器、邦楽の6専攻がある。在学生の大多数は西洋音楽領域の学習を主たる目的としているが、昭和51(1976)年度より器楽専攻の中に箏専攻を開設した（平成17(2005)年より邦楽専攻に変更）。併設の短期大学部において、すでに昭和42(1967)年度より箏専攻を開設していたことも一助となり、音楽学部の邦楽の教育体制整備は順調に進展した。併設の短期大学部との共催が恒例となる年1回の邦楽専攻学生による「邦楽演奏会」は、平成19(2007)年度には30回目を数え、特徴的な教育として定着している。邦楽専攻の学生は少人数ではあるが、学内の邦楽に対する認識を深めることに効果的に作用し、西洋音楽を学ぶ他学科・他専攻の学生を対象とした箏、三絃、尺八、胡弓等の邦楽器を学習する科目では、例年160人ほどの学生が履修している。また、平成17(2005)年度より「雅楽Ⅰ・Ⅱ」の授業を開始している。

本学学生は、専門領域、とりわけ専門とする楽器の研鑽に非常に熱心であり、まさに日々切磋琢磨の学生生活である。大学主催の演奏会でソリスト等の出演者を選ぶ必要がある場合は、学内公開のオーディションで選抜している。その種のオーディションは年間で10回ほど実施される。非常に厳しい競争原理に晒されることになるが、審査を行う教員との間にはこれまでに培われた相互の信頼関係が確立されており、学生は、自分自身のレベルを客観的に知り得る絶好の機会としてオーディションに臨んでいる。このように高度な専門

技術の伸展を目指すために努力を惜しまない気風が定着している。

オペラを総合的・実践的に研修し実施する目的で、音楽学部、音楽専攻科、大学院が各授業科目の中で連携して「大学オペラ」の企画・公演を行っている。かつては音楽学部の主催による声楽専攻学生主体の課外活動であったが、平成16(2004)年度から授業内に取り込んで授業の成果発表の場として公演を開催している。音楽学部学生にとっては、先輩である大学院や音楽専攻科の学生と同じ場で練習を積みながら歌唱力、演技力を磨く良い機会となっているだけでなく、舞台裏の作業等を体験するなど、オペラ制作実践の絶好の機会となっている。また、オーケストラ授業の履修学生も授業の一部として「大学オペラ」に参加している。

本学にはオペラハウスがあり、「ザ・カレッジ・オペラハウス」(正式名称は「永井幸次記念講堂」と称し、平成元年(1989)年に開館した。専属の管弦楽団「ザ・カレッジ・オペラハウス管弦楽団」と合唱団「ザ・カレッジ・オペラハウス合唱団」を持つ日本で最初にできたオペラ劇場であり、オペラハウス主催の公演・演奏会は専門委員会で検討・企画し、年2度(各2回)のオペラ公演の他、管弦楽団の定期演奏会など年間で約10公演企画・開催している。これらの演奏会は、各種の公開講座、講演会等と併せて本法人の社会連携活動事業の一環として展開している。管弦楽団と合唱団はプロの演奏団体として外部からの依頼に応えた出張演奏活動も実施している。開館以来、本学の使命「新音楽新歌劇ノ発生地タラン」を社会に向けて実践する役割の一翼を担ってきた。質の高いオペラ公演を始め各種の演奏会は、高い社会的評価を獲得しており、オペラハウスの活動に参加できることが学生たちにとっては卒業・修了後の目標の一つとなっている。「大阪音楽大学ザ・カレッジ・オペラハウス」制作のオペラ「沈黙」(遠藤周作原作、松村禎三作曲)は、その成果に対して平成18(2006)年1月13日に文化庁平成17(2005)年度第60回記念文化庁芸術祭大賞を受賞した。

## Ⅱ. 大阪音楽大学の沿革と現況

### 1. 本学の沿革

大正 4(1915) 年	10月 5日	大阪音楽学校設立認可
	10月 15日	大阪音楽学校開校 (大阪市南区)
昭和 8(1933) 年	12月 18日	財団法人大阪音楽学校設立認可
昭和 23(1948) 年	4月 1日	財団法人大阪音楽高等学校設立認可 大阪音楽高等学校開校
昭和 26(1951) 年	3月 5日	学校法人大阪音楽短期大学に組織変更認可
	4月 1日	大阪音楽短期大学開学
昭和 29(1954) 年	4月 1日	大阪音楽短期大学音楽科第2部開学
	10月 15日	現在地に移転 (豊中市庄内)
昭和 32(1957) 年	4月 1日	大阪音楽短期大学専攻科開設
昭和 33(1958) 年	1月 10日	学校法人大阪音楽大学設立認可
	3月 31日	大阪音楽短期大学音楽科第1部並びに専攻科廃止
	4月 1日	大阪音楽大学開学 (学長 永井幸次) 大阪音楽高等学校を大阪音楽大学附属音楽高等学校と名称変更
昭和 34(1959) 年	11月 11日	大阪音楽短期大学音楽科第2部を大阪音楽大学短期大学部と名称変更
昭和 40(1965) 年	4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科第1部開学
昭和 41(1966) 年	4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科第1部に音楽専攻開設 (入学定員変更)
昭和 42(1967) 年	4月 1日	大阪音楽大学音楽専攻科開設 大阪音楽大学短期大学部専攻科開設 大阪音楽大学附属音楽幼稚園開設
昭和 43(1968) 年	4月 1日	大阪音楽大学大学院開設
昭和 49(1974) 年	4月 1日	大阪音楽大学音楽学部入学定員を100人から150人に変更
昭和 54(1979) 年	4月 1日	大阪音楽大学音楽学部入学定員を150人から225人に変更
昭和 56(1981) 年	3月 31日	大阪音楽大学附属音楽高等学校廃止
平成 4(1992) 年	3月 31日	大阪音楽大学短期大学部音楽科第2部廃止
	4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科第1部を大阪音楽大学短期大学部音楽科と名称変更
平成 12(2000) 年	4月 1日	大阪音楽大学短期大学部専攻科が学位授与機構認定課程となる
平成 16(2004) 年	4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科にジャズ・ポピュラー専攻開設(音楽専攻募集停止)
平成 18(2006) 年	4月 1日	大阪音楽大学音楽学部入学定員を225人から1年次入学員210人、3年次編入学定員30人とする入学定員変更

### 2. 本学の現況 (平成20(2008)年5月1日現在)

大学名 大阪音楽大学

所在地 大阪府豊中市庄内幸町1-1-8 (第1キャンパス)

大阪府豊中市名神口1-4-1 (第2キャンパス)

大阪府箕面市下止々呂美520-1

構成 音楽学部 作曲学科 作曲専攻 音楽学専攻  
声楽学科  
器楽学科 ピアノ専攻 オルガン専攻 管楽器専攻  
弦楽器専攻 打楽器専攻 邦楽専攻  
音楽専攻科 作曲専攻 声楽専攻 器楽専攻  
大学院 (修士課程)  
音楽研究科 作曲専攻 声楽専攻 器楽専攻

# 大阪音楽大学

## 学生数、教員数、職員数

### 学生数

＜音楽学部・音楽専攻科＞

(人)

学 部	学 科	音楽学部在籍学生数					音楽専攻科 在籍学生数	
		総数	1年次	2年次	3年次	4年次	音楽専攻科	
音楽学部	作曲学科	40	5	11	12	12	作曲専攻	0
	声楽学科	230	56	46	67	61	声楽専攻	8
	器楽学科	749	185	169	193	202	器楽専攻	18
合 計		1,019	246	226	272	275	合 計	26

＜大学院＞

(人)

研 究 科	専 攻	修士課程 合計	在籍学生数	
			1年次	2年次
音楽研究科	作曲専攻	4	1	3
	声楽専攻	7	2	5
	器楽専攻	8	5	3
合 計		19	8	11

### 教員数

(人)

学部・学科、研究科・専攻、 研究所等	専任教員数					助手	兼担教 員数	兼任(非常勤) 教員数
	教授	准教授	講 師	助教	計			
音楽学部	共 通	5	3	0	0	8	0	43
	作曲学科	6	1	0	0	7	0	39
	声楽学科	8	3	0	0	11	0	56
	器楽学科	14	2	0	0	16	0	165
音楽学部計		(33)	(9)			(42)	0	303
音楽研究科	共 通	0	0	0	0	0	0	2
	作曲専攻	0	0	0	0	0	0	5
	声楽専攻	0	0	0	0	0	0	12
	器楽専攻	0	0	0	0	0	0	12
音楽研究科計						0	(21)	31
音楽博物館	—	0	1	0	0	1	0	0
合 計		33	10	0	0	43	0	334

### 職員数

(人)

正職員	嘱 託	パート(アルバイトも含む)	派 遣	合 計
29	26	51	22	128



### Ⅲ. 「基準」ごとの自己評価

#### 基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

##### 1-1. 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

###### (1) 事実の説明(現状)

###### 1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

大阪音楽大学の建学の精神は、「世界音楽並ニ音楽ニ関連セル諸般ノ芸術ハ之ノ学校ニヨッテ統一サレ新音楽新歌劇ノ発生地タランコトヲ祈願スルモノナリ」である。創立者永井幸次の言葉として卒業生及び教職員に継承されてきたものであるが、平成 17(2005)年 5 月の教授会において、併設する短期大学部教授会とともに、改めてこれを建学の精神とすることを確認し、合意形成した。以前より、入学式等の機会に歴代理事長、学長は、新入生に向けた挨拶の中でこの創立者の言葉を上げて大学の理念を説明してきた。中村孝義現学長は、建学の精神を「洋の東西を問わず世界音楽、並びに音楽に隣接するあらゆる芸術・学問が統一的に学べる場であること」「新(創造的な)音楽、新(創造的な)歌劇の発生地・発信地であること」と説明してきたが、平成 20(2008)年 4 月の教授会において建学の精神を「世界に広がる音楽文化や関連諸領域を遍く研究し、時代を革新する創造的な音楽の発生地、発信地になること」を現代文に置き換え、その意義を再確認した。

建学の精神を周知させる実践として正門内広場に「建学の精神碑」を設置した。入学式次第、卒業式次第、教員便覧、大学・音楽専攻科・大学院の各学生便覧、行事予定小冊子などに建学の精神を掲載している。また、学外に向けては、「学校法人大阪音楽大学公式ホームページ(<http://daion.ac.jp>、<http://daion.ac.jp/m>)」、大学案内、広報誌「Muse」(現在年 6 回、各 34,000 部発行)、入試合格者に対する入学手続等の案内文に掲載している。高校生やその保護者などに配布するオープンキャンパス用の小冊子及び進学ガイドブックには、建学の精神に加えて、現代文に置き換えた文章も示すなど、学内外に広く建学の精神を開示している。

###### (2) 1-1 の自己評価

建学の精神は、本法人ホームページや大学案内、受験生や高校生向けの配布用冊子など学外向けのものと、大学の学生便覧、教員便覧、音楽専攻科及び大学院の学生便覧など、学内向けの冊子に掲載し、広く学内外に示している。卒業生や教職員に受け継がれてきた創立者の言葉を教授会において改めて建学の精神であると確認し合意形成したこと、そして、多く人の目に触れる正門内の広場に「建学の精神碑」を設置したことは、来訪者に建学の精神を知ってもらえるばかりでなく、大学の全ての構成員にとっても改めて建学の精神について認識を深めることに寄与するものと評価できる。また、大学案内、進学ガイドブックに建学の精神に添えて平易な表現による解釈文を示すことにより、高校生やその保護者などに大学の理念を分かり易くしていること、建学の精神の外部への周知を図るために、新たな説明文を検討するなど、常に意欲的に取り組んでいることは、評価できる。

### (3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神の表記方法について、特別に必要な場合を除いて旧漢字を使用しないこととし、新漢字表記によって本学学生を始め若年層にも馴染み易いものとする方針で取り組んでいる。しかし、現状では、不用意に旧漢字表記で示されたものもあり、表記方法の不統一が散見される。また、他の文言を付加して建学の精神を掲載している例もあり、全体的に統一されていないところが残されている。これらの不統一を平成20(2008)年度内に改善し、平成21(2009)年度の印刷物の掲載に間に合うよう取り組む。

建学の精神に添えて現代文による説明文を掲載してきたが、これまでの直訳的な表現から、建学の精神をさらに厳密に検討した説明文を採用し、適宜入れ替えて使用することとする。

## 1-2. 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

### (1) 事実の説明（現状）

#### 1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

大学の使命及び目的については、建学の精神を踏まえつつ、学則第1条で「本学は音楽芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的および応用能力を展開させ、良識ある音楽家を育成することを目的並びに使命とする」と明確に定めている。創立者の音楽教育に向けた理想と信念が込められた建学の精神を踏まえた上で、学則では大学の使命並びに目的を音楽の専門教育に併せて人間教育と音楽人材育成とすることを表明したものである。音楽専攻科は、その目的を音楽専攻科規則第2条に「専攻科は、音楽大学の基礎の上に立ち専門技術研究を発展させ、かつ、社会の音楽活動に直結し実践的性格を持つ特別の専門課程による教授を行い、音楽に関する専門技術者養成を目的とする」と定めている。

大学院は、その目的を大学院規則第3条に「大学院は音楽芸術に関する理論、技術およびその応用を教授研究するとともに、専攻分野における高度な研究能力はもとより豊かな人間性、国際性を備えた音楽人を養成し、もって文化の創造、発展に寄与することを目的とする」と定めている。

#### 1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

毎年発行し学生に配布する学生便覧の中に学則を掲載し、学生に対して大学の使命・目的を明示している。また、平成19(2007)年度から全学生を対象に各専攻の「基礎講座」科目の中に開講した「学長特別講義」の中で、学長自ら大学の使命・目的についても学生に話す機会があり、周知のための環境が一步前進した。教員に対しては年度始めに全教員に配布する教員便覧を通して大学の使命・目的を周知している。新任教員ガイダンスの場で建学の精神と大学の使命・目的を説明している。学生に直接対応する機会の多い事務職員には必携の資料として学生便覧及び教員便覧を配布し、大学の使命・目的の浸透に努めている。

### 1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

「大学案内 2008」の、「類まれな音楽環境の中で技を、知を、自らを磨き、社会に大きく羽ばたける人へ」と題する学長 Message の中で本学の使命・目的を述べている。このほか広報誌「Muse」には毎年度の入学式及び卒業式における式辞要旨を掲載している。本法人ホームページ上の学科・専攻案内に大学の使命・目的について学則を引用して示している。音楽専攻科の目的、大学院の目的も同様に示し学外に公表している。

#### (2) 1-2の自己評価

大学の使命・目的については、建学の精神を踏まえて、学則上に明確に定めており、学生便覧及び教員便覧に学則を掲載することにより、学生や教職員に対する周知を行っている。新任の教員に対しても年度始めに事務連絡等のガイダンスと併せて、学則第1条をもって大学の使命・目的を説明していることや、「学長特別講義」で学長自ら新入生に対して大学の使命・目的について説明を行う点は周知の実践活動として評価できる。

#### (3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的を学則に定め、学則を学生便覧や教員便覧に掲載して周知を図っているが、現在まで未掲載であった在学生用冊子「Campus Guide 2008」にも掲載し、学内への一層の周知に努める。また、学外への公表については、本法人ホームページに加えて高校生、受験生を対象としたオープンキャンパス用の冊子にも掲載して公表に努める。

#### [基準1の自己評価]

建学の精神の周知については、本法人ホームページ、大学案内、広報誌「Muse」、各種の学内向け印刷物、受験生向け冊子及び入学試験要項などを通して実践している。建学の精神の公表に併せて、より分かり易い表現による解釈文を作成し高校生、受験生など若年層を対象とする広報刊行物などに示していること、そして「建学の精神碑」の設置により、建学の精神の周知に関する実践活動は一層充実してきたと評価する。また、大学の使命・目的を学則上に明確に定め、それを本法人ホームページの「学科・専攻案内」に示し、学生便覧、教員便覧に掲載して公表している。音楽専攻科の目的、大学院の目的も同様に公表しており、建学の精神及び大学の使命・目的についての公表・周知活動は積極的に実践していると評価している。

#### [基準1の改善・向上方策（将来計画）]

建学の精神については、特別に必要な場合を除いて新漢字による表記を原則とする方針で臨んでいるが、現在も旧漢字表記で記載されたものが散見される。これらの不統一な点を改め、平成 20(2008)年度内に表現の統一及びその公表を徹底する。

建学の精神を分かり易く伝えるため、随時用いてきた説明文を学長提案によりさらに緻密に検討し、より明確に建学の精神を伝える説明文を平成 20(2008)年4月の教授会で採択した。平成 20(2008)年度からは「世界に広がる音楽文化や関連諸領域を遍く研究し、時代を革新する創造的な音楽の発生地、発信地になること」を建学の精神の公式説明文として、本学発行の印刷文等に随時掲載することとする。

## 大阪音楽大学

大学の使命・目的については、学則全文を本法人ホームページに掲載しているほか、学生便覧・教員便覧にも学則を掲載するなどを通して学内外への周知を図っているが、建学の精神の周知に比べると、まだ公表・公開する機会は少ないため、平成21(2009)年度を目途に公表・公開の機会を増やすなど具体的な計画を立て、さらなる周知を図る。

## 基準 2. 教育研究組織

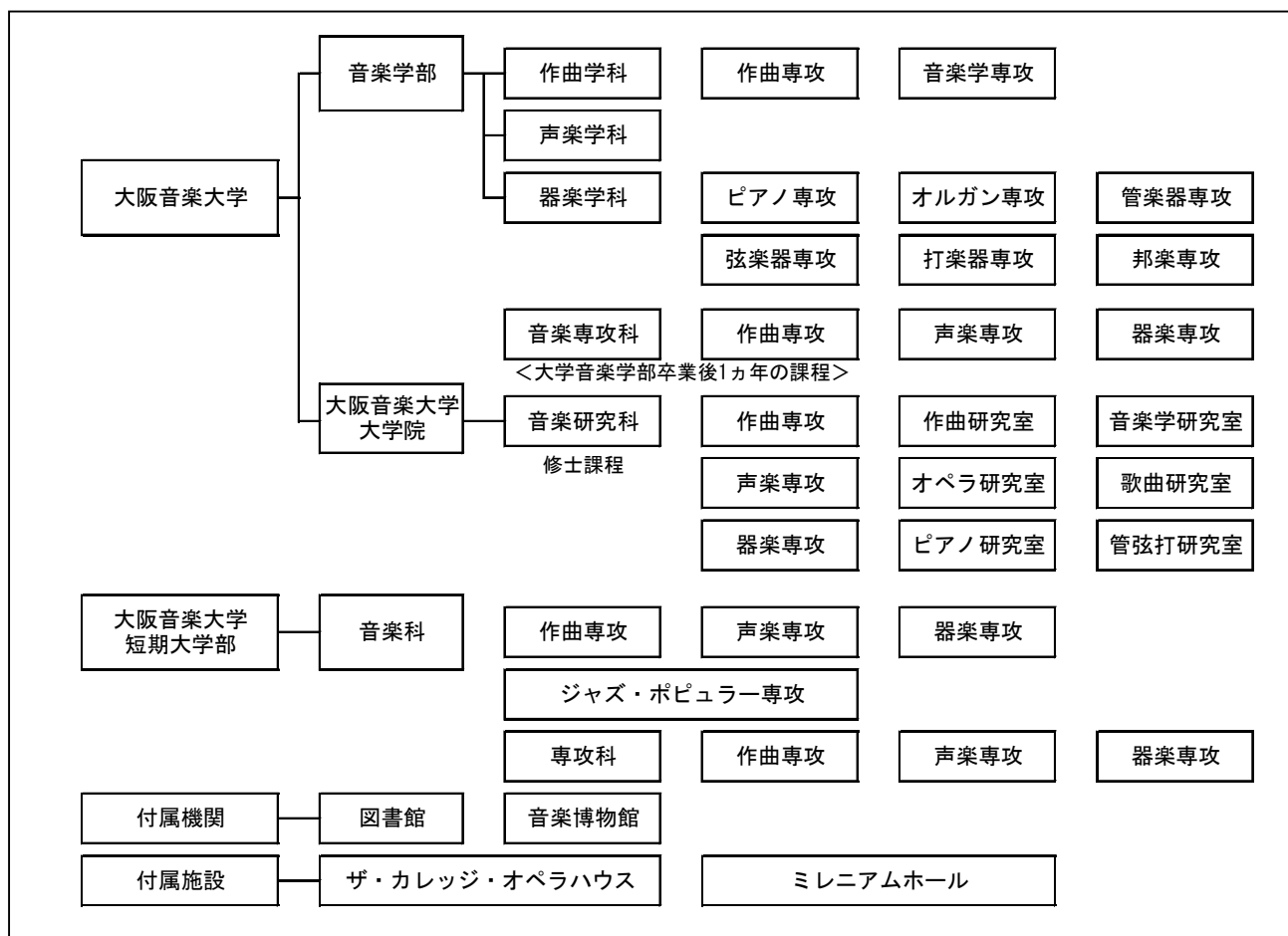
2-1. 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

### （1）事実の説明（現状）

#### 2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

学則第1条は、基準 1-2 に記述したように、創立者の音楽教育に向けた理想と信念が込められた建学の精神を踏まえ、音楽の専門教育に併せて人間教育と音楽人材の育成を行うことを使命・目的と定めている。この使命・目的に基づき、本法人は大阪音楽大学に音楽学部、音楽専攻科（修業年限1年）、大学院（修士課程）を置いている。また、短期大学部を併設し、音楽科と専攻科を置き、教育面で連携するとともに、本学と施設を共用し教育研究活動を行っている。また、附属機関として、併設短期大学部と共用の附属図書館、音楽博物館を置き、附属施設としてザ・カレッジ・オペラハウス、ミレニアムホールを設置している。

図表 2-1-1 教育研究組織図



### <音楽学部>

音楽学部は、学則第1条「本学は音楽芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門の

## 大阪音楽大学

学芸を教授研究し、知的・道徳的および応用能力を展開させ、良識ある音楽家を育成することを目的並びに使命とする」に基づき、作曲・声楽・器楽の3学科を設置している。また、作曲学科には作曲・音楽学の2専攻、器楽学科にはピアノ・オルガン・管楽器・弦楽器・打楽器・邦楽の6専攻を置いている。

作曲学科には、音楽作品を創造する技術と創造性を涵養するための教育研究を行う作曲専攻と、身体・感覚で受けとめた音楽を、知性と生きた知識で総合的に教育研究する音楽学専攻の2つの専攻を置いている。

声楽学科は、曲の意図や時代背景の理解の上に立脚する「音楽的な声」の表現を目指し、発声法・歌唱法・外国語の発音と表現・演技等を教育研究する。

器楽学科は、演奏に求められる知識と楽器の演奏技術の進展を図るための教育研究を行う。演奏する楽器により、ピアノ・オルガン・管楽器・弦楽器・打楽器・邦楽の6専攻を置いている。平成19(2007)年度に「国際的に活躍するコンサートソリストとしてのピアニストの養成」を目的として、「ピアノ演奏家特別コース」（募集人員5人程度）が開設され、ピアノ専攻は「ピアノコース」と「ピアノ演奏家特別コース」の2コースに分かれている。

音楽学部の規模は、1年次の入学定員210人（作曲学科10・声楽学科60・器楽学科140）、3年次編入学定員30人、収容定員900人で、専任教員数43人。平成20(2008)年5月1日現在の在籍学生数は1,019人、充足率は1.13となっている。

### <音楽専攻科>

音楽専攻科は、大阪音楽大学音楽専攻科規則第2条「専攻科は音楽大学の基礎の上に立ち専門技術研究を発展させ、かつ、社会の音楽活動に直結し実践的性格をもつ特別の専門課程による教授を行い、音楽に関する専門技術者養成を目的とする」に基づき、音楽学部卒業後、さらに実践的な研究を行うことを目的とした1年間の課程で、作曲・声楽・器楽の3専攻より構成される。

音楽専攻科の規模は、入学定員10人（作曲専攻2・声楽専攻3・器楽専攻5）で、平成20(2008)年5月1日現在の在籍学生数は26人、充足率は2.6となっている。

### <大学院>

大学院は、大阪音楽大学大学院規則第3条「大学院は音楽芸術に関する理論、技術およびその応用を教授研究するとともに、専門分野における高度な研究能力はもとより豊かな人間性、国際性を備えた音楽人を養成し、もって文化の創造、発展に寄与することを目的とする」に基づく2年制の修士課程で、音楽研究科の下に、作曲・声楽・器楽の3専攻、6研究室により構成される。

大学院の規模は、入学定員10人（作曲専攻2・声楽専攻3・器楽専攻5）、収容定員20人で、音楽学部専任教員の中で21人が大学院を兼務している。大学院担当教員は大学院運営委員会において大学院設置基準に定める資格が審議される。平成20(2008)年5月1日現在の在籍学生数は19人、充足率は0.95である。

### <付属機関・付属施設>

併設短期大学部と共用の付属図書館は、学生・教員の勉学・研究に資するため、図書（約13万1,400点、うち楽譜約42,700点）の貸出・閲覧、CD・DVD等の音源・映像資料（約50,000点）の視聴（合計約61ブース、他に教員試聴室がある）、資料のレファレンスサー

ピスなどを行っている。

併設短期大学部と共用の音楽博物館は、約 2,300 点の楽器、約 12,000 点の書籍、約 6,700 点の視聴覚資料に加えて約 5,000 点の論文、その他の関西洋楽・民俗音楽史資料、本学校史資料 32 万 4,000 点を所蔵する。所蔵資料は授業や学生・教員の研究に利用されるほか、学外にも公開されている。また、レファレンスサービスの提供に加えて、各種セミナーやコンサートを開催している。

付属図書館と音楽博物館の資料は電子データベース化され、平成 19(2007)年度より、学生、教職員が学校法人大阪音楽大学公式ホームページ上で検索することが可能となっている。

「ザ・カレッジ・オペラハウス」は、平成元(1989)年に竣工した日本で最初のオペラハウスで、座席数 756 で、プロフェッショナルの専属管弦楽団・合唱団を擁する。各種のオペラ公演を始め、卒業演奏会、定期演奏会、卒業試験、授業に関連する発表会、選抜学生による各種コンサート、入学式・卒業式の行事等に使用されている。学生にとって、オペラハウスの舞台に立つことは、大きな目標であり、学びのモチベーションの向上に大きく寄与している。

「ミレニアムホール」は座席数 302 の音楽ホール型の大教室である。学生の自由な発表の場を提供することを目的に設置され、学生自身が音響、照明などの操作を実践しながら、舞台機構の学習にも活用できる構造を有している。また、手頃な規模の使い易いホールであるところから、本大学が主催する演奏会・特別講義・その他の行事等にも利用されている。

## 2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

本学は音楽学部、音楽専攻科、大学院より構成される単科大学であり、音楽学部の作曲・声楽・器楽の 3 学科に対応する形で、音楽専攻科及び大学院音楽研究科に作曲・声楽・器楽の 3 専攻が設けられている。音楽専攻科と大学院は、音楽学部における学習の基礎の上に、より高度な教育研究上の目的に応じた進展が図れるよう組織されている。

学長は本学を代表し、教育研究を統括する。教学上の執行部として、学長任命による副学長、教育部長、学生部長、研究部長、大学院研究科長、音楽専攻科主事を置き、それぞれが分担・連携して学長を補佐する体制が整備されている。なお、平成 19(2007)年度までは、役職として演奏部長が置かれていたが、平成 20(2008)年度に法人全体の演奏会を一括して検討する演奏統括委員会が設置され、演奏統括委員会委員長（オペラハウス館長が兼務）がその職務を引き継いでいる。

教育研究上の重要事項は、音楽学部・音楽専攻科においては教授会が決定し、大学院においては大学院運営委員会が決定する。教授会の下には大学運営会議、大学専攻科運営委員会、研究委員会、演奏統括委員会等の多くの会議・委員会が設置され、大学の運営を担うとともに、教授会において報告、協議、審議・承認すべき事項についての議論・検討が行われている（図表 2-3-1 参照）。これらの会議・委員会等の構成員は、いずれも教員間における意思疎通と連携の取れた組織運営を図るため、各教員が所属する学科・専攻の枠を越えて選出される。

音楽学部では、専任・非常勤の全教員は各学科に配属される他に、専攻分野（作曲・音楽学・声楽・ピアノ・管弦打・邦楽）、科目分野（一般教育・外国語・保健体育・ソルフェージュ・合唱・教職）に区分された部会に所属する。部会には代表者として、それぞれ専攻教育主任または科目教育主任が置かれ、教育の実施に関わる事項について調整を行うとともに、部会を招集し、そこで検討された専攻・科目からの教育・研究上の提案を行う他、大学運営会議、大学専攻科運営委員会や学長から付託された事項を部会に諮り、その結果を各種会議・委員会や学長に報告・提案する役割を担っている。

また、大学院運営委員会及び大学専攻科運営委員会の構成員は、音楽学部の教員が兼任している。このことにより、各教員が音楽学部・音楽専攻科・大学院それぞれの教育研究の目的・カリキュラム・授業内容の理解を共有し、適切な関連性を保っている。

付属図書館は、所蔵する書籍・文献・楽譜・視聴覚資料の提供、レファレンスサービス、著作権法の範囲内でのコピーのセルフサービス等により、全教育課程における教育・研究を支援する機関として位置付けられる。ザ・カレッジ・オペラハウスとミレニアムホールは、全教育課程における実技系科目の教育を支援する施設として位置付けられる。いずれも併設短期大学部と共用の付属図書館と音楽博物館は研究委員会を通じて教育研究の基本組織である教授会と連携し、ザ・カレッジ・オペラハウスとミレニアムホールは演奏統括委員会を通じて教授会に統合されている。

### （２）２－１の自己評価

本学は音楽の単科大学であり、音楽学部・音楽専攻科・大学院は、それぞれ学生数に対応した、適切な教育研究組織の規模と構成を有している。

音楽専攻科は専門技術研究の実践的な課程、大学院は芸術的に優れた音楽人の養成を目指す課程であり、それぞれ本学以外の音楽大学卒業生を受入れているが、本学卒業後進学する学生が多数を占めることから、独自性ととも、一貫性と発展性のある教育が必然的に求められる。音楽学部・音楽専攻科・大学院の各教育課程について、教職員がそれぞれの課程の目的・使命を認識・共有しており、各種会議・委員会・部会を通じて各教育課程の教員が連絡を密にしている。また、大学行事としての演奏会・発表会等において音楽学部・音楽専攻科・大学院の学生と教員が連携する機会も多い。さらに、不定期ではあるが学長の招集による、「教学執行部会議」（構成員：学長・副学長・研究科長・主事・各部長・各センター長・各館長）が適宜開催され、教育研究の運用面での問題点を共有するとともに、各部署の垣根を越えた全学的な立場から、問題解決に向けた話し合いが行われている。以上のように、教育研究の基本的な組織相互の適切な関連性が保たれていると評価できる。

付属機関としての付属図書館・音楽博物館、及び付属施設であるザ・カレッジ・オペラハウスとミレニアムホールは適切に運営されている。付属図書館・音楽博物館の蔵書・所蔵資料は電子データベース化され、本法人ホームページ上での検索も可能となっており、教育研究活動の推進に大きく寄与していると評価できる。

### （３）２－１の改善・向上方策（将来計画）

少子化、大学のユニバーサル化の時代を迎え、社会的な要請や学生のニーズに応える教



育課程の再編成のため、音楽学部の学科再編の検討に着手しているが、教学面での大学全体の将来計画を検討立案するのは、教授会の下に置かれる大学運営会議である。大学運営会議はかつての「教育会議」「教務委員会」「カリキュラム委員会」「入試専門委員会」を統合した組織であり、大学運営の基本方針を審議・立案するという役割に加えて、多岐にわたる事項を効率的に処理する役割も担っている。学科の統合・新設を含めた学科再編の問題については、早急にプロジェクト・チームを設置し、その答申を受けて、大学運営会議で検討する。

## 2-2. 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

### (1) 事実の説明(現状)

#### 2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

広い意味における教養教育は、以下に述べる教養科目ばかりではなく、専門教育科目においても個人実技レッスンや少人数の演習科目においても行われている。

教育課程における教養科目は一般教育科目、外国語科目、保健体育科目の3つの分野から構成されており、一般教育と外国語の部会には専任教員の科目教育主任が置かれている。各科目教育主任は部会を招集し、教養教育の役割である専門分野以外の幅広い知識の獲得、人間形成、初年次教育等の目標を踏まえ、履修内容、履修方法、必要な科目の新設・統廃合等について議論し、その結論を大学運営会議に提案している。また、各科目教育主任は大学運営会議や学長が要請する事項を部会で議論し、その検討結果を答申する役割を担っており、議論は双方向的に行われる。「時事問題ステーション」「情報処理概論」の一般教育科目としての設置、TOEFL(Test of English as a Foreign Language)やTOEIC(Test of English for International Communication)の得点や英語・ドイツ語・フランス語検定のグレード取得に応じた外国語科目の単位認定制度などは、いずれもこの議論の過程を通じて成立したものである。

また、各専攻教育主任は大学運営会議において、その専攻の学生の立場から教養科目のあり方について、提案することができる。

教養教育の選択肢の一つとして、平成18(2006)年度より「大学コンソーシアム大阪」の単位互換制度に加入しており、本学の学生が他の加入大学の単位互換科目を履修して単位を取得した場合は、教養科目の単位として認定している。

大学院運営委員会の議論の中で生まれた「芸術文化の諸相 A・B」科目においては、美術、伝統芸能等の他分野を代表する招聘講師による講義を行い、専門に特化しがちな大学院生の教養の幅を広げる役割を果たしている。

#### 2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

音楽学部における一般教育、外国語、保健体育の各科目については科目教育主任が教養教育に関するカリキュラムの実施と授業運営上の責任を負い、カリキュラムの編成方針、科目の新設・廃止については大学運営会議と教授会が責任を負う。

音楽専攻科における教養教育の運営上の責任は大学専攻科運営委員会が負い、カリキュ

ラム編成方針、科目の新設・廃止についての責任は大学運営会議と教授会が負う。

大学院では教養教育に関するカリキュラム策定、科目の新設・廃止、特別講義の実施、教員人事等、全ての責任を大学院運営委員会が負う。

## **(2) 2-2の自己評価**

本学は、学則第1条にある「知的・道徳的および応用能力を展開させ、良識ある音楽家を育成する」を受け、伝統的に教養教育に力を注いできた。特に一般教育科目は24単位以上、外国語科目は8単位以上、保健体育科目は2単位以上を卒業要件必修科目としている。教養教育のカリキュラムは、この目標の下に編成されており、各組織の連携と責任体制は整っていると評価できる。

## **(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）**

平成19(2007)年3月に、学長より提示された「大阪音楽大学ならびに大阪音楽大学短期大学の改革についての提案」が教授会で承認された。この提案の中には、「人間形成のための科目の新設」という項目で、教養科目の改革案があり、これに添ってカリキュラムの整理と新規科目についての検討を開始している。

教養教育を科目領域の枠組みにとらわれず、総合的視野から検討するとともに、担当する教員相互の連携を図るために、一般教育・外国語・保健体育の3つの部会を「教養教育部会」として統合することも計画している。音楽大学の特殊性として、1年次より多くの専門科目を履修すること、必修科目に占める専門教育科目の比重が大きいため効率的にしかも充実した教養教育が受けられるカリキュラム編成が必須である。現在、初年次教育の導入、外国語の会話能力と読解力の向上プログラムの確立を始め、全学的な再検討の時期を迎えているという認識の下、上記の学長改革提案を受け、平成20(2008)年5月に教養教育検討委員会を設置し、平成21(2009)年度からの実施に向け、教養教育カリキュラムの具体的検討に入っている。

## **2-3. 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。**

### **(1) 事実の説明（現状）**

#### **2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。**

各専攻及び各科目教育主任は定期的に部会を開催し、担当する分野の教育方針について検討し、それを実現するためのカリキュラム編成・授業科目の設置と廃止・科目内容・試験内容等について常時審議し、必要であれば、その結果を大学運営会議に報告または提議する。

大学運営会議は学長、副学長、教育部長、学生部長、演奏統括委員長、専攻科主事、アドミッション・センター長、各専攻及び科目教育主任、学務事務部門長で構成され、大学の使命・目的を実現するため、大学全体としての教育方針について、整合性と必要性の観点から検討を加え、その結果を教授会に上程する。また、大学運営会議は学長からの教育に関わる提案を受けて議論される場であり、必要であれば各専攻または各科目教育主任に

部会での検討を要請し、各部会の意見を集約する形で大学全体あるいは各専攻・科目の教育方針を方向付ける。

全教員がいずれかに所属する各部会と大学運営会議の間の意思伝達と議論の流れの双方向性は、本学の特徴であり、教授会における最終決定が全学の統一的意思として全教員に共有され、円滑な教育の運営を可能にしている。

なお、審議される内容が、各部会の所管の範囲を超え、全学的な検討が必要な場合には、大学運営会議の下に、期間を限定した新たな委員会や諮問機関としてのプロジェクト・チームが設置される。これら委員会やプロジェクト・チームの答申は、大学運営会議と教授会での議論の土台となる。平成20(2008)年5月には、学長の改革提案を受けて、時限委員会として教養教育検討委員会及び新音楽基礎科目具体化検討委員会が設置された。

音楽専攻科では、各専攻部会から選出された委員に加え、専攻科主事、副学長、教育部長、学務事務部門長により大学専攻科運営委員会が組織され、音楽専攻科のカリキュラム、入学試験、学年末試験、その他教育に関する事項について審議される（音楽専攻科規則第14条）。ただし、専攻科規則の制定及び改訂、授業及び研究、学生生活及び勉学環境の整備、試験・入退学・修了・賞罰等学生の身分、授業を担当する者の任免について理事会への推薦に関わる事項の審議決定は教授会において行う（同規則第12条）。また、専攻科規則の制定及び改訂や教育に関する重要な案件については、教授会への上程に先立ち大学運営会議で議論される。

大学院では、大学院研究科長、学長、副学長、各研究室主任により、大学院運営委員会が組織されており、入学・修了、大学院規則・規程、カリキュラム、試験及び審査、休学・復学・退学、除籍、人事、その他大学院に必要な事項（大学院規則第11条第5項）を審議・決定する。

学内の意思決定に関わる会議・委員会の名称・主な審議事項・構成員等について図表2-3-1に記す。

図表2-3-1 平成20(2008)年度 会議・委員会の審議事項と構成員

名称	主な審議事項	構成員	備考
大学教授会	学則の制定・改廃、授業及び研究に関する事項、学生生活及び勉学環境の整備に関する事項、試験・入退学・卒業・賞罰等の学生の身分に関する事項など。(学則第54条及び音楽専攻科規則第12条、大学教授会運営規程)	大学の全専任教員 短大の専任教員にあって大学・短大兼任の役職者	オブザーバーとして事務局長及び全事務部門長が同席。月1回の定例開催に加え、入試判定、卒業、進級判定の他、必要に応じて開催。 責任者：教授会議長 所轄部署：企画事務部門
大学・短大合同教授会	大学・短大の入試出願状況・入試結果等の報告、アドミッション事業、エクステンション事業など法人管轄事業の報告、その他大学・短大の双方に係る事項の連絡・意見交換。(組織運営規程第7条、大学教授会運営規程第12条)	大学・短大の全専任教員 大学教授会、短期大学部教授会とは別時間に開催する。	オブザーバーとして事務局長及び全事務部門長が同席。月1回の定例開催の他、必要に応じて開催。 責任者：合同教授会議長（短大または大学教授会議長が兼務） 所轄部署：企画事務部門

大阪音楽大学

大学運営会議	教育の基本方針、教育運営の諸問題、カリキュラム編成、教育システム、成績評価及び、入試全般の検討。関係事務部門との連携。自己点検・評価統括委員会との連携。	学長、副学長、教育部長、学生部長、演奏統括委員長、音楽専攻科主事、アドミッション・センター長、各専攻・科目教育主任、学務事務部門長	オブザーバーとして短期大学の副学長・教育部長が同席。月1回の定例開催の他、必要に応じて開催。 責任者：副学長 所轄部署：学務事務部門
大学院運営委員会	入学・修了、大学院規則・規程、カリキュラム、試験及び審査、休学・復学・退学、除籍、人事、その他大学院に必要な事項（大学院規則第11条第5項）	大学院研究科長、学長、副学長、各研究室主任	オブザーバーとして学務事務部門長または同部門長が指示する担当職員が同席。 月1回の定例開催に加え、入試判定、卒業判定の他、必要に応じて開催。 責任者：大学院研究科長 所轄部署：企画事務部門
大学専攻科運営委員会	カリキュラム、入学試験・学年末試験、その他教育に関する事項（音楽専攻科規則第14条）。ただし、同規則第12条に定める事項の審議決定は教授会において行う。	音楽専攻科主事、副学長、教育部長、各専攻から選出された委員	オブザーバーとして学務事務部門長または同部門長が指示する担当職員が同席。 月1回の定例開催 責任者：専攻科主事 所轄部署：学務事務部門
大学人事委員会	教授、准教授、講師（専任・非常勤）、助教の採用及び昇格等移動、名誉教授・客員教授・特任教授の推挙、その他教育職員の人事に関し学長が必要と認めた事項。（大学人事委員会規程）	学長、副学長、教授会において選挙された教授の委員5人 （大学人事委員会規程第3条）	月1回開催 責任者：学長 所轄部署：管理事務部門
演奏統括委員会	学内の演奏会全般に関する立案・実施の支援及び調整。大学・短大定期演奏会等全学的行事の企画・立案。	オペラハウス館長、担当理事、専攻毎に学長・演奏統括委員長から推薦された委員、エクステンション・センター長、学務事務部門長、エクステンション事務部門長	短大と合同 月1回開催 責任者：演奏統括委員会委員長 （オペラハウス館長） 所轄部署：エクステンション事務部門
学生生活委員会	学生生活全般の支援、学籍異動審議（決定は教授会が行う）、奨学金給付に関する検討、学生相談、フレッシュマン・キャンプの企画運営、学生の自主演奏活動支援、学生寮の諸問題、学生自治会。	学生部長、学長・学生部長から推薦された委員6人程度、学務事務部門長	短大と合同 月1回開催 責任者：学生部長 所轄部署：学務事務部門
研究委員会	教員の研究に関する諸問題の検討。研究助成制度に係る募集、申請の可否、学長・理事長への提案。附属機関間の共通課題の検討。研究紀要の発刊。	研究部長、図書館長、音楽博物館長、全教育領域から推薦された委員、研究事務部門長	短大と合同 月1回程度開催 責任者：研究部長 所轄部署：研究事務部門
国際交流推進委員会	外国の大学等との提携推進、外国からの研究員等の受入れ、教職員の在外研究、学生の外国留学、教職員・学生の交換、出版物・資料・文献の交換等に関する事項。（国際交流委員会規程 第2条）	国際交流室主事、学長、大学教育部長、研究部長、企画事務部門長、学長が委嘱する教員若干人。	短大と合同 月1回開催 責任者：国際交流室主事 所轄部署：企画事務部門

アドミッション 事業委員会	アドミッション諸活動の推進、入試実施・運営の検討、受験講座・入試説明会等の運営、入試関連情報収集、入学試験における受験者の試験科目の免除・認定について学長より付託された事項、教授会または理事会が諮問する事項。(アドミッション事業委員会規程)	担当理事、アドミッション・センター長、アドミッション・センター長の推薦を受けた理事長任命委員、アドミッション事務部門長(あるいは同部門長が指示する担当職員)	※ 短大と合同 月1回開催 責任者：アドミッション・センター長 所轄部署：アドミッション事務部門
エクステンション事 業委員会	在学生への進路支援、キャリア形成支援、インターンシップへの取組み、卒業生のリカレント教育・社会人の生涯教育等の計画立案・実施、卒業生人材派遣、卒業生への演奏機会提供、演奏員の登録業務、留学・コンクール情報の提供。	担当理事、エクステンション・センター長、エクステンション・センター長の推薦を受けた理事長任命委員、エクステンション事務部門長	※ 短大と合同 月1回開催 責任者：エクステンション・センター長 所轄部署：エクステンション事務部門
自己点検・評価 統括委員会	自己点検・評価に係る全学的な遂行・実施の統括。必要に応じて下部組織を置く。(自己点検・評価組織規程第8条)	自己点検・評価部長、大学副学長、短大副学長、担当理事、全自己点検・評価委員長、大学LO、事務局長、企画事務部門長(自己点検・評価組織規程)	※ 短大と合同 月1回開催 責任者：自己点検・評価部長 所轄部署：自己点検・評価室 (企画事務部門)
規程整備委員会	教授会・理事会との連携による規程の整備。	担当理事(委員長)、学長から推薦された委員2人程度、企画事務部門長、事務局長から推薦された委員2人程度	※ 短大と合同 月1回開催 責任者：規程整備委員長(担当理事) 所轄部署：企画事務部門
人権委員会	人権問題の啓発、学内で発生した人権に関わる事象の検討、ハラスメント防止の啓発等。 (人権委員会規程)	担当理事、学長から推薦された合同教授会構成員4人、事務局から推薦された事務職員2人	※ 短大と合同 不定期(年4回)開催 責任者：人権委員長(委員の中から理事長が任命) 所轄部署：管理事務部門
奨学制度委員会	卒業時褒賞制度に基づき、各専攻部会から推薦された受賞推薦学生の審査。大阪音楽大学給付奨学金制度に基づく給付奨学金希望者の募集と審査、海外留学助成金制度・国内提携講座受講助成金制度に基づく希望者の募集と審査。給付奨学制度・褒賞制度の検討。	大学教育部長(委員長)、大学副学長、短大副学長、短大教育部長、学生部長、学務事務部門長	短大と合同 月1回開催 卒業時褒賞の受賞者や、各奨学制度の適用者の最終決定は教授会で行う。 責任者：大学教育部長 所轄部署：学務事務部門
教職課程委員会	教育職員免許法に定める趣旨を、より適切に反映したカリキュラムと科目内容の検討と整備。	短大副学長(委員長)、大学副学長、大学及び短大の教育部長、大学及び短大の教職科目教育主任、事務局長、学務事務部門長、学務事務部門長補佐	短大と合同 不定期(年数回) 責任者：短大副学長 所轄部署：学務事務部門

FD 総括委員会	本学の教育理念に基づき、教育方法の研究・工夫・改善を目的とした研究会の開催、教員相互の授業参観の実施の検討。新任教員の研修等に関する事項。	研究部長（委員長）、学生部長、研究事務部門長、その他フォーラム、ワークショップ等企画内容に合わせ全教員を対象に委嘱。	短大と合同 不定期開催 責任者：研究部長 所轄部署：研究事務部門
GP 総括委員会	文部科学省が実施する「国公立大学を通じた大学教育改革の支援プログラム」への応募に関する事項。	研究部長、チェアパーソン、研究事務部門長、支援プログラムへの申請内容に応じて学長が委嘱する教員若干名	短大と合同 不定期開催 責任者：研究部長 所轄部署：研究事務部門
教育研究データベース管理委員会	学校法人内に所蔵する書籍、楽譜、視聴覚資料、一次資料等の電子データベース化とその利用・管理に関わる事項。	研究部長、担当理事、研究事務部門長、管理事務その他法人が委嘱する者及び理事長並びに事務局長が推薦する若干人	※ 短大と合同 不定期開催 責任者：研究部長 所轄部署：研究事務部門
教授会議題会議	大学・短大・合同の各教授会に上程する議題の整理。議題の内容と議事順序、審議議題の要点の確認。	大学及び短大の教授会議長、学長、大学及び短大の副学長、大学及び短大の教育部長、学生部長、研究部長、アドミッション・センター長、その他議題提出者	短大と合同 月1回開催 責任者：大学・短大の教授会議長 所轄部署：企画事務部門
執行部連絡会議	本会議の構成員に定める役職者が相互に意思疎通を図るための連絡調整。	学長、大学及び短大の副学長、大学院音楽研究科長、大学及び短大の専攻科主事、国際交流室主事、全部長、全館長、アドミッション・センター長、エクステンション・センター長、幼稚園長、音楽院長、理事長、全常任理事、事務局長（座長）、全事務部門長	※ 法人・短大と合同 月1回開催 責任者：事務局長 所轄部署：事務局長室
対社会戦略会議	社会に対する本学の使命・目的の遂行、本学の教育資源・人材の社会への還元、新学科等の設置、行政・学校・地域社会・企業との連携、入学志願者の獲得に関する事項。	短大副学長（座長）、学長、大学副学長、担当理事、アドミッション・センター長、エクステンション・センター長、オペラハウス館長、博物館長、音楽院長、事務局長、学務事務部門長、研究事務部門長、企画事務部門長、アドミッション事務部門長、エクステンション事務部門長	※ 短大と合同 月1回開催 責任者：短大副学長 所轄部署：秘書室（企画事務部門）

（注：※は学校法人が設置する。また上記の他に音楽博物館会議、図書館会議、事務局会議が置かれている。）

### 2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

教育研究に関わる意思決定は音楽学部と音楽専攻科においては教授会が、大学院においては大学院運営委員会が行い、それぞれの使命・目的の遂行に関する最終的な責任を負う。教授会は大学運営会議、大学専攻科運営委員会等の教授会に所属する会議体に加え、法人が設置する自己点検・評価統括委員会、規程整備委員会等の会議体によって機能的に支えられている。このように教授会を中心とした各会議体は大学の使命・目的の根幹である教育研究上の意思決定が緊密な連携の下に行われるように整備されている。

学生の教育研究に関わる要求については、学生の個人実技を担当する教員や各専攻の教育主任が相談を受けている。こうした学生と教員間の個別のコミュニケーションに加えて、学生の質問・要望・相談には、学習や学生生活など問題の種類に関わらず学務センターが対応しており、教育研究に関わる要求については教育部長が専攻教育主任を通じて部会での検討を依頼する。また、調査や慎重な対応を要する問題については、学生部長と学務事務部門長が協議の上、学生に文書で回答している。大学全体として解決の取組みが必要な

課題や、注意を要するケースについては、所轄の委員会で検討され、必要に応じて大学運営会議や教授会においても議論される。

学生の学習上の要求を把握するため、実技科目も含めた授業評価アンケートを毎年実施している。

## （２）２－３の自己評価

教育研究に関わる学内意思決定機関である教授会、大学院運営委員会を中心に、各会議・委員会の組織は大学の使命・目的及び学生の要求に対応できるように適切に整備されている。

教授会には、事務局長及び全事務部門長がオブザーバーとして同席するほか、大学運営会議、大学専攻科運営委員会、大学院運営委員会等の各会議・委員会にはすべて担当の事務部門長あるいは事務部門長が指示する職員が出席しており、教育研究に関わる学内意思の事務部門への伝達は円滑に行われている。

このように、学内の意思決定機関は、学習者の要求に対応するための一連の仕組みを有しており、また、授業評価アンケートの集計結果は、講義科目及び演習科目については担当する各教員に個別に通知されるほか、教育主任への配布を通じて、各部会内におけるカリキュラムの検討や授業内容の改善などに利用されている。

## （３）２－３の改善・向上方策（将来計画）

大学運営会議の役割は、教育の基本方針の策定、教育運営の諸問題の解決、カリキュラム編成・教育システム・成績評価・入試全般の検討、関係事務部門及び自己点検・評価統括委員会との連携など多岐に及んでいる。大学運営会議を円滑に進めるために予備会議を設けて、副学長・教育部長・学務事務部門長により議題の整理と調整を行っているが、各分野の議論が集中すると会議体としての意思決定が迅速にできない場合が生じる。今後は、専門教育科目の再編や時間割の再検討など、各部会の連携が必要な分野での実質的な議論のために、プロジェクト・チームを立ち上げる予定である。

授業評価アンケートについては、より効率的な利用とフィードバックを行うため、FD(Faculty Development)活動の一環として、当該授業における集計結果について、担当教員と受講学生間の意見交換の実施を検討している。

## 【基準２の自己評価】

教育研究に関する意思決定機関として、教授会や大学院運営委員会を始めとする各組織は適切に整備されている。また、音楽単科大学として教育研究の基本的な組織の構成と規模は適切であり、各組織は密接に連携して大学の使命・目的と学習者の要求に応えるように機能している。

## 【基準２の改善・向上方策（将来計画）】

今後数年間に教員の世代交代が集中的に行われることが予想されるため、新規採用の専任教員が、教育研究の組織運営について関心を深め、将来的に積極的な参画することを促すため、新任教員を対象とした学長懇談会や、特定の期間について設定して大学運営会議

への参加を要請するなどの方策を検討している。

学科再編については、現在の学科・専攻を、社会のニーズに応え、学生がより満足できる教育研究組織とするべく、検討に着手している。今後学内の意思統一を図り、数年内に具体化する予定である。

教養教育については、初歩からの英語の徹底復習プログラム、外国語を通じた外国文化を学ぶ科目の新設、外国語読解力向上プログラム、セミナー形式のリベラル・アーツ科目、キャリアデザイン科目、自己探求に関わる科目等の新規開設が学長から提案されており、平成20(2008)年5月に教養教育検討委員会を設置して検討に着手、平成21(2009)年度入学生から実施することを予定している。



### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

##### (1) 事実の説明（現状）

#### 3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、研究科ごとの教育目的・目標が設定されているか。

本学の「建学の精神」は、「世界に広がる音楽文化や関連諸領域を遍く研究し、時代を革新する創造的な音楽の発生地、発信地になること」を目指すことを謳っているとの解釈の下、音楽学部・音楽専攻科・大学院音楽研究科の目的・使命を、それぞれ次の通り定めている。

##### <音楽学部>「大阪音楽大学学則」第1条

本学は音楽芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的および応用能力を展開させ、良識ある音楽家を育成することを目的並びに使命とする。

##### <音楽専攻科>「音楽専攻科規則」第2条

専攻科は、音楽大学の基礎の上に立ち専門技術研究を発展させ、かつ、社会の音楽活動に直結し実践的性格をもつ特別の専門課程による教授を行い、音楽に関する専門技術者養成を目的とする。

##### <大学院>「大学院規則」第3条

大学院は音楽芸術に関する理論、技術およびその応用を教授研究するとともに、専攻分野における高度な研究能力はもとより豊かな人間性、国際性を備えた音楽人を養成し、もって文化の創造、発展に寄与することを目的とする。

本学は学生が期待し、社会が本学の教育に要請する「高度な専門的能力の育成」と「良識と幅広い知的素養をもって社会と積極的に関わることのできる人間性の育成」を実現するため、次の教育目標を掲げる。

##### 教育目標

世界に広がる音楽文化や関連諸領域を広量な精神をもって理解、摂取し、時代を革新する創造的な音楽文化の担い手となる、高い音楽能力と幅広い人間力を備えた良識ある音楽人を育成すること。

- ① 世界の音楽、並びに音楽に関連するもろもろの芸術や学問を幅広く身に付けた広量な精神を持った音楽人の育成
- ② 世界の音楽文化の知と技を確実に継承しつつ、時代を革新する創造的な音楽を生み出し、広く社会に発信できる創造性あふれる音楽家の育成
- ③ 高い音楽性を核とした豊かな人間力によって、多くの人々から信頼を受け社会を牽引できる音楽人の育成
- ④ 世界に広がる様々な音楽文化の意義や価値、さらには音楽の深い精神性を伝えることのできる教育能力を備えた音楽人の育成

#### 3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

##### <音楽学部>

音楽学部では、深い専門的知識と技量を有するとともに、良識と幅広い人間性を備え社

会に貢献できる音楽家を育成する観点から、専門教育と教養教育のそれぞれを独立した年次課程として分離せず、入学年次より専門教育と教養教育を並行して行っている。これは、音楽に関する技術の習得には継続性と多くの年月を要することを根拠としている。このことは同時に、教養教育と専門教育の両者の相互浸透により、教育目的が効果的に達成されることを意図するものであり、平成 3(1991)年の大学設置基準の大綱化以前から実施している本学の伝統的な教育課程の編成方法である。

専門教育と教養教育は、教育目標を分担し補完する形で、現代社会が要請する幅広い教養とともに総合的な判断力と応用力を育成することを編成方針としている。

専門教育は、次のように専攻別の編成方針を設定している。

学 科	専 攻	編 成 方 針	
作曲学科	作 曲	創作のための基礎技術の習得と創造性を高める学習を軸に、音楽の理論的知識と、広い視野をもって新しい文化を担う創造的精神と洞察力を養う。	
	音楽学	音楽を身体と感覚でしっかりと身に付け、かつ豊かな知性と生きた知識を備えた人材を育成する。	
声乐学科		音楽的な声を目指すことを基本とする。そのために、単に声の美しさだけでなく、曲の意図や時代背景を理解し、表現できる知性を重視する。発声法、歌唱法、外国語の発音・表現をきめ細かに指導するとともに、バレエや演劇の専門家による指導で、豊かな身体表現を身に付ける。	
器楽学科	ピ ア ノ	ピアノコース	技術面の進展を図ると共に、楽曲の形式、様式、和声構造、フレーズなど演奏に求められる様々な知識と感覚を習得する。ピアノ演奏を基礎から見直すことにより、音楽を多面的にとらえる力を養う。
		ピアノ演奏家特別コース	国際的に活躍するコンサートソリストとしてのピアニスト養成を目指す。学生の個性を慎重に判断し、技術とともに演奏に対する視野を広める。海外留学に必要な外国語から「初見視奏」まで、音楽的な総合力を育成する。
	オルガン	演奏実技とともに、オルガンの構造や演奏理論を学ぶ。楽器と楽曲の両面から歴史を学習し、一台一台異なるオルガンに応じた演奏ができる知識と技術を身に付ける。	
	管楽器	演奏技術の習得と楽曲の演奏解釈上の知的な理解力を養い、同種楽器のアンサンブルや吹奏楽、管弦楽など実践的な演奏を通して多様な音楽体験を積み重ね、演奏者、指導者としての能力を身に付ける。	
	弦楽器	演奏技術の習得と幅広い音楽の理解力を養い、弦楽アンサンブルを始め、各種楽器との小アンサンブルや管弦楽などをとおして豊富な演奏経験を積み、演奏者、指導者としての能力を身に付ける。	
	打楽器	各種の打楽器を総合的に学び、打楽器アンサンブルを始め、あらゆる形のアンサンブルを通じて、様々な要求に応えられる高度な技術の習得と柔軟な音楽感覚を養う。	
	邦 楽	優れた技術を持ち、かつ西洋音楽の深い造詣と広い識見を備えた邦楽演奏家・指導者の育成を目指す。新しい音楽の創造に寄与し、時代に合った演奏で、聴衆と共鳴できる力を習得できるように配慮する。	

### <音楽専攻科>

音楽専攻科は、社会の音楽活動に直結した実践的な教育を目的とし、実技教育を中心と

した教育課程を編成している。また、カリキュラムに、「特別演奏実習」として、全専攻の学生が協力し、学外での演奏会を企画・立案・公演する教育プログラムを組み込んでいる。

### <大学院>

大学院音楽研究科の各研究室は、次のような編成方針を設定している。

専攻	研究室	編成方針
作曲専攻	作曲研究室	作曲研究室は二つの教育目標を持っている。一つは、日本の文化と諸外国の文化、特にアジア及び西洋文化との同・異質性を探求しながら日本の現代音楽作品を創造すること。もう一つは、音楽文化を通して広く国際社会において交流することのできる人材を育成することである。
	音楽学研究室	音楽学研究室は二つの教育目標を持っている。一つは音楽の知的・学術的探求を通じて優れた音楽研究者への確実な一歩を踏み出せるようにすること。もう一つは、獲得した幅広い音楽知識を背景に広く音楽社会で活躍できる人材を養成することである。
声楽専攻	オペラ研究室	人間そのものを表現するという点において、オペラは極めて特異な芸術である。人の生死、愛欲、権力欲に潜む複雑な心理を豊かに表現しうる歌唱力と語学力の習得、それらに加えて美学、宗教学、歴史学を考察する等、総合的に学び、国際感覚を備えた社会性豊かなオペラ歌手を養成する。
	歌曲研究室	歌曲研究室は国内外を問わず声楽家として活動するのに必要とされるドイツ歌曲・ドイツ語会話及び日本歌曲を研究の中心としたカリキュラムを編成している。それに加え、芸術歌曲及び宗教曲を通して声楽曲の高度な研究を進め、広く国際社会に通用する声楽家を養成する。
器楽専攻	ピアノ研究室	ピアノ研究室は、ソロ演奏の能力はもとより、室内楽、歌曲伴奏の分野でも実践的な経験を積み、国内外を問わず音楽家として活躍できる基礎力を教授する。また、その過程においてコミュニケーション能力、協調性など音楽家としての「人間力」の向上にも視点を置く。
	管弦打研究室	管弦打研究室はソリスト、室内楽奏者、オーケストラ奏者、教育者など多様な分野において、実践的な経験を積む機会を用意しており、より高度な技術と豊かな表現力を培うことを重視している。また、その過程において個を尊重しながら協調性を高める技術、音楽人としての優れた人格形成を目指す。

### 3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

本学のカリキュラムは、①専門教育科目、②教養教育科目としての一般教育科目・保健体育科目・外国語科目、③教職課程に関する科目からなり、①の専門教育科目には実技レッスンと専攻基礎講座を中心とした主専攻科目や専攻を越えた選択必修科目と、専攻横断の必修科目である音楽基礎科目（「音楽理論」・「西洋音楽史概説」・「副科鍵盤楽器」・「ソルフェージュ」等）が含まれる。本学の教育課程は入学年次から卒業年次まで必修・選択の多くの専攻別専門教育科目、全専攻共通専門科目を置き、学生のニーズに応じた体系的な教育課程を編成している。

#### <専門教育科目>

・ 専門教育科目は個人レッスンによる実技科目（「音楽学専攻」のみ少人数による専門の演習科目）とグループ授業による演習・講義科目を置き、双方の組み合わせにより教育の効果を高めるとともに、学生各自が学習過程を多面的に、また客観的に認識できるように

工夫している。特に、ピアノ専攻（ピアノコース）と邦楽専攻の「専攻基礎講座」及び声楽学科の「歌曲研究」では複数教員によるテーマごとのリレー式授業を行っており、各学生が多く教員の指導に接することができるように配慮している。また、専攻横断で音楽基礎科目を置き、音楽の基礎能力の涵養に努めている。数人の受講生に1人の教員を配置する授業から、大人数の受講生と複数教員の配置で編成される授業（オーケストラ、各種合奏等）まで、教育内容と目的に応じた教員配置とクラス編成を行っている。

#### ＜教養教育科目＞

本学の教養教育は、一般教育科目・保健体育科目・外国語科目からなり、学生が各自の専門実技や専門科目以外の分野にも関心を向け、自ら考える習慣を身に付けることを教育方法の基本方針としている。要点をまとめたプリントの配布、スライド等の視覚教材の多用（「比較文化論」）、携帯メールの送受信機能の活用（「西洋史」）、授業時ごとの小テストの実施（「時事問題ステーション」）、講義ノートに各回の授業に対する学生各自の意見を添えて提出させる（「哲学」）など、基本方針に沿った方法が展開されている。外国語科目や情報処理概論では、学生の積極的な授業参加を促すため少人数クラス（30人程度）での授業を実施している。

#### ＜教職課程に関する科目＞

音楽学部では高等学校教諭一種及び中学校教諭一種免許状の取得が、また、音楽専攻科と大学院では高等学校教諭専修及び中学校教諭専修免許状（いずれも音楽）の取得ができる課程を置いている。毎年6割程度の学生が教員免許状を取得し、関西各府県の教員採用試験においても、卒業生を含め本学出身者が全合格者数の中で高い割合を占めている。なお、平成20(2008)年度から、神戸親和女子大学通信教育部との提携により、希望すれば在学中に小学校教諭一種免許状の取得が可能になった。

音楽学部では、入学当初の履修ガイダンスや履修相談と並行して、教員による新入生オリエンテーションを平成19(2007)年度より実施している。これは、新入生を25人程度のクラスに分け、各クラスを専任教員が2人ずつ1組になって担当するもので、新入生が大学生活へ円滑に順応すること、専攻を越えて多くの学生・教員と知り合うこと、本学で学ぶことの意義を認識し目的意識を育むことを意図している。

本学ではレッスンや少人数クラス授業により、伝統的に教員と学生の関係は密接であり、常に学生の相談に応じる体制を持っているが、これに加え、平成20(2008)年7月から専任教員のオフィスアワーを実施することが決定している。学生の空き時間と教員のオフィスアワーとが必ずしも一致するとは限らない点に配慮し学生の予約を受けて日時を調整する。

### （2）3－1の自己評価

音楽学部・音楽専攻科・大学院の各専攻とも、教育目的の達成のために、目的・使命、教育目標・教育理念に基づいた教育課程を体系的かつ適切に編成しており、同時に教育方法にも教育目標・教育理念が十分に反映されている。

在学生・卒業生を含めて、各種音楽コンクールにおいて多くの入賞者を輩出していることから明らかなように、専門実技に関する学習意欲は極めて高く、また、それに見合った教育方法が実施されているところから、卒業時の専門実技の習得水準は維持されている。

一般教育科目や外国語科目などの教養教育の分野については、学長の提唱する学生の人間力強化をFD(Faculty Development)活動と連動させつつ、より適切なカリキュラムの検討を開始している。

### (3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

平成19(2007)年3月に、学長より提示された「大阪音楽大学ならびに大阪音楽大学短期大学の改革についての提案」が教授会で承認された。この提案の中には、カリキュラムの再構築として、「人間形成のための科目の新設」「音楽基礎科目の再構築」「専門教育科目の再構築」という項目があり、これに添って教育目的達成のためのカリキュラムの整理と新規科目開設についての検討を開始している。

教養教育については「人間形成のための科目」として、従来の科目領域の枠組みにとらわれず、総合的視野から検討するとともに、担当する教員相互の連携を図るために、一般教育・外国語・保健体育の3つの部会を「教養教育部会」として統合することを検討している。教養教育の分野での学生の学習へのモチベーションを高め、教養教育の目的や到達目標を再検討するため、平成20(2008)年5月に学長の改革提案の実現化に向けて、時限委員会として教養教育検討委員会が発足した。教養科目の新たなカリキュラム編成に向けて、次の点に着目して検討を開始している。

基本的指針	教養教育を人間形成教育として位置付け、現在の一般教育部会、外国語部会、保健体育部会を「教養教育部会」として統合し、学際的視点・社会的要請を踏まえて、学生の学習意欲を喚起するために、授業科目とその内容、履修期間の見直しを行う。
検討内容	リベラル・アーツに関するセミナー形式の科目を新設(小集団における課題の共有と問題解決の試みを通じて、学習意欲と授業への積極的参加の姿勢の形成を目的とする)
	多くの教員の経験と知識を活かした、複数の教員によるリレー形式の講義科目の新設
	社会と自己との関係について考えるなど、自己探求に関する科目の新設
	英語を初歩から徹底して復習するためのプログラムの策定
	英・独・仏・伊各外国語の実践的学習プログラムの策定
	外国語の読解力向上プログラムの確立
	外国語を通じて外国文化を学ぶなど学際的科目の新設
	社会が求めるコミュニケーション能力や職業人としての役割と責任について理解及び体験するためのキャリアデザイン科目の新設

専門教育の基礎となる「音楽基礎科目」(「音楽理論」・「西洋音楽史概説」・「副科鍵盤楽器」・「ソルフェージュ」等)についても、入学試験方式の多様化に伴い、学生の能力に相当な多様性が認められるようになってきている。現在、「新音楽基礎科目具体化検討委員会」において「ソルフェージュ」の履修に当たって実施している学生の自己申告による能力別クラスの設定を客観的な判断基準に基づいたものに改めること、「音楽理論」においても能力別のクラス分けを実施すること、教材作成等に当たり各専攻部会からの意見を反映できるシステムの構築などについて議論している。

また、専門科目についても、本学の卒業生が教育現場で活躍する機会が多いことを踏まえて、学校教育現場や社会教育現場と連携する科目や、アンサンブルやレッスンの指導法

に関わる科目の新設について検討を開始する予定である。

### 3-2. 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

#### (1) 事実の説明(現状)

#### 3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

##### <音楽学部>

音楽学部の教育課程は、各学科・専攻とも、専門教育科目、一般教育科目、保健体育科目、外国語科目、教職課程に関する科目により構成され、それぞれの学習内容が段階的に進展するように、全ての科目に基準履修年次を設定している。

・専門教育科目は、1・2年次では「専攻主科目」と呼ばれる専攻の実技科目(個人レッスン)と、専門を通して各専攻に固有な基礎的知識と技能を育成する科目を必修としている(ただし、音楽学専攻は実技という科目授業形態にそぐわないため「音楽学演習」を始めとする演習科目をこれに当てる)。「専攻主科目」の習得が、より高度な専門教育を目指す3年次以降への進級条件となっている。また、3年次からの、専門教育の受容性を高めるため、1・2年次に専攻を横断した音楽全般の基礎的な能力と知識の向上を目的とする音楽基礎科目を設けている。この他に入学年次から卒業年次まで、必修・選択の多くの専攻別専門教育科目、全専攻共通専門科目を置き、学生のニーズに応じた体系的な教育課程が編成されている。

教養教育(一般教育・保健体育・外国語)科目は、総合的な判断力、幅広い教養に基づく豊かな人間性の涵養、国際化の進展への対応、基礎体力の向上と健康管理に関する教育を提供することに加え、個別の音楽専門分野への発展性を有する基礎的な教育分野として編成されている。本学は、教養教育と専門教育が両輪となって「高い音楽性を核とした豊かな人間力」を醸成すると捉えており、教養教育科目は専門教育科目と並行して履修し、1~3年次での習得を基本としている。

##### <音楽専攻科>

音楽専攻科では、実技に重点を置いた実践的な教育を行い、常に聴衆や社会との接点で考える演奏家を養成できるようカリキュラムを編成している。特に「特別演奏実習」は学生が専攻の枠を超えて、「オータムコンサート」として学外での演奏会を企画・立案し、実施するもので、実践教育の場として機能している。

##### <大学院>

大学院は、高度な専門性と広い視野に立った芸術性の育成のため、専門実技を中心に、専攻ごとに配された専門に関する科目、論文研究、芸術を広い視野から捉える「芸術文化の諸相」を年次別に履修するよう体系的に教育課程が設定されている。

#### 3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

##### <音楽学部>

##### [専門教育科目]

各学科・専攻を通じて、学生は卒業までの4年間にわたり、教員と学生が一对一で向かい合う「実技科目」(個人レッスン、ただし、音楽学専攻では「音楽学演習」)を履修する。

これを核に、選択または選択必修の専攻実技と密接に関連する科目を配置し、各科目の授業内容の相互作用により、専門技能・知識の着実な習得を可能にするとともに、学生が各自の学習過程を多面的に、また総合的に認識できるようにしている。

音楽の総合的な基礎能力を養うために、音楽基礎科目を専攻横断の科目として1・2年次に必修科目として置いている。「ソルフェージュⅠ・Ⅱ」「音楽理論Ⅰ・Ⅱ」「副科鍵盤楽器Ⅰ・Ⅱ」または「副科鍵盤楽器演習Ⅰ・Ⅱ」「西洋音楽史概説」の中から、各専攻に応じて、習得すべき科目が設定されている（ただし、邦楽専攻のみ全て選択）。このうち「ソルフェージュ」は学生各自の持つ能力を効果的に高めるため、自己申告による習熟度別のクラス編成を行っている。このほか、「合唱」「副科声楽」、及び3年次に履修する専門教育科目として外国語を専門必修科目として設定している。

上記以外に選択の専門教育科目として、専門をさらに強化する科目、異なる分野の実技履修を可能にする科目、幅広い人間力を身に付けるための社会実践的な科目、世界に広がる様々な音楽文化の意義や価値を考える科目、音楽の心理的・治療的な側面を学習するための科目等が設定されている。これらの科目は、個々の学生の目的や興味に応じて履修できる。

専攻ごとの授業科目の体系と履修上の留意点については学生便覧に記され、また具体的な内容についてはシラバスに明記されている。シラバスは本法人ホームページ上に掲載されているほか、附属図書館、学務センターではプリントアウトされたものを置いている。

各授業科目の内容については、専攻の教育課程の編成方針に従って、専攻部会内、関連部会間で調整が図られている。

#### [教養教育科目]

教養教育科目として、現代社会が要請する幅広い教養と総合的な判断力を育むための「一般教育科目」、国際化社会に対応するための外国語科目、基礎的な体力と身体の反応力を高めるための保健体育科目を配置している。

一般教育科目として、人間の営みと歴史を探究する「哲学」「西洋史」、人間関係と心理のメカニズムを扱う「心理学」、諸芸術と比較文化に関する「文学」「美学」「比較文化論」、数理的・科学的な考察力を育むための「音響学」、現代社会の法制に関する一般常識と時事問題の理解を扱う「日本国憲法」「時事問題ステーション」、情報化の進展に対応するための「情報処理概論」等の科目を設けている。

外国語科目として、英・独・仏・伊の4ヶ国語を開設しており、いずれか1ヶ国語を8単位履修する。外国語は、各専攻の専門教育科目としても、さらに4単位が必修であり、学生の希望に応じて、最初に習得した8単位と同一の外国語を継続履修することも、あるいは異なる外国語を履修することも可能になっている。また、国際化に対応する会話力の練磨を目的として、英・独・仏・伊の各言語の「外国語コミュニケーション」を選択科目として設け、原則的にネイティブ・スピーカーの教員が授業を担当している。

保健体育科目は、ソフトバレー、卓球、バドミントン、フリーテニスの「スポーツ」と、音楽を身体で表現する「リズム」のいずれかを選択して履修する。「スポーツ」は、学生の運動能力と体力の向上を図るとともに、楽器演奏に影響を及ぼす「突き指」等の可能性の少ない授業内容を設定し、「リズム」はエアロビクスやジャズダンス等を組み合わせて身体表現による小作品の創作発表へと導く授業内容を設定している。

＜音楽専攻科＞

1年間という短期間で一定の成果を引き出すため、専門実技とそれに関連した科目に特化した効率的なカリキュラムを編成している。

＜大学院＞

それぞれの研究室の教育理念に沿ったカリキュラムが設定され、個々の学生の希望する研究内容にも対応できる授業内容になっている。

**3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。**

年間学事予定・授業期間は、大学運営会議での検討を経て、教授会において決定される。年度始めに全学生に対して、受講登録・履修方法・行事等に関するガイダンスを開催しており、「Campus Guide」等の資料とともに、行事予定表を配付して学事予定・授業期間について明示している。また、本法人ホームページ上の在学生向けサイト内には「キャンパス・スケジュール」を掲載し周知に努めている。大学院の年間学事予定は、学年暦として学生便覧に掲載されるほか、上記の行事予定表にも掲載される。

本学の1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め35～36週、前・後期の各授業期間は15週を確保している。

**3-2-④ 年次別履修科目の上限と進級・卒業・修了要件が適切に定められ、適用されているか。**

年次別の履修科目の上限と進級・卒業・修了要件に関する規定については、図表 3-2-1 に示す通り、音楽学部・音楽専攻科・大学院音楽研究科の課程ごとに必要な事項を定めている。また、その内容はそれぞれの学生便覧に記載され、年度始めの履修ガイダンス等において説明される。

音楽学部の進級判定は、進級判定会議において履修規程第 17 条の運用と審議の結果報告を受けた教授会の議を経て学長が決定する。

音楽学部の卒業判定及び専攻科の修了判定は、修了・卒業判定予備会議の議を経て、教授会において各学生の単位習得状況を卒業要件に照合して審議決定し、学長が認定する(大阪音楽大学学則第 41 条、音楽専攻科規則第 10 条及び 12 条第 4 号)。

大学院音楽研究科の修了に関する事項は、大学院運営委員会において審議決定する(大学院規則第 11 条第 5 項第 1 号)。また、同事項は教授会においても大学院運営委員会の決定として報告される。

図表 3-2-1 履修科目の上限と進級・卒業・修了要件

＜音楽学部＞

項 目	内 容
年次履修単位の上限 (履修規程第 1 条)	4 年次を除く各学年の卒業要件に関する受講登録単位数の上限を原則として 40 単位とする。
進級基準 (履修規程 第 17 条)	各専攻の指定する専攻主科目について、別表第 1 (2008 年度学生便覧 12、13 頁参照) の単位を習得していること。



	ジュニア課程からシニア課程への進級基準 [大学 4 年の課程を前半 1・2 年次（ジュニア課程と称する）と後半第 3・4 年次の課程（シニア課程と称する）に 2 分し、課程進級基準を設ける。]	次のイ～ニに掲げる項目のすべてを満たすこと イ. 各年次の進級基準を充足していること。 ロ. 各専攻の音楽基礎科目について、別表第 1（2008 年度学生便覧 12、13 頁参照）に定める科目の単位を習得していること。 ハ. 外国語科目の単位を 4 単位以上習得していること。 ニ. 前半 1・2 年次課程において、上記イロハを含め合計 40 単位以上を習得していること。
修業年限と卒業要件 （学則 第 31 条）		学則第 31 条 1 年次入学生は、本学に 4 年以上在学し、3 年次編入生は本学に 2 年以上在学し、下記を含む 124 単位以上を習得すること卒業要件とする。 一般教育科目          24 単位以上 外国語科目           8 単位以上 保健体育科目        2 単位以上 専門教育科目        80 単位以上 2 前項の 124 単位には、教職に関する科目の中で本学が指定する科目を 8 単位まで含めることができる。

### <音楽専攻科>

修業年限と修了要件 （音楽専攻科規則 第 5 条及び第 7 条）	専攻科の修業年限は 1 年とする。 専攻科に 1 年以上在学し、選択科目を含めて 30 単位以上を習得することを修了要件とする。
-------------------------------------	---

### <大学院>

修業年限と修了要件 （大学院規則 第 12 条及び第 19 条）	大学院の修業年限は 2 年とする。 課程修了の認定は、2 年以上在学して所定の単位を習得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う修士作品または修士演奏の試験及び修士論文の審査に合格した者とする。 音楽研究科の課程修了（専攻）及び学位（修士）取得のための最少習得単位数は、「大阪音楽大学大学院履修規程」第 2 条に定めている。
-------------------------------------	---

### 3-2-⑤ 教育・学習結果の評価が適切になされており、その評価の結果が有効に活用されているか。

教育・学習結果の評価は、試験に基づくことを原則とするが、授業科目の形態・目的に応じて、担当教員が試験・レポート・出席状況・受講態度などの項目とそれぞれの点数配分を設定して評価している。評価基準は科目ごとにシラバスに明示するとともに、授業内でも適宜説明を行っている。

特に、専門実技・副科実技等の実技科目の試験では、評価の客観性と公平性を確保するため、複数の教員で、100 点法による採点を行い、その集計結果に基づいて成績評価が行われる（詳細は平成 20(2008)年度教員便覧 60 頁に記載）。

成績は音楽学部、音楽専攻科、大学院とも、秀・優・良・可・不可の 5 種の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。合格の場合、その授業科目について所定の単位が与えられる。各評語は次の 100 点法の基準に対応する（大阪音楽大学学則

第 40 条、大阪音楽大学履修規程第 14 条、大阪音楽大学大学院規則第 21 条)。

図表 3-2-2 成績評価基準

評価	秀	優	良	可	不可
点数区分	100～90	89～80	79～70	69～60	59 以下
合 否	合 格				不 合 格

成績原簿の写しは、毎年 3 月中頃に学生の保証人住所へ連名で郵送する。ただし、保証人から郵送不要の届出があった場合は、学生本人に手渡している。また、1 年次終了時で 30 単位未満、2 年次終了時で 60 単位未満の単位数習得者に対しては、個別に履修指導を行っている。

本学入学前に他大学等において取得した科目の単位認定については、「大阪音楽大学単位認定基準細則」の定めるところにより、1 年次入学時は 30 単位、3 年次編入学時は 62 単位を超えない範囲で大学運営会議での審議を経て、教授会で認定している。

成績評価の活用については、平成 20(2008)年度中に GPA(Grade Point Average)制度の導入についての検討に入ることを予定している。

各専攻における卒業試験等の最終試験・審査の成績は、卒業時の褒賞制度である「最優秀賞」と「優秀賞」の対象者の推薦・選考に用いられる。また、夏期・春期の休業期間中に国内外で開催される音楽講座等の参加費用を助成する「短期学外研修制度」の選考にあたり、オーディションと面接に加えて前年度の専門実技の成績が参照される（この制度は平成 19(2007)年度で終了し、平成 20(2008)年度より、「海外留学助成金制度」及び「国内提携講座受講助成金制度」に引き継がれた）。

この他、平成 20(2008)年度より、褒賞的給付奨学金制度の運用が開始され、前年度の成績により、給付対象者を決定している（奨学制度については基準 4-3-②を参照）。

#### <大学院音楽研究科>

課程修了の認定については、大学院規則第 19～21 条に規定されており、成績評価も適切になされている。

### 3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

個人レッスンによる実技科目、数人程度を受講生で編成される「楽曲分析」「音楽学演習」「伴奏理論」等の演習科目、30 人を基準としてクラス編成される「ソルフェージュ」「音楽理論」「外国語」等の科目、大人数を受講生と複数教員の配置で編成される「オーケストラ」「合奏」等の科目など、教育内容と受講学生数を配慮して教員配置とクラス編成を行っている。特に学生個人に対応することが求められる実技科目は、音楽学専攻を除く全学生について実施されているため、専任教員に加えて多くの非常勤教員を要する。在籍学生数を全教員数で除した「学生／教員比率」は 3.1 であり、学生と教員間のコミュニケーションを重視した少人数教育は本学の大きな特色である。

平成 19(2007)年度後期から、学生が希望すれば、自由に全実技教員の個人レッスンを見学することのできる「オープンレッスン」制度を実施している。

音楽に関わる分野での著名な演奏家・研究者・他大学の教員等を招いて、「公開レッスン」や「特別講義」を随時開催している。これは学生に国内外の音楽動向への関心や、演奏の

解釈・表現・技術等に対する問題意識を通常の授業とは異なる角度から喚起し、学習上の問題解決や学習意欲を高める目的で実施されている。

学習の成果を発表する実践教育の場として、演奏会・発表会・授業内発表等を数多く実施し、取り組むべき課題を学生に認識させて次の学習段階へ結び付けるとともに、学生相互の協力によって演奏会等を実施するように配慮している。

「合唱」「合奏A」「室内楽」「オーケストラ」「吹奏楽」「オペラ実習」などの科目では、授業の一環としての演奏会を開催しており、受講者全員の参加を義務付けている。特に「オペラ実習」では、配役・コーラス・音楽スタッフ・舞台スタッフ・演出補を含むほとんど全ての役割を学生が分担してオペラを公演し、その過程を通じて各分野の専門的スキル・知識の習得を目的としている。

「ピアノ専門特殊研究」「ピアノ演奏法」「オペラ研究」等の授業では、それぞれ「大学3・4年 ピアノ専門特殊研究発表会」「大学3年 ピアノ演奏法Ⅰ 選抜発表会」「大学4年 ピアノ演奏法Ⅱ 選抜発表会」「大学4年 オペラ研究Ⅱ 受講生による発表会」の名称で受講生の中から選抜された学生による発表会が開催されている。

「作曲作品発表会」は、音楽学部3年次以上の学生（音楽専攻科と大学院音楽研究科の作曲専攻生を含む）の出品を原則とするもので、作曲専攻の全学生がプログラム作成・舞台進行等の必要な作業を分担して運営している。

音楽学専攻では、「西洋古楽演奏演習」を履修する学生が授業内で発表会を行うほか、音楽博物館と連携した所蔵資料の活用に加えて、資料の分類・保管等に関する実地学習を行っている。また、ザ・カレッジ・オペラハウスにおけるオペラ公演の全体リハーサルの見学、「フィールドワーク演習」では、録音・録画機材による様々な芸能や祭事の取材を行い、記録した映像・音楽資料の分析を実施している。

授業内や授業の延長上にある演奏会・発表会等とは別に、「ザ・コンチェルト・コンサート」「ピアノ・グランド・コンサート」「ザ・カレッジ・コンサート」「ザ・カレッジ・アンサンブル・コンサート」「ミレニアム・スチューデント・コンサート（短期大学部と合同開催）」は、オーディションに合格した学生による演奏会であり、出演者に選ばれることが目標となり、学生の学習意欲の向上につながっている。

「新作展」は、大学院を含めた在学生及び卒業生を対象とした新作の発表の場であり、応募作品の中から審査により選ばれた作品が演奏される。

インターンシップは音楽大学の特色を活かし、演奏会場・音楽マネジメント・音楽教室・楽器店を始めとする音楽関連企業を中心に実施している。単位を希望する学生には、インターンシップ特別実習会議において実習記録とレポートと受入れ先の評価を総合することで、「インターンシップ特別実習Ⅰ・Ⅱ」として単位化し、成績評価を行っている。

「インターンシップ特別実習」の他にも「特別実習科目」として、「創作活動特別実習」「演奏論特別実習」「伴奏特別実習」「舞台論特別実習」「社会活動特別実習」があり、学内外における創作・音楽研究・演奏・伴奏・舞台制作等に関する学生の自主的な活動を積極的に評価している。成績判定は当該学生からの申請に基づいて行われ、提出された実習記録とレポートにより、「何を学んだか」という学生各自の内面的な成果に焦点を当てて成績評価と単位認定を行っている。

平成19(2007)年度より「音楽産業論」を外部団体との提携による授業科目として開設し

ている。これは、大阪府中央区にあるいずみホールとの全面的協力の下、同ホールのスタッフが、公演の企画・広報・会報・資金調達・ホール内の様々な業務等を各回のテーマに掲げて実践論・経験論を展開するもので、いずみホール内の業務を見学する機会を含んでいる。ホール運営の全容を理解するとともに、授業内のディスカッションを通じて音楽の現場を知ることにより、音楽業界で活躍できる人材育成を目的としている。

また併設短期大学部との間に「単位互換に関する協定及び覚書」を締結し、単位互換を実施している。この制度により大学で開講されていない、特にジャズ・ポピュラー系の科目を履修することができる。この制度を利用する学生は「特別聴講学生」として、登録料及び履修料は無料、習得科目の単位・成績評価を本学の単位として認定している。また、「大学コンソーシアム大阪」の単位互換事業に参画しており、学生は申請により他の参画大学が提供する単位互換科目の履修ができる。これらの制度で習得できる単位数は「大阪音楽大学学則」第36条により30単位以内と定められている。

**3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。**

通信教育は実施していない。

**(2) 3-2の自己評価**

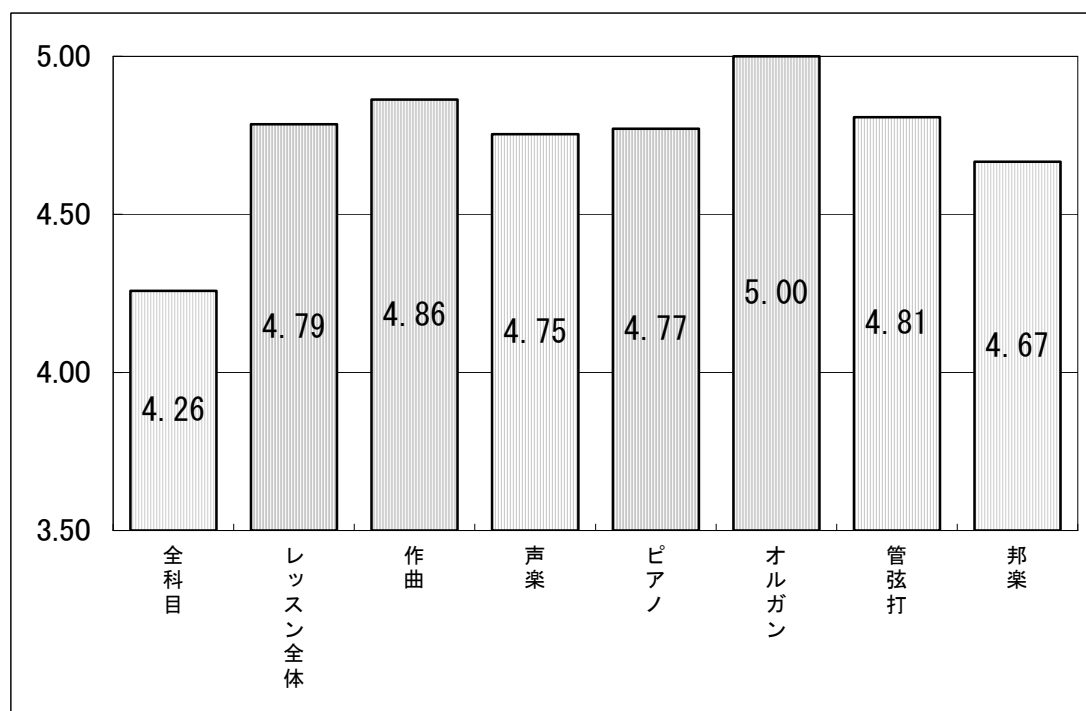
専門教育科目では、授業科目を必修の専攻主科目、音楽基礎科目とその他の科目に区分し、それぞれ履修基準年次を設定することにより、学習が段階的に進展する形で体系的に教育課程が設定されている。また、選択の専門教育科目には専攻ごとの専攻必修の科目を含め、多様な分野の科目が開設されており、学生の目的や興味に応じて履修できるように整備されているが、専攻によっては、特定の選択科目が専攻必修に指定されることにより、自由な科目選択ができない事例が発生している。また、選択科目が過度に多様化した結果、特定の曜限の教室確保が困難になる問題も発生しており、必修科目と選択科目のカリキュラム上のバランス調整が必要である。

教養教育は、幅広い教養と総合的な判断力の育成に加えて、国際化の進展とICT(Information and Communication Technology)の発達に伴う社会的要請にも応える科目を配置しており、教育課程の編成方針に即した授業科目と授業内容が適切に設定されている。ただし、多様な科目を提供しなければならないため、体系的な教育になりにくい側面がある。

成績評価は、シラバスに記載された「成績評価の方法」に従って適切に実施されている。成績評価への疑義は学務センターを窓口として、学生からの質問カードを受付け、当該授業の担当教員が書面で回答するシステムを取っている。

個人レッスンによる専攻実技科目は、専門教育科目の中心であり、学生が最も関心を寄せる科目である。図表3-2-3は平成19(2007)年に実施された「学生による授業評価アンケート」において、レッスンの満足度が専攻ごとに5段階評価による平均値として示した。なお、この図には全科目の満足度、レッスン全体の平均値も記載している。

図表 3-2-3 個人レッスンによる専攻実技科目の満足度



\*対象は1～4年次学生。回答率は63.33%（平成19(2007)年度授業評価アンケートより）

個人レッスンによる専攻実技科目に対する全体の満足度は、4.79となっており、全科目の満足度より高い数値を示している。レッスンには、専門の知識・技術のみならず、教育・指導にも優れた実技教員の配置が必要であるが、現在これが実現できていると評価できる。

### （3）3-2の改善・向上方策（将来計画）

#### <音楽学部>

教育目的を教育課程や教育方法に反映させるべく、カリキュラムの編成方針、新規科目の開設や廃止科目についての検討は大学運営会議で行われ教授会でも議論している。教育方法については、各部会において、専門分野ごとの改善を進めている。しかし、依然として卒業要件単位（124単位）に占める専門教育科目（必修）の単位数の割合が大きいため、抜本的なカリキュラムの再編を行うべく、平成19(2007)年度から副学長を中心に検討を開始し、平成20(2008)年度にはある程度の科目の削減を実施した。今後は、平成20(2008)年度より設置された新音楽基礎科目具体化検討委員会、教養教育検討委員会、FD総括委員会の審議と連動させつつ、平成21(2009)年度の実施に向けて、カリキュラム・教育方法の改善に向けた作業を継続する。

本学は現在、通年制による授業を実施しているが、本学の学生の海外への留学・国内大学との単位互換や提携等を考慮して、学長より Semester制への移行が提案されている。Semester制は、短期集中的に学習するための時間割が組み易く、教養教育の科目を多様化できる等の利点もあり、導入する方向で検討を開始する。

#### <大学院>

教育内容改善のための取組みは今後も継続するが、今後は大学院教育プログラムへの申請も視野に入れ、FD活動とも連動させつつ具体化する。

### **【基準3の自己評価】**

音楽学部・音楽専攻科・大学院の教育目的・目標は、建学の精神並びに各課程の目的・使命に基づいて適切に設定されている。また、教育目的・目標の達成のために教育課程の編成方針が明確に示され、編成方針に従って教育課程が体系化されている。ただし、音楽学部で開設されている科目については、専門教育科目の中の必修と選択科目の配分を見直す必要がある。

音楽大学における教育は、知識と技術を学生各自に身に付けさせるだけではなく、公開の場での演奏・発表を通じ社会的な活動の継続的反復により完成へと導かれるものと言える。この意味でザ・カレッジ・オペラハウスとミレニウムホールを効果的に利用し、さらに学外での演奏会の機会も設けて、教育課程の編成方針に沿った最適な教育環境を整えている。

また、国内外の著名な演奏家・音楽学者等を招聘して特別講義・公開レッスン・演奏会を開催していることは、授業科目を補完するだけに留まらず、本学の教育課程が普遍性を持つための重要な要素と言える。

### **【基準3の改善・向上方策（将来計画）】**

教育目標については、建学の精神に基づき明確にされたが、アドミッション・カリキュラム・ディプロマの各ポリシーを大学として明確にし、内外への周知を図るべく学長を中心に平成20(2008)年度中に原案を取りまとめ、教授会での決議を行う予定である。

現在本学は大学設置基準に定める年間学事期間35週、授業期間30週は確保しているが、年間授業回数は年30回になっていない。そこで、平成21(2009)年度に向けてさらに年間授業回数年30回を確保する授業日程案を作成している。

器楽学科ピアノ専攻「ピアノ演奏家特別コース」は平成19(2007)年度に設置し、平成20(2008)年度に初めて入学者を迎えた。今後、このカリキュラムで履修する学生の学習状況を確認するとともに、開設科目や授業内容について学生への調査を実施し、問題点があれば速やかな改善を行う。

社会と直結した教育の機会を充実するため、「音楽産業論」のような学外の組織・機関との提携を積極的に検討するとともに、学外の講師による特別講義や公開レッスンもより充実した内容のものとして継続して実施する。

## 基準 4. 学生

4-1. アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

### （1）事実の説明（現状）

#### 4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

大学案内、学校法人大阪音楽大学公式ホームページ、進学ガイドブック、入学試験要項等において、音楽学部・音楽専攻科・大学院の目的・使命及び教育目標、カリキュラムや授業内容の紹介とともに、求める学生像についての趣旨を掲載している。また、オープンキャンパスの全体説明会では、入学希望者に望まれる学習姿勢についての説明を行い、「入試課題曲コンサート」では、学習目標となる音楽的水準や表現力について範例を示している。

図表 4-1-1 求める学生像

#### <音楽学部>

学科	専攻	求める学生像	
作曲学科	作曲	作曲と和声の基礎的能力を有し、音に対する感受性と創造への意欲を持った人	
	音楽学	「読む、書く」力を中心とした基礎学力を身につけ、音楽に対する関心と好奇心を有する人	
声楽学科		基礎的な歌唱力を有し、音楽に対する深く豊かな理解力と感受性を育もうとする人	
器楽学科	ピアノ	ピアノコース	優れた演奏技術と豊かな感性を有し、音楽への幅広い関心を持つ人
		ピアノ演奏家特別コース	特段に優れた演奏技術と豊かな感性を有し、コンサートソリストとしてのピアニストを目指す人
	オルガン	優れた鍵盤楽器の演奏能力を有し、パイプオルガンとその音楽の学習に目的意識と意欲を持って取り組む人	
	管・弦・打楽器	楽器演奏と音楽全般に関する基礎力を身につけ、高度な技術と柔軟な音楽感覚を獲得できる将来性のある人	
	邦楽	伝統を継承するとともに、邦楽を広い視野から捉えなおし、時代のニーズに応える新しい音楽を創造しようとする人	

#### <音楽専攻科>

各専攻共通	専門分野のより高度な学習と実践に努め、実社会において音楽活動を展開しようとする人
-------	--

#### <大学院>

各専攻共通	音楽に関する優れた知識と技術を有し、強い意志と卓越した洞察力をもって研鑽に励む人
-------	--

#### 4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験等が適切に運用されているか。

音楽学部の入学希望者は、高等学校音楽科等で専門的に音楽を学ぶ者、音楽教室等に通う者、吹奏楽部等に所属しながら個人的なレッスンを受ける者など、様々な形で音楽の勉強に取り組んでいる。こうした入学希望者の多様な学習環境を考慮し、かつ、音楽学部の求める学生像に合致した志願者を選抜するため、図表4-1-2に示す入学試験の種別を設け、それぞれに適切な出願資格と試験の方法を定めている。

図表4-1-2 平成21(2009)年度 音楽学部 入学試験

入試の種別と募集人員	出願資格と入試方法
<p>公募推薦入学試験 (募集人員は 63 人)</p>	出 願 資 格
	<p>次の 1～3 すべてに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高等学校（本学が高等学校に準じると認める学校を含む）を 2009 年 3 月卒業見込、または 2008 年 3 月卒業の者。</li> <li>2. 出身高等学校長の推薦を得られる者。</li> <li>3. 本学に合格した場合、所定の入学手続を行い、必ず入学することを条件として出願する者（専願）。</li> </ol>
	入 試 方 法
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第 1 方式 志願する専攻に必要な全ての音楽基礎科目の認定を取得した人のための受験方式で、試験科目は専門実技課題と面接。</li> <li>2. 第 2-A・第 2-B 方式 音楽基礎科目の認定を取得していない人の受験方式で、第 2-A 方式の試験科目は専門実技課題・面接・専門実技追加課題、第 2-B 方式は専門実技課題・面接・作文。</li> </ol>
<p>特別推薦入学試験 (募集人員は 42 人)</p>	出 願 資 格
	<p>次の 1～5 すべてに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高等学校（本学が高等学校に準じると認める学校を含む）を 2009 年 3 月卒業見込の者。</li> <li>2. 出身高等学校長の推薦を得られる者。</li> <li>3. 本学に合格した場合、所定の入学手続を行い、必ず入学することを条件として出願する者（専願）。</li> <li>4. 志願する学科・専攻に必要な全ての音楽基礎科目の認定を取得した者。</li> <li>5. 次の A～C のいずれかに該当する者             <ol style="list-style-type: none"> <li>A. 大阪音楽大学付属音楽院特別推薦 大阪音楽大学付属音楽院進学コース在籍者で特別推薦の適用を受けた者。</li> <li>B. 高等学校音楽科特別推薦 高等学校音楽科または本制度適用認定の高等学校音楽コースに在学し、特別推薦の適用を受けた者。</li> <li>C. 同窓会（幸楽会）特別推薦 同窓会（幸楽会）特別推薦実技認定審査において当該学科・専攻の実技の認定を受けた者。</li> </ol> </li> </ol>
	入 試 方 法
	<ol style="list-style-type: none"> <li>A. 付属音楽院特別推薦：入学試験は面接のみを行う。</li> <li>B. 高等学校音楽科特別推薦：入学試験は面接のみを行う。 この制度による入学試験までの経過は次の通り。本学は、入学希望者のある高等学校からの申請により、教職員を当該高等学校へ派遣し、入学希望者の実技の試聴等と面談を実施する。実技の試聴等では、入学希望者の実技が本学の求める水準に達していることを見極め、面談では本学の建学の精神等の基本理念を説明するとともに、入学希望者の進学の意志や就学の適性を判断する。面談は入学希望者・高等学校の教員・本学の面談委員の三者で行い、三者が合意に達した場合、入学希望者の適用を認める。</li> <li>C. 同窓会《幸楽会》特別推薦：試験は面接のみを行う。</li> </ol>
<p>一般入学試験 A 日程 (募集人員は 100 人)</p> <p>一般入学試験 B 日程 (募集人員は 5 人)</p>	出 願 資 格
	<p>次の 1～3 のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高等学校（本学が高等学校に準じると認める学校を含む）を 2009 年 3 月卒業見込または卒業した者。</li> <li>2. 通常の課程による 12 年の学校教育を 2009 年 3 月修了見込または修了の者</li> <li>3. 次の A～E のいずれかに該当する者、または 2009 年 3 月 31 日までにこれに該当する見込のある者。             <ol style="list-style-type: none"> <li>A. 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。</li> <li>B. 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。</li> </ol> </li> </ol>



	<p>C. 文部科学大臣の指定した者。</p> <p>D. 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業認定試験に合格した者（大学入学資格検定規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）。</p> <p>E. その他、本学において相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。</p>
	入 試 方 法
	<p>2008年度入試より、一般入学試験はA・Bの2つの日程に分けて実施している。</p> <p>1. A日程：入学試験科目は、専門実技課題・音楽基礎科目・外国語・国語。ただし音楽基礎科目の認定を取得している場合は、当該試験科目が免除される。</p> <p>2. B日程：入学試験科目は、専門実技課題と面接。</p>
	出 願 資 格
留学生入学試験 (募集人員は一般入試に含まれる)	<p>次の1～3のすべてに該当する者</p> <p>1. 外国籍を持ち、外国での学校教育において12年の課程を修了した者（日本の場合の高等学校卒業）。</p> <p>2. 授業を理解できる日本語の能力がある者。（財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験2級程度）</p> <p>3. 本学が留学生としての資格を認めた者。</p>
	入 試 方 法
	試験科目は、専門実技課題・日本語作文・日本語会話（面接）。
募集人員の合計 210人	

音楽学部に進学を希望する人を対象として、入学試験とは別に「音楽基礎科目到達度テスト」を実施している。このテストは、入学試験における受験生の負担を軽減するためのものであり、本学が音楽基礎科目として定めるソルフェージュ（旋律聴音・新曲視唱）・楽典・鍵盤楽器（ピアノまたは電子オルガン）について、その学習到達度を調べ、所定の成績をおさめた場合には入学試験において当該科目を免除している。高校2年生の10月からこのテストのための受験登録が可能で、毎年、3月・8月・12月の3回実施され、大半の受験生が認定を取得している。また、高等学校音楽科または本学が認める音楽コースの出身者については、全ての音楽基礎科目が認定となる。図表4-1-2内に記載されている「音楽基礎科目の認定」とはこのことを指す。

公募推薦入学試験・特別推薦入学試験・一般入学試験B日程等で行われる面接試験では、教員2人が1組となって試験委員を担当し、受験者の学習への意欲・目的、音楽的経験、高等学校の生活、本学志望の理由などを質問して適性を審査している。

また、昭和54(1979)年度入学試験より、専門実技試験における公正さを確保するため、独自の「入室番号制」を実施している。これは、志望専攻ごとの受験者をいくつかのグループに分け、そのグループ内の入室番号（演奏順番）を抽選で決めるもので、採点は受験番号を伏せ、入室番号により行われる。受験者の氏名・受験番号は実技試験のみならず、筆記試験の採点においても伏せられ、入試判定教授会における受験者の合否判定も受験番号は伏せ、整理番号により行っている。

音楽学部第3年次編入学試験、音楽専攻科入学試験、大学院入学試験については、図表4-1-3に示す通りの出願資格・入試方法を定めている。

## 図表4-1-3 出願資格・入試方法

## 平成21(2009)年度音楽学部 第3年次編入学試験

入試の種類別	出願資格と入試方法
推薦入学試験	出願資格
	併設短期大学部卒業見込みの者を対象とし、基礎講座を含む専門実技、またはテーマ研究の平均成績 4.5 以上、全科目の平均成績 3.8 以上の者を短期大学部が推薦する。(いずれも 2 年次前期までの 3 セメスター分の成績を、秀：5、優：4、良：3、可：2 として算出)
	入試方法
	入学試験は面接のみを行う。
一般入学試験	出願資格
	次の 1～2 のいずれかに該当する者 1. 短期大学音楽科または 4 年制大学音楽学部（音楽に関する課程を含む）を卒業した者、または 2009 年 3 月卒業見込の者 2. 本学において第 1 項と同等の資格を有すると認められた者
	入試方法
	試験科目は、専門科目・音楽基礎科目・外国語（英・独・仏・伊の各国語より 1 カ国語を選択）。ただし、試験科目のうち、音楽基礎科目（ソルフェージュ・音楽理論・鍵盤楽器）については、それぞれ 4 単位以上、外国語については、1 カ国語を 4 単位以上習得している場合には、当該科目の試験が免除される。
募集人員は、推薦入学試験及び一般入学試験を合わせて 30 人（作曲学科 2 人、声楽学科 8 人、器楽学科 20 人）。また、外国人の音楽学部第 3 年次編入は、日本国内の大学・短期大学を卒業または卒業見込の者に限定している。	

## 平成21(2009)年度音楽専攻科入学試験

出願資格
1. 4 年制大学音楽学部（音楽に関する課程を含む）を卒業した者、または 2009 年 3 月卒業見込の者 2. 本学において第 1 項と同等の資格を有すると認められた者
入試方法
入学試験は専門科目のみを行う。
募集人員は各専攻を合わせて 10 人（作曲 2 人、声楽 3 人、ピアノ 5 人）

## 平成21(2009)年度大学院入学試験

出願資格
次のいずれかの項目に該当する者 1. 大学を卒業した者（卒業見込者を含む） 2. 文部科学大臣の指定した者 3. 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者 4. 大学に 3 年以上在学し、または外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、大学院において所定の単位を優れた成績をもって習得したものと認められた者 5. その他、本学の大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者 6. 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者
入試方法
試験科目は、専門科目・小論文・外国語。ただし、オペラ・歌曲・ピアノの各研究室の出願者には、専門科目について第 1 次及び第 2 次試験を課し、小論文は、作曲・オペラ・歌曲・ピアノ・管弦打の各研究室の出願者に課す。 外国人留学生については、専門科目試験に加え、日本語の試験（作文・会話）を課す。 2009 年度入学試験より、前期日程と後期日程に分けて学生を募集する。
募集人員は各専攻・研究室を合わせて 10 人（作曲 2 人、声楽 3 人、ピアノ 5 人）

## 4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

音楽学部の入学定員に対する入学者の比率は、平成17(2005)年度よりそれぞれ1.21、1.18、

1.08、1.14である。また、平成19(2007)年度と平成20(2008)年の第3年次編入者は、それぞれ40人と34人であり、平成20(2008)年5月1日現在の音楽学部の全在籍者数は1,019人となり、収容定員900人に対する在籍者数の比率は、1.13である。

次に、平成17(2005)～20(2008)年度について、音楽学部・音楽専攻科・大学院の各学科・専攻の入学人数と、平成20(2008)年5月1日現在の在籍者・休学者数等を図表4-1-4に示す。

図表4-1-4 収容定員・在籍者数

＜音楽学部＞

平成20(2008)年5月1日現在(人)

学 科	入学定員	収容定員	1年次		2年次		3年次		4年次		合計	
			在籍	休学	在籍	休学	在籍	休学	在籍	休学	在籍	休学
作 曲	10	40 (44)	5	0	11	1	12	0	12	0	40	1
声 楽	60	240 (256)	56	1	46	1	67	0	61	4	230	6
器 楽	140	560 (600)	185	3	169	2	193	2	202	4	749	11
合 計	210	840 (900)	246	4	226	4	272	2	275	8	1,019	18

※休学者は内数

(収容定員の()は、3年次編入を含めた数)

＜音楽専攻科＞平成20(2008)年5月1日現在(人)

専 攻	入学定員	収容定員	在 籍	休 学
作 曲	2	2	0	0
声 楽	3	3	8	0
器 楽	5	5	18	0
合 計	10	10	26	0

＜大学院＞

平成20(2008)年5月1日現在(人)

専 攻	入学定員	収容定員	1年次		2年次		合 計	
			在籍	休学	在籍	休学	在籍	休学
作 曲	2	4	1	0	3	0	4	0
声 楽	3	6	2	0	5	0	7	0
器 楽	5	10	5	0	3	0	8	0
合 計	10	20	8	0	11	0	19	0

(2) 4-1の自己評価

例年4回実施しているオープンキャンパスにおける公開授業や体験授業、教員・学生によるコンサート、学内の施設見学ツアー、全体説明会、個別相談等を通じて、本学の教育目的や教育方法を具体的に説明している。また、入学志願者に求められる専門分野の水準は、入学受入れ方針に基づく入試課題曲等として示されているが、明確に成文化されたアドミッションポリシーの周知はまだ十分ではない。

学生の入学状況と在籍者数については、学科により定員充足率に多少の差が認められるが、大学全体としてほぼ適正な範囲内にある。

音楽基礎科目についての知識や能力を問わない公募推薦入学試験の第2-A・B方式及び一般入学試験B日程で合格した入学予定者に対し、本学での学習に支障がないようにするため、入学前に4日間の「楽典」の補習授業を行っている。しかし、出席率は低く、当該入学予定者に対する補習授業の目的は十分に達成されていない状況である。

### **(3) 4-1の改善、向上方策（将来計画）**

アドミッションポリシーについては、平成20(2008)年度中により一層分かり易い形で文化し、本法人ホームページ上への掲載、平成22(2010)年度版からの大学案内、進学ガイドブック、入学試験要項等に掲載し、入学希望者と社会に向けてその浸透を図る。

入学前の者の多様な学習環境に対応するため、音楽学部入学試験における音楽基礎科目の扱いに一定の方針を貫くことが難しい状況にある。しかし、この音楽基礎科目は入学後の「ソルフェージュ」「音楽理論」等を学ぶ上で必須のものであり、入試制度の検証と並行して入学後のカリキュラムの見直しを行うことも必要である。この問題については、大学運営会議を中心に検討を予定している。

大学院音楽研究科は、平成20(2008)年度入学試験より前期日程と後期日程に分けて試験を実施し、優れた資質を備えた入学者の確保に努めることが決定している。

## **4-2. 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。**

### **(1) 事実の説明（現状）**

#### **4-2-1 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。**

新入学生に対しては入学以前に案内文書を送付し、開講科目等カリキュラム内容の説明を行って学習に対する自覚を促すとともに、①実技レッスン担当教員②音楽基礎科目（「ソルフェージュ」「音楽理論」「副科鍵盤楽器」）のスタート段階③外国語科目（「英語」「ドイツ語」「イタリア語」「フランス語」の選択）④教職課程の履修、について希望調査を行っている。

新入学生に対するオリエンテーションを入学式当日から授業開始までの約10日間に重点的に行っている。さらに平成19(2007)年度より、初年次教育の一環として、全新入学生を25人程度のグループに分け、各グループに専任教員2人を配置し、よりきめ細かなオリエンテーションを行っている。

4月10日前後に新入寮生全員と希望する新入学生を対象に、1泊2日の「フレッシュマン・キャンプ」を実施している。このキャンプでは、新入学生同士のみならず、上級生・卒業生、教職員との交流を通じて、大学生活のスタートを円滑にすることに重点を置き、企画・運営のほぼ全てを上級生リーダーに委ね、参加した新入学生がその後の大学生活の中で、リーダーシップを発揮する契機となっている。

在学生に対しては新年度開始前の3月下旬から4月上旬に学年、学科・専攻別に新年度のガイダンスを実施し、学生生活上の諸注意、カリキュラムの説明、受講登録の案内を行っている。

学生便覧、Campus Guideを発行し、カリキュラムの内容、履修規程、受講登録の方法、受講から単位の認定までの流れを案内している。その他、受講登録ガイダンスを専攻ごとに行っている。また、受講相談日を別に設け個別の相談を受付けている。

受講登録についてはコンピュータによって処理しているが、個々の学生の履修状況を個別にチェックしている。また留学生、復学生、及び卒業、進級に係る要件が不足しそうな学生に対しては個別に履修相談を行っている。

シラバスでは各科目の各回の授業内容及び担当教員名、単位数、成績評価の方法などについて説明している。シラバスは平成17(2005)年度より電子化しCD-ROMに収録したが、現在は本法人ホームページから閲覧できるようになっている。なお平成20(2008)年度より本法人ホームページ上での一般への公開も実施している。

授業への欠席は学業不振に留まらず、深刻な学習困難に陥る兆候である場合が少なくないので、毎年度前期及び後期のほぼ中頃に全授業担当教員を通じて出席状況調査を行っている。欠席や遅刻が多いなどの問題を持つ学生に対しては、学生生活担当の教職員を始め各専攻の教育主任や専攻実技担当教員が個別に面談し、指導を実施するなどの対応を行っている。

学習・履修に関する相談は、数人の担当職員が常駐する学務センターで常時受け、対応している。質問については学務センターにおいて受け、必要な場合は質問カードを記入し提出すれば、質問内容により教員・部会等から回答することになっている。

レッスン担当教員は学生の希望と教員の担当授業時間数等を調整の上、年度開始時に決定するが、途中変更の希望については、学生生活担当が事情を聞いた上で学生部長・教務部長が面談し、変更が必要と認めた場合、各教育主任と調整の上で変更している。

学習意欲を喚起することを目的とした報奨制度として、優秀学生に対する褒賞的給付制度及び卒業時に最優秀賞・優秀賞等を選考して表彰する制度がある。

専門実技の優秀な学生に対しては、オーディションなどを通じて大学や専攻主催の演奏会に出演できるなど、正課授業の延長線上にあるものとしてハード・ソフトの両面からバックアップを行っている。

付属図書館は、図書・楽譜・雑誌に加えて視聴覚資料を豊富に備えており、それらを視聴できることが大きな特徴である。所蔵資料は電子データベース化され、本法人ホームページ上で検索が可能となっている。毎年「ライブラリー・ツアー」として図書館内ガイド・ツアーを実施し、学生の図書館利用に対する援助を行っている。

また、学生が無料で使用できる多くの練習室を整備している（練習室数については図表9-2-1参照）。練習室の使用に関しては、第1キャンパス内の練習室はA号館1階学務センター、第2キャンパスK号館はK号館事務室、P号館はP号館事務室、O号館はO号館事務室と、それぞれの施設に申込窓口を設置し、通常の授業時間帯の前から20時半までの利用に対応している。練習室には、ピアノが設置されており、個人的な練習、ピアノを使った伴奏合わせなどに活発に利用されている。

#### 4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

通信教育は実施していない。

#### 4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

音楽大学の特質として、専門実技担当教員が学習支援を含めた学生の様々な相談に対して個別に対応することが可能である。本学の組織的相談体制としては、学務センターが相談窓口として機能する。学務センターに持込まれた相談は、その内容に応じて各担当教員・各教育主任・各部長に伝達され、適切に対応される仕組みになっている。学習支援に関する事項については、教育部長及び教務担当職員の管轄となるが、複合的な問題である場合には、学生部長が協働するなど柔軟な対応ができるようになっている。

授業の満足度を調査するため、自己点検・評価統括委員会によって、実技科目を含む全科目を対象とした授業アンケート調査を実施し、カリキュラム編成や授業改善に活用している。

学習支援活動の充実については、FD(Faculty Development)活動における組織的活動を平成20(2008)年度から実施している（基準5-4参照）。

##### (1) 4-2の自己評価

学生への学習支援は、学務センター及び担当職員、教育部長・学生部長等において適切に行っている。

新入学生対象のフレッシュマン・キャンプは充実した内容になっている。教員による新入学生オリエンテーションは、開始後間もないことから、初年次教育充実の取組み全体の中で試行錯誤しながら進めているのが現状であるが、学習支援体制の強化方策として有意義である。

学生の学習上の悩み等については、日常的に最も密接な関係にある専門実技担当教員を通して行われる場合も多く、学生にとっては複数の相談ルートがあることになる。その反面、個人レッスンという形態があるがゆえに、オフィスアワーの設定の必要性を感じていなかった面もあったことは否定できない。非常勤教員も含めた教職員全体に学習支援方針の周知徹底と情報の共有が必要である。

##### (2) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

学生相談の機能を、ハード・ソフトの両面で充実させるべく継続的に検討を行っているが、現時点での進捗状況は以下の通りである。

学生相談機能の充実については、平成20(2008)年度の法人事業計画で予算化され、人的手配も含めて可能な限り早い時期での稼動を準備中である。

オフィスアワーについては、平成20(2008)年7月からの実施が決定している。

今後、自己点検・評価活動やFD活動との連携を強化し、よりきめ細かい全学的な学習支援のあり方を追求する。

**4-3. 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。****(1) 事実の説明(現状)****4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。**

学内には、学生食堂・売店・文具・楽譜楽書・楽器備品等の販売店等が設置され、外部業者により運営されている。

本学には、第1キャンパスから南東へ約1,300mの場所に、自宅通学が困難な女子学生のための、「豊南寮」がある。全室個室、フローリング、ベッド・収納棚を設置し、共有ではあるがユニットバスによる個別の浴槽及びシャワー室を備えている。全室ピアノの設置が可能であり、防音及び冷暖房設備により、寮生は22時まで練習することができる。個室でのインターネット接続も可能であるが、パソコンを持たない寮生への配慮として、共用のパソコンを増設する計画は、インターネット環境の整備を含め平成20(2008)年度中に完了する予定である。年度によって多少の変動があるが、ここ数年は毎年40人前後の入寮生を迎えている。かつては毎年70～80人が入寮していた時期もあるが、学生減に加えて集団生活や門限を始めとする様々な規制を好まない近年の学生気質も関係して、在寮生は減少傾向にある。

寮の自治組織として、入寮生による豊南寮運営委員会があり、定期的に学生生活委員会及び担当教職員との会合を行い、希望の聴取と大学としての生活指導を行っている。平成18(2006)年度以降は、入寮生への支援強化のために学生生活委員会に寮担当委員を置き、日常的に寮を訪問し実態把握に努めるとともに、7月と12月の年2回、寮生の親睦を深めるイベントを実施している。

下宿紹介を希望する学生には学務センターが対応している。ピアノの設置希望に応じるため、防音加工を施した平均家賃6～7万円程度の物件を中心に紹介している。毎年15～20件の下宿の紹介を行っている。

通学時の災害補償として、自転車による通学者には学生総合保障制度に加入することを勧めており、豊南寮入寮生については加入を義務付けている。穂積菰江線の整備により交通量が増加しており、自転車、徒歩に関わらず通学中の事故に対して注意を呼びかけている。自動車・単車による通学は、原則として認めていない。

アルバイトの斡旋・紹介は学務センターとエクステンション・センターが行っている。特に演奏関係のアルバイト情報についてはエクステンション・センターが提供している。

校地間の移動について、第1キャンパスから第2キャンパスまで約1,000mの距離があり、楽器等を携帯しての移動や両校地間の環境・交通事情などを考慮し、スクールバスを運行している(月～金 8:50～20:40/土 8:50～17:10)。運行時間は概ね授業の開始及び終了時刻に合わせ、30分から40分間隔で運行している。

**4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。**

奨学金制度は、「日本学生支援機構奨学金」に加えて、本学独自の「大阪音楽大学奨学事業財団」「大阪音楽大学大学院奨学制度」を運用している。この他に学外の活動に対する奨励金として「大阪音楽大学奨学事業財団 奨励金」の制度がある。学生の経済的背景は年々厳しくなっており、授業料納付に困難を訴える学生が増加している。本学では、このよう

## 大阪音楽大学

な学生のための授業料延滞措置を用意し、緊急かつ重大な困難を抱える学生に対しては特例的な奨学金貸与を行うなど、運用面でも支援を行っている。次の図表 4-3-1 に本学独自の奨学金制度の概要を示す。

図表 4-3-1

### 大阪音楽大学奨学事業財団奨学金

奨学金	月 額	45,000 円
	期 間	採用年度のみ（1年間 ただし毎年度申請による継続は可能）
	資 格	人物・学業・成績ともに優れており、家庭の経済的事情により修学が困難な者。
	募集期間	4月上旬
	人 数	若干人
	返 還	貸与終了月の翌月から起算して6ヵ月を経過した後、20年以内に返還。年賦による返還が原則（無利子）。
奨励金	海外留学、海外・国内講習会参加等のための経費の一部を給付して、学生の教育研究活動を援助する助成制度	
	資 格	学業・成績とも優れている者。
	種 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海外留学奨励金</li> <li>●海外・国内音楽講習会参加奨励金</li> <li>●海外・国内音楽コンクール参加奨励金（原則として入賞者）</li> <li>●その他奨励事項奨励金</li> </ul>
	回 数	当該年度において1人につき1回限り。

### 大阪音楽大学大学院奨学制度

奨学金	月額	50,000 円
	期間	2年間（24ヵ月）
	資格	2008年度（2008年3月）本学音楽学部卒業見込者。
	募集期間	大学院入学願書と同時に出席。
	人数	採用予定 5人以内
	返還	給付のため返還義務はなし。

さらに本学には、下記に示すように、学生の積極的な勉学を応援し、優れた学業成果を賞する「卒業時の優秀賞」「音楽社会活動賞」があり、学習意欲を高めている。

図表 4-3-2

### 卒業時の優秀賞

趣 旨	実技成績（音楽学専攻の場合は「音楽学演習」）が優秀な音楽学部の学生の中から、卒業時に「最優秀賞」「優秀賞」を選考し表彰する。
選考方法	学内の委員会により選考。受賞対象者は卒業演奏会出演資格者であることを条件とする（音楽学専攻については別途審査する）。学生からの申請は受付けない。
表彰	卒業式において学長より表彰状及び記念品を授与する。 「最優秀賞」受賞者には外部ホールでの受賞者演奏会への出演資格を与える（音楽学専攻は受賞者演奏会の対象外とする）。

### 音楽社会活動賞

趣 旨	音楽を通じた継続的なボランティア活動や創造的な音楽活動を表彰。コンクール等は対象外とする。
対象学年	全在学生（ただし最終学年の者）
申請方法	自薦・他薦ともに申請書に所定の事項を記入して提出する。 いずれの場合も活動を裏付ける資料が必要。 また自薦の場合は第三者による推薦状を添付する。
提出期間	卒業・修了年度の1月下旬～2月中旬
表彰	卒業式において学長より表彰状及び記念品を授与

平成 19(2007)年度まで成績優秀者に対する報奨制度の一つとして、夏期・春期休業中に海外または国内で開催される音楽講座等の参加費用を助成する短期学外研修制度を実施していた。この制度は平成 20(2008)年度より、以下に述べる褒賞的奨学制度の一環として、



「海外留学助成金制度」及び「国内提携講座受講助成金制度」へ発展的に解消している。

図表 4-3-3 短期学外研修（海外または国内） 平成 19(2007)年度まで

趣 旨	夏期休業期間中に海外や国内における音楽研修・セミナーの受講を希望する学生を対象に所定の経費を援助。
助成額	海外 60 万円、国内 20 万円を上限とし、領収書などに基づく実費精算。
対象学年	大学 1・2・3 年次生、短大 1 年次生及び大学 3 年次編入試験合格者
申請期間	2 月中旬～3 月中旬
提出場所	学務センター
結果発表	4 月下旬
単位認定	大学・短大の在學生で「特別実習」の単位認定を希望する人には別途案内。

以下に、平成 20(2008)年度より運用を開始した褒賞的奨学制度の概要を挙げる。

#### ① 給付奨学金制度

この制度は、学業成績の優秀な学生を対象に、授業料の一部を奨学金として支給する制度で、成績評価を次の A・B・C の 3 つの視点から捉え、それぞれの申請者の中から、給付対象者を決定する。

##### ・奨学金 A

実技科目と専門教育科目の成績がきわめて優秀で、一般・外国語・保健体育の成績が基準に達している学生より選抜する。給付額は年間授業料の 1/2、人数は各学年 1 人以内。

##### ・奨学金 B

実技科目と一般・外国語・保健体育の成績がきわめて優秀で、専門教育科目の成績が基準に達している学生より選抜する。給付額は年間授業料の 1/4、人数は各学年 2 人以内。

##### ・奨学金 C

全科目の成績がきわめて優秀で実技科目の成績が基準に達している学生より選抜する。給付額は年間授業料の 1/6、人数は各学年 4 人以内。

#### ② 大阪音楽大学フレッシュマン給付奨学金制度

新入生を対象に、専門実技の極めて優秀な者に、50 万円の奨学金を給付する制度で、実技オーディションと面接により選考。人数は 4 人以内。

#### ③ 海外留学助成金制度

本学が提携あるいは覚書を締結した海外の大学・音楽院への留学を希望する場合に、その経費の一部を助成する制度。実技成績がきわめて優秀で、その他の科目の成績が優れている学生より、書類審査と面接の上選考する。

#### ④ 国内提携講座受講助成金制度

この制度は、本学が提携あるいは覚書を締結した国内で実施される音楽研修・セミナー等へ夏期または春期休業期間中に受講を希望する場合、その経費の一部を助成する制度。実技成績がきわめて優秀で、その他の科目の成績が優れている学生より、書類審査と面接の上選考する。

### 4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

本学には学生自治会があり、選挙によって選出された学生役員によって運営されている。学生自治会は、学生の要望を大学に伝えるといった日常の活動の他、大学祭の主催やフレッシュマン・キャンプへの協力といった大規模な行事で重要な役割を果たしている。また、学生自治会公認のクラブ・同好会の支援活動も行っている。クラブ・同好会の数は多いと

は言えないが、学生の課外活動は演奏会等、共通の目的のためにその都度メンバーが集まるといふ形のものが多い、この面では非常に活発な課外活動が展開されている。学生自治会の行う様々な活動に対しては、学生生活委員会及び学務事務部門学生生活担当が学生自治を尊重しながら支援及び指導を行っている。

本学では学生の演奏活動、音楽文化に関わる学生の自主活動等に対して援助を行う制度を設けている。これは「大阪音楽大学音楽文化振興財団」が担っており、事務的には学務事務部門学生生活担当が支援及び指導する体制を取っている。平成 19(2007)年度は、24 件の申請があり、約 340 万円の助成を行った。この中には毎年学生が学科・専攻を越えて自主的に企画・実施するオペラ公演「Tutti オペラ」があり、毎年充実した公演を行っている。

現在、豊中市教育委員会からの要請により、主に「室内楽」の受講生が課外活動として豊中市立の小・中学校へ赴き、音楽の授業の支援活動を行っている。これは豊中市が提唱する「音楽があふれる学校づくり」を実現するための「サウンドスクール事業」の一環であり、その背景には「音楽や図工・美術の授業が崩壊することから連鎖的に学級崩壊がおこる」という豊中市教育委員会の現状認識がある。

#### 4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

健康相談は保健室、心的支援は「心の相談室」、生活相談は学務事務部門学生生活担当が学生の相談を受付けている。ただし、近年の学生からの相談は、健康・心の悩み・生活上の問題が複合あるいは混在していることも多く、状況に応じて相互に連携を取りながら対応している。

セクシュアル・ハラスメント対策に関しては、ハラスメント防止のための規程を制定し、「相談員」を置いている。相談員は常時学生からの相談を受付けるとともに、必要な場合には調査委員会を設置して、学長に報告し、学長は適切な処置を取ることとしている。さらに処分等が必要な場合には学長は理事長に報告し、懲戒等が行われる体制を整備している。また人権委員会はセクシュアル・ハラスメント以外の諸ハラスメント及び人権侵害に対する同様の相談及び調査活動を行っている。

学生に対しては学生生活に関する冊子「Campus Guide」を配布し、その中で本学が持つこれらのシステムの利用方法やハラスメント等に関する意識の啓発を図っている。また教職員に対しては諸ハラスメントの予防を図るために専門家（弁護士）による講習会を実施してきた。

本学では専門的な心的支援について、専門カウンセラーと契約を結び、「心の相談室」として月に2回（第2月曜日と第4水曜日）相談に応じている。この日程以外に相談がある場合は、相談者が直接カウンセラーに電話で連絡できる体制を取っている。

保健室は第1キャンパス内にあり、ここには看護師資格を持つ専門の職員が常駐している。隔週月曜日に校医が学生及び教職員の相談に対応している。また、保健室前には様々な健康に関わる情報を提供するために掲示スペースを確保している。毎年4月には定期健康診断を実施している。

学生の急病やけがに対処するために、応急時の体制については、0号館や第2キャンパスでは事務室内に専用のスペースを設け、ベッド、車椅子、担架を設置している。そのほか

救急箱は学務センター、オペラハウス事務室、P号館事務室、O号館事務室、豊南寮、体育用具室、K号館事務室に設置され、AED（体外式心室除細動器）はA号館、K号館、O号館、オペラハウス及び豊南校地に設置されている。また、教職員に対するAEDの使用法等についての講習会を定期的を開催している。

学生生活委員会と学務事務部門学生生活担当の協力の下、学生生活全般に関する啓発紙「VIVO」を年に数回発行している。

#### 4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

学生サービスに対する学生の意見については、学務センターと学生生活担当職員が対応している。学務センターは、常時数人の事務スタッフがあらゆる相談を受けるオープンな体制を取っている。学生サービスに対する学生の意見は、直接学務センターに伝えることができ、質問カードに記載して提出することにより、教員を含め関係の部署からの回答を受取することもできる。

#### (2) 4-3の自己評価

学生サービス、厚生補導のための組織は整備されている。設備面での改善は段階的に進めてきた。学生生活委員会は平成18(2006)年度より、「行動する学生生活委員会」として、学生サービスの向上を意識化し、教員と職員の協働体制を築くことで、学生の意見を積極的に汲み上げる姿勢を鮮明にしてきた。

経済的困難を訴える学生に対する経済的支援は、制度を弾力的に運用することで、できる限りのことを行っている。褒賞的給付奨学金は平成19(2007)年度に制度化の作業を終え、平成20(2008)年度導入した。

学生の課外活動支援は多面的かつ積極的に行っている。

学生相談は、適切に行われているが、学生の状況が多様化する傾向を考慮すれば、相談体制の見直しと強化が必要である。

#### (3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

学生サービスについては、施設・設備面も含めて計画的な改善・向上が必要である。喫緊の課題として現在検討中のものは以下の通りである。

- ・ 学生寮の環境改善について、寮生の意見を取り入れつつ学生生活委員会で検討している。
- ・ 学生相談システムの再構築の柱として、学生相談室（仮称）の設置に向けて、平成20(2008)年度に人的配置を伴う予算措置が実現している。できる限り早い時期の稼働に向けて、場所と担当者の確保を急いでいる。
- ・ 学生の意見を汲み上げるとともに、それを学内に反映させる新たな仕組みを構築するには、学内の様々な組織の協働のあり方を同時に構想しなければならない。

#### 4-4. 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

##### (1) 事実の説明(現状)

##### 4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

就職・進学に関しては、エクステンション・センターがキャリアデザイン講座や進路ガイダンスを開催している。進路ガイダンスは、3年次の5月に行っており、その際にハンドブックを配布し、また、「進路調査カード(兼求職票)」で将来に対する志望を調査し、進路指導を実施している。

大学院及び音楽専攻科への進学に関しては、適宜、進学ガイダンスを実施している。

就職・進学に関しては、随時、エクステンション・センターで相談や助言を行っている。

また、情報を入手するための検索用コンピュータを設置しており、必要ならば、これを使って企業へのエントリーを行うことや、情報を得ることもできる。

教職課程については、毎年度始めに教職課程ガイダンスを実施している。また学生が中学校・高等学校へ教育実習に赴く場合には教職課程の教員に加え他の専任教員が参加して実習校に訪問し指導を行っている。

##### 4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

本学は教職課程を置き、所定の単位を習得することにより、中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状が取得できる。また大学院及び音楽専攻科を修了し所定の単位を習得すれば中学校教諭専修免許状・高等学校教諭専修免許状を取得することができる。

エクステンション・センターではキャリアデザイン講座を開催し、エクステンション事業委員や専門のキャリアカウンセラーによる相談日を設けている。また、資格を取得するための情報提供や、講座を実施している。

平成19(2007)年度には、資格取得講座として「音楽指導グレード4級・5級」「秘書技能検定準1級・2級」を開講した。

インターンシップは音楽関連企業や団体を中心にして実施している。本学では「インターンシップ特別実習」の科目を開設し、学生はガイダンスを受け、実習時間を累積している。インターンシップ特別実習委員会において実習記録及び実習先企業等からの評価を基に審査を行い、卒業年次に単位を認定している。インターンシップは夏期(8~9月)と春期(2~3月)の年2回行っているが、平成19(2007)年度は合計38人が実習を受けた。実習先は下記の通りである。

大阪センチュリー交響楽団、大阪アーティスト協会、いずみホール、伊丹アイフォニックホール、ザ・フェニックスホール、びわ湖ホール、LICはびきの、羽曳野市教育委員会、(株)ステップ、(株)河合楽器製作所、清家楽器、MIKIミュージックサロン、ヤマハミュージック大阪、ヤマハミュージック神戸、FMあまがさき、(株)USEN、大阪音楽大学附属音楽幼稚園、大阪音楽大学音楽博物館

実習終了後は、実習生全員とエクステンション事業委員が出席してインターンシップ報告会を行い、各自の体験を再確認するとともに、大学側も学生の意見や要望を取り入れて、次年度以降のインターンシップに活かしている。

### (2) 4-4の自己評価

学生の就職及び進学への支援体制はエクステンション・センターを中心に組織的に行っている。同センターはそれにとどまらず、在学生及び卒業生の演奏活動、社会活動、地域活動を支援している。音楽大学の学生の進路には就職と進学という一般的な進路の他に、自ら演奏者や指導者として新たなキャリアを開発するという独特の進路があり、場合によっては自ら切り拓くという特徴を持つ。このような活動に対しては社会的な支援が重要な要素となるが、エクステンション・センターは積極的にこの支援を担っている。

### (3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

音楽の世界における専門就職とは、企業・団体、学校や機関に所属し演奏活動や教育指導に限らず、自宅での指導、個人での演奏活動なども広い意味では就職に当たると考えられるように、一般的な就職という概念では捉えきれない部分がある。しかしながら卒業生はこのような音楽業界のみで活動している訳ではなく、当然一般企業への就職に進むものも少なからず存在する。また、本学が目標とする「社会を牽引できる音楽人」として活躍する場を開拓しつつ、本学の目標そのものの社会性を確認するためにも、インターシップやキャリア教育を、全学的な問題としてカリキュラムと連動させることの検討を開始している。

### [基準4の自己評価]

入学者選抜及び収容定員の管理については適切に行われているが、アドミッションポリシーについてはより明確にし、学内外に周知しなければならない。

学習支援については新入学生を含む全学生に対して充実したオリエンテーション及び履修ガイダンスを実施し、学生へのサービス体制も整備されている。

入学前の教育については大学におけるカリキュラムの説明と科目やクラスの選択についての事前調査などを行っているが、授業そのものは実施していない。入学試験制度が多様化しているため、音楽基礎科目についての入学前の教育を受けていない新入生に対する教育に関してはカリキュラム上、進度別クラスの設定により対応しているが、推薦入学試験の合格通知から入学までの半年間を有効に活用するプログラムを設定することを含めて、入学前教育について具体的に検討する必要がある。

学習をめぐる相談体制は整備されているが、退学者や休学者が増加傾向にあり、事後の相談体制にとどまらず、問題が深刻化する前に有効な方策を講ずることを検討する必要がある。なお、オフィスアワーについては平成20(2008)年度中の実施が決定している。

カウンセリングやハラスメントの防止については十分に機能していると考えているが、問題意識を喚起するために講習会の開催などを恒常化する必要がある。

就職と進学に対する支援についてはエクステンション・センターが組織的・継続的に活動することにより成果が上がりつつある。またキャリア教育が実施され、資格取得の支援が行われている。卒業生を対象に実施している「音楽人材登録」制度は専門就職率向上に寄与するものである。

**[基準4の改善・向上方策（将来計画）]**

アドミッションポリシーに基づいた入学者の確保及び選択を進める。海外の大学・音楽院との提携に合わせて、留学生受入れの体制を整える。

奨学制度については、平成20(2008)年度より新たな制度の運用を始めたが、実際の運用上の問題点がいくつか出てきており、改善を加える。

授業だけではなく、学生の学習支援により積極的に加わる支援体制を構築する。また、学生の多様な相談に組織的に対応するべく、学生相談室を早急に立ち上げる。

学生の進路に関しては、学生のキャリアデザインに対する意識を高めるとともに、今まで以上に大学が社会に積極的に働きかける方策を検討する。

## 基準 5. 教員

### 5-1. 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

#### (1) 事実の説明（現状）

#### 5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

大学設置基準で定められている専任教員数は、本学の場合 34 人である。平成 20(2008)年 5 月 1 日現在の専任教員数は 43 人、充足率 126%となり、必要な教員数を十分に満たしている。これらの教員は作曲・声楽・器楽学科・教養科目・教職課程・音楽博物館にそれぞれ適切に配置されている。また、本学の教育研究を充実させるために客員教授 3 人、特任認教授 4 人を委嘱している。

#### 5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

専任教員 43 人に対して、兼任教員は兼任教員 22 人と非常勤教員は 281 人（平成 20(2008)年 5 月 1 日現在）であり、非常勤教員の割合が高くなっている。これは本学が実技の個人レッスンを中心とした少人数教育を行っていること、器楽学科においては楽器ごとに教員の配置が必要なためである。

専任教員の男女別の構成については専任教員全体での男女比は、概ね 1.7 対 1 となっている。現在、外国人の専任教員はいない。

年齢別の構成については、専任教員の定年は 68 歳であり、61～68 歳の年齢層がほぼ 4 割を占めている。昭和 49(1974)年と昭和 53(1978)年に入学定員増を行っており、この時期に専任教員を集中して採用したことが大きな要因となっている。

教員の専門分野による構成は、学科別の教員構成であること、教養教育及び教職課程の専任教員を配置していることなどにより、バランスのとれたものとなっている。

#### (2) 5-1 の自己評価

専任教員数は大学設置基準を満たしている。しかし、年齢構成は高い年齢層の比重が大きく、バランスを欠いている。

非常勤教員の比率が高い点に関しては、先述のようにレッスンという一対一の実技教育が行われていること、多岐にわたる楽器をカバーする必要があることが大きな要因であり、是正することは難しいが、専門実技分野の多様性を保障する面も併せ持っており、積極的に評価できる。

#### (3) 5-1 の改善・向上方策(将来計画)

今後の新規採用に当たっては、専門分野・年齢構成に加えて、男女比等様々な点を考慮して計画的な採用を行うことにしている。

年齢構成の面では、今後数年間に 20 人近くの定年退職者が出ることになっており、計画的な採用計画により、ここ数年のうちに、バランスの取れた年齢構成となることが予想される。

非常勤教員の比率については、是正するのは困難であるが、専攻ごとの学生数の動向を

勘案しつつ、採用計画の検討を行う。

## 5-2. 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

### (1) 事実の説明(現状)

#### 5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

教員採用に関しては、人事委員会において審議される。特に、専任教員採用については法人の採用計画に基づき審議され、募集する専門分野や担当科目、募集方法などが決定される。募集に関しては専任教員・非常勤教員共、原則として公募により行われる。

専任教員の採用については、応募者に対して、書類審査による第一次選考、専門分野における資質を問う第二次選考の面接(実技審査を含む)を行った上で、大学人としての適性を問う面接及び模擬授業あるいは模擬レッスンによる第三次選考を行う。選考に当たっては第一次から第三次を通して、当該専門分野の専任教員に人事委員会から専門外のメンバーを加えることにより、客観性と公正を期している。また、第三次選考では学長・副学長がオブザーバーとして参加する。その後人事委員会で審議し候補者を選出、人事委員会からの推薦を受け、教授会において審議・決定し、理事長が任命する。

昇任については人事委員会が、専任講師または助教から准教授への昇格、及び准教授から教授への昇格について、各専門分野からの推薦候補者を審査基準に従って審査し、推薦者を教授会へ上程し審議決定する。推薦候補者は専任講師または助教歴4年、准教授歴4年がそれぞれ必要である。これに研究業績、社会活動、教育活動について、評価基準に基づく審査を行い、大学運営活動を加味した上で、審議・決定する。

#### 5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

教員の採用・昇任に関しては以下の規程を定めている。

- 1) 「大阪音楽大学人事委員会規程」
- 2) 「大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部専任教員採用選考基準」
- 3) 「大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部専任教員昇格基準」

教員の採用・昇任手続は人事委員会、教授会の審議を経て理事長が任命する。現状の採用・昇任は基本的にこれらの規程・基準に沿って1)の採用・昇任に関する規程に基づき大学独自の判断により運用している。

### (2) 5-2の自己評価

専任教員の採用や昇任の規程は、明確な基準と手続により適切に行っている。

### (3) 5-2の改善・向上方策(将来計画)

専任教員の採用選考及び昇格はそれぞれの審査の段階では大学と併設短期大学部では人事委員会は別組織であり、その違いを考慮して行ってきたが、基準自体は共通であった。この点は是正する必要があるので、人事委員会にプロジェクト・チームを設け、平成20(2008)年度中には基準を見直す。



**5-3. 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。**

**(1) 事実の説明(現状)**

**5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。**

授業担当コマ数は、併設短期大学部を含めての担当コマ数が講義系科目担当教員は週 6 コマ、実技レッスン担当教員は週 7 コマを超えた場合が加給支給基準の対象となっている。

教員担当時間にある最低授業時間数が比較的少ない理由は、少数の専任嘱託教員によるもので、当該教員とは年度ごとに契約を取り交わしている。大半の教員は併設短期大学部での兼担コマ数を合わせると、前記基準コマ数以上の授業担当を行っている。

**5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、T A (Teaching Assistant) 等が適切に活用されているか。**

本学にはTA(Teaching Assistant)の制度はなく、平成18(2006)年度まで非常勤の教育助手制度を置いていた。しかし、業務内容が必ずしも「助手」概念とは一致しないこと、演奏会前の限られた期間のみの授業補助業務が必要である等のケースもあるところから、業務委託契約による演奏員・技術員制度に切替えた。演奏員は本学の演奏員登録者から、授業担当教員の要請により演奏補助業務(伴奏、合奏授業で不足している楽器のパートの充足等)を行っている。

TAについては、現在、制度化に向けて、大学院運営委員会で検討に入っている。

**5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源(研究費等)が、適切に配分されているか。**

教育研究目的を達成するための研究費等の配分等については、各専攻及び各科目部会から選出された委員に加え、研究部長、図書館長、音楽博物館長、研究事務部門長、により組織される研究委員会において審議している。この委員会は教員の研究のための諸問題の検討、図表5-3-1に示す研究助成制度に係る申請の募集と受諾についての審議、学長・理事長への提案、附属機関の間の共通課題の検討、研究紀要に投稿される論文等の精査と掲載の可否などを所轄する。なお、研究助成規程の改定等、研究面での重大な変更を伴う案件の決定については、研究委員会の審議・承認を経て教授会が行う。

図表5-3-1 研究費関連の制度

【第一区分】年間利用限度額	40万円
1) 個人研究費	6万円以内
2) 通常研究(申請)	34万円以内
3) 研究出張(申請)	20万円以内
4) 研究紀要論文執筆補助(申請)	3万円(年間利用限度額には算入しない)
【第二区分】年間利用限度額	70万円
1) 特別研究(学術分野・申請)	70万円以内 研究期間 1,2,3年のいずれか
2) 特別研究(芸術分野・申請)	70万円以内

3) 特別プロジェクト研究 (申請)	研究経費全額	研究期間 1,2,3 年のいずれか
4) 研究成果出版助成 (申請)	70 万円以内	
5) 長期特別海外研修 (申請)	250 万円以内	6 か月以上 1 年以内、通算 2 年以内
6) 海外研修 (申請)	200 万円以内	
	長期・補助、長期・私費、短期・特別、短期・補助、短期・私費に分類	
7) 国内研修 (申請)	150 万円以内	
	機関・特別、機関・補助、機関・私費、在宅・特別、在宅・補助、在宅・私費に分類	

同一申請者による1年間の利用限度額は第一区分と第二区分の合計110万円であり、当該年度を含めた過去5年間の利用限度額は350万円となっている。ただし、3) 5) 6) 7) は、当該年度利用限度額合計の起算時に70万円を越えるものについては70万円と読み替える。

## (2) 5-3の自己評価

専任教員の業務には、担当授業の準備、講義、採点以外にも、担当する委員会やプロジェクト・チームでの議論や審議、入試に関する業務などが挙げられる。また、研究は重要な本来の業務である。その中で、現在の授業担当基準の講義6コマ、実技7コマは適切であると評価できる。ただし、実技科目担当者は少人数教育であるため担当授業数が多くなる傾向がある。これは、実技科目については、レッスン担当者の希望を学生から受付けていることも影響している。

研究費に関しては、明確な支給基準が制定されており、基本的には申請を行い、承認されれば研究に充当できる制度が整備されている。

## (3) 5-3の改善・向上方策(将来計画)

教育担当時間数については、実技系教員と講義系教員の間で大きな差がある。学生数が多い専攻の実技教員の担当時間数が増える主な要因は学生の希望をできるだけ取り入れてレッスン担当教員の決定を行っているため、ある程度やむを得ない面もあるが、専任教員採用や非常勤講師を配置する等の処置により是正することを計画的に進める。

平成18(2006)年度をもって非常勤教育助手制度は廃止され、演奏員制度が導入された。しかし、本来の授業を補助する業務としての助手が必要であるとの認識から、人事委員会でプロジェクト・チームを立ち上げ検討に入っている。

研究費について、学内の制度が適正に適用されているが、公的・民間を問わず学外からの資金の導入を積極的に進める。

## 5-4. 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

### (1) 事実の説明(現状)

#### 5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD等の取組みが適切になされているか。

平成17(2005)年10月に「FD研究会」が発足、FD(Faculty Development)活動の一環として、教員を対象とした授業改善に資するIT関係の講座、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントに関する講習会を実施した。この研究会は平成18(2006)年3月にFD活動に関する答申を行って解散し、平成18(2006)年度、学長主導の、教育改革プロジ

ェクト中に FD 活動検討チームが設置された。さらに平成 19(2007)年度には教育改革プロジェクトの答申を受けた学長の改革提案が教授会で承認され、平成 20(2008)年度からの FD 活動の本格稼働に向けて、FD 準備委員会が発足した。

FD 準備委員会は、FD に関する情報の収集・分析作業を行い、本学独自の FD の課題と活動内容を構想した。平成 19(2007)年度後期には、FD の基本方針の提案、組織・関連規定の原案作成に着手した。また、FD に対する共通理解の形成のため、専任教員全員の参加による「第 1 回 FD シンポジウム」を開催した。内容は、「問題提議 1 FD の歴史・概念・全国の動向と本学の課題」、「問題提議 2 本学独自の FD とは何か」という 2 つの報告をもとに意見交換を行い、事後にアンケートを行ってその結果をフィードバックしている。

#### FD 活動の基本方針

- 1) 本学の FD 活動は、音楽大学の特殊性を踏まえた独自なものであるべきこと
- 2) 課題発見の営みそのものが、実はすでに FD 活動である
- 3) 授業改善主義に偏することなく、教員の自己変革にかかわる自主的な活動であるべきこと
- 4) FD というものを広くかつ自由に理解し多様な内容で実践すべきこと

#### FD 活動の組織

- 1) FD 活動の総括責任者を研究部長とし、一定の独立性を保障する
- 2) FD 活動を推進する委員会を設置する
- 3) FD 活動をサポートする事務部門は研究事務部門とする

なお、FD 活動の一環として、学長の改革提案として挙げられた、学生が希望により実技教員の実技レッスンを見学することができる「オープンレッスン制度」は平成 19(2007)年度後期より実施している。

### 5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

研究委員会が月 1 回開催され、教員の研究に関する諸問題の検討、研究助成制度に係る募集、申請の可否、学長・理事長への提案、附属図書館・音楽博物館の共通課題の検討、研究紀要の発刊などについて審議している。

教員の教育研究活動に関しては、毎年業績調査が実施されている。また、本法人ホームページにその業績が提示されている。

平成 20(2008)年度から、研究部長を委員長とする FD 総括委員会の設置に併せて FD 推進室を開設した。FD 総括委員会は、固定メンバーを置かず、検討内容に併せて全専任教員から数人を委嘱する形で運営される。

「学生による授業評価アンケート」は毎年実施し、集計結果の公表、講義・演習科目担当教員へのフィードバック、実技科目の専攻部会へのフィードバックを実施している。

#### (2) 5-4 の自己評価

本学の授業は少人数授業が多く、学生とのコミュニケーションは活発だと言えよう。これまでの FD 活動は試験的・部分的な実施に留まっていたが、平成 20(2008)年度の FD 総括

委員会の設置に伴い活発に活動を展開し始めたところである。具体的には、FD推進室の設置、責任部署の確定、調査研究に資する人的配置、関連規程の整備、シンポジウムの企画、FDに関する教員フォーラム・学生フォーラムの創設、様々な提案をリアルタイムで発信するリーフレットの発行等である。

学生による授業評価アンケートの調査結果が授業の改善資料として十分に活用されているとは言えず、具体的な改善方策に結び付けるための仕組みをFD活動と関係付けつつ検討している。

### **(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）**

FD活動については、本格的な取り組みが始まったところであり、試行錯誤的な部分は残っている。しかし、そうした試行錯誤こそがFD活動の本質という面もあり、本学独自のFDを模索する努力を続けている。全学的なFD活動とするために、学内の諸委員会、特に大学運営会議との連携を円滑にするための環境作りを急いでいる。アンケートなどで高評価を得た授業を公開するなどの施策が必要であると考えられる。

#### **[基準5の自己評価]**

専任教員数については大学設置基準を満たしている。年齢構成、非常勤教員とのバランスでは改善すべき問題がある。専任教員の採用と昇任に関しては、規程が整備され、規程通りに行われ、その運用において特に問題は無い。教育担当時間は、実技科目、演習科目が多数を占めており、少人数教育を実施していることから、一部の教員の担当授業数が多くなっている。研究費に関しては、規程及び基準が明確に整備されており申請、承認されれば必要な額が支給される。

#### **[基準5の改善・向上方策（将来計画）]**

今後数年間で専任教員の退職者が増加するため、新規採用については、特に年齢構成に配慮して計画的な運用を行う。

非常勤教育助手制度に替わる演奏員・技術員制度は平成 19(2007)年度より実施されたが、授業のより円滑な実施に向けて、平成 20(2008)年に、プロジェクト・チームを発足させ、助手制度について検討する。

専任教員の採用と昇任の基準については、今まで併設短期大学部と共通の規程であったが、これは平成 20(2008)年度中に独自のものに改定する。

## 基準 6. 職員

6-1. 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

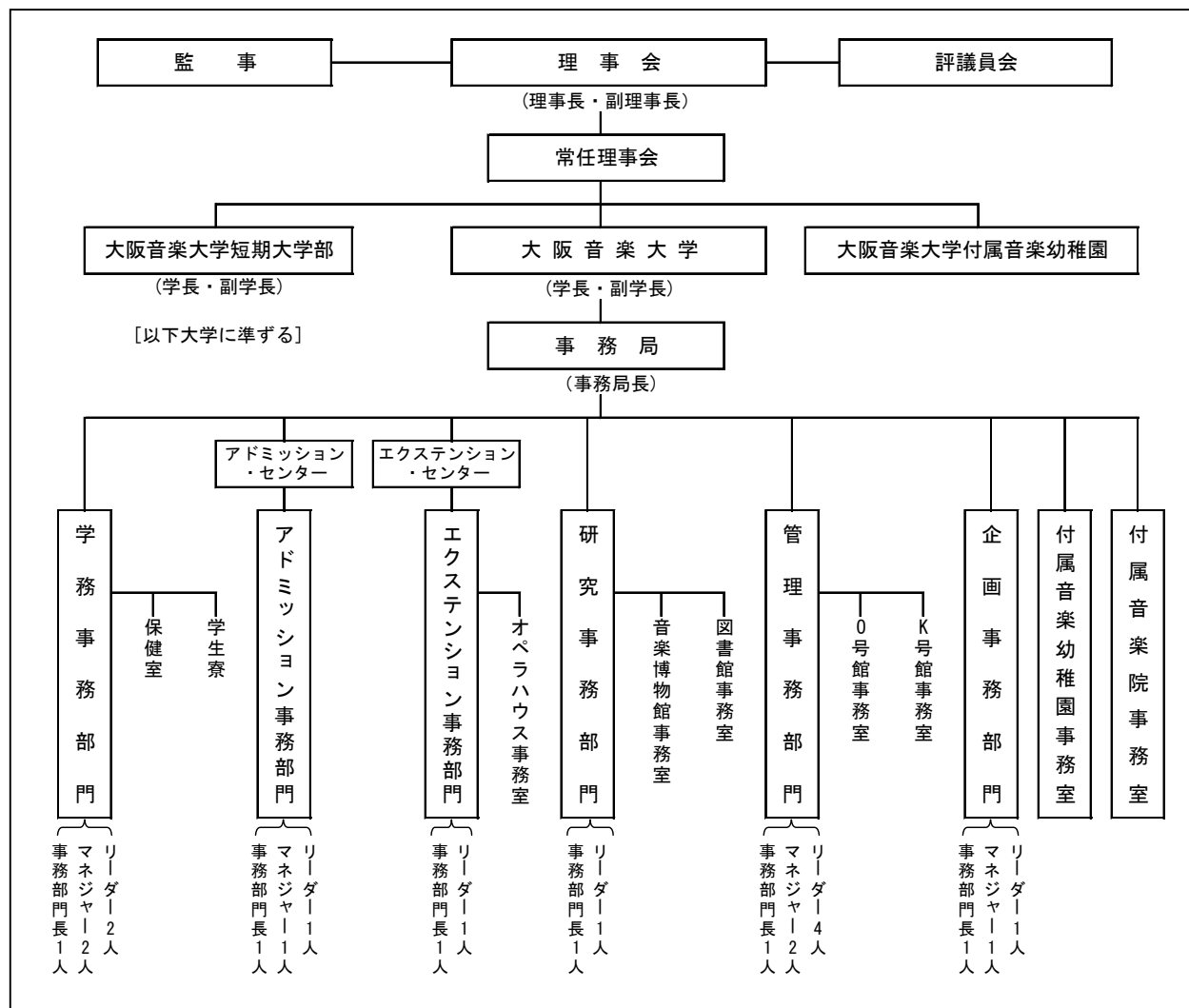
### (1) 事実の説明 (現状)

6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

事務組織の概要は以下の通りである。

図表 6-1-1 学校法人事務機構図

平成 20(2008)年 5 月 1 日現在



本学は「学校法人大阪音楽大学組織運営規程」「学校法人大阪音楽大学事務局組織運営規程」に基づき、データ編 6-1 に示す人数の事務職員を各事務部門等に配置している。

またこの事務組織は併設の大阪音楽大学短期大学部と共有の組織になっていることから、短期大学部に所属する専任職員 29 人が同じ組織の中で勤務している。

学生の総合窓口である学務センターなど各事務部門の窓口には、これらの職員を業務上必要とされる人数を勘案して配置している。また大学の使命・目的である「良識ある音楽家を育成すること」を達成するために、演奏会業務、付属図書館など音楽面での学生支援に従事する職員を確保している。

### 6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

財政計画の中で将来の職員数が年度ごとに示されていることから、事務局会議（事務局長、事務部門長により組織する）はこの職員数を根拠として採用計画を立案し、理事会がこれを審議・決裁する。情報処理などの特定分野の技術を有する職員を募集する場合もあるが、採用後のキャリア形成を前提に、ゼネラリストとしての職員を採用することを基本方針としている。

また平成 12(2000)年度の事務機構改革を機に役職者（リーダー、マネジャー、事務部門長、事務局長）の任期を 4 年に定めたことから、昇任・異動は基本的に 4 年ごとに行われる。ただし、退職や新規採用等との関連もあり、ほぼ毎年 6 月 1 日付で定例の昇任・異動を行っている。この昇任・異動についても組織の活性化と継続性を基本方針として、各事務部門における職員の経験年数、今後の事業展開など様々な要素を勘案しながら実施している。

なお平成 20(2008)年 6 月 1 日より新たな役職制度の導入が確定しており、リーダー、マネジャーを廃し、事務局次長、事務部門長補佐、スタッフ・リーダーを配置できることとした。

### 6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

職員の採用・昇任・異動に関する規程は次の通りである。

「就業規則」 第 4 章 第 1 節（採用） 第 2 節（異動）

「大阪音楽大学事務局組織運営規程」

第 15 条（任期） 第 16 条（任用） 第 17 条（適任者の選任）

「学校法人大阪音楽大学専任事務職員採用規程」

「学校法人大阪音楽大学専任事務職員異動規程」

「学校法人大阪音楽大学専任嘱託職員規程」

「学校法人大阪音楽大学非常勤嘱託職員規程」

「学校法人大阪音楽大学アルバイト職員規程」

平成 19(2007)年度に事務局組織運営規程、及び専任職員に関する採用規程、異動規程を制定し、平成 20(2008)年 4 月 1 日付の専任職員採用、6 月 1 日付の人事異動の手続はこれらの規程に準拠した。採用試験の実施方法や事務局会議、常任理事会の役割は定められており、規程は適切に運用されている。

## （2）6-1 の自己評価

職員人事については事務局会議が採用候補者や異動案等を策定し、常任理事会がこれを審議・決裁することを原則としている。平成 19(2007)年度にはこれらのルールを規程として制定し、採用・昇任・異動に関する手続や方法がより厳密で明確なものとなった。

平成 19(2007)年度～20(2008)年度にかけて、選択定年などによる人数減を補充すべく採用活動を継続しているが、必要十分な職員数としてあと 2～3 名を早い時期に確保する必要がある。学内 LAN の導入などシステムの活用により、事務の省力化、効率化を図り、限られた人材を適材適所に配置するよう努力しており、職員数の不足が学生対応などの窓

口業務に支障をきたさないよう十分に注意を払っている。

### **(3) 6-1の改善・向上方策(将来計画)**

これまでは専任職員の人数減に対して、派遣社員やパートタイム職員などの非正規雇用の増員、あるいは業務委託者との契約でマンパワーの不足を補ってきた。今後は専任職員数をこれ以上減少させることなく、長期的に一定数を維持する。

また専任職員一人ひとりの業務分担が重くなったことで、組織の活性化を目的とする異動を行うことは容易ではないが、業務を標準化することも目的に含め、今後は規程に基づいて定期的な異動を行う。

## **6-2. 職員の資質向上のための取組みがなされていること。**

### **(1) 事実の説明(現状)**

#### **6-2-① 職員の資質向上のための研修(SD等)の取組みが適切になされているか。**

本学では毎年8月31日を全校閉鎖とし職員研修を実施しているが、これまでは教養目的の講義や職員相互のコミュニケーションを深めるためのイベントを事務局会議などで企画することが多かった。平成19(2007)年8月31日には私大職員研修センターより講師を招聘し、「窓口対応の効果的なすすめ方」を開催し、パートタイム職員等を含めて99人の職員がこれに参加した。またこれとは別の日程で、職員からの自発的な提案に基づき、接遇やICT(Information and Communication Technology)関連、ハラスメントなどの講習を不定期に実施してきた。

さらに平成19(2007)年度より、新規事業として「職員能力開発研修の実施」を創設し、事務部門長を対象に外部での管理職研修等を受講するための予算措置を講じた。時間的な制約等から、全員が多くの研修会に参加できた訳ではないが、マネジメントについて深く考える契機となった。

上記以外にも、日本私立大学協会、日本私立短期大学協会、日本私立学校振興・共済事業団等が開催する研修会には積極的に職員が参加し、資質向上や他大学の職員との情報交換等に努めている。

### **(2) 6-2の自己評価**

職員が業務の中で必要性を感じ、Off-JT(off the job training)としての研修を適宜実施することには相応の意義があると判断する。しかしながら、1回完結型の研修は、その後のフォローアップを十分に行えない点に問題がある。また、研修を8月31日以外に実施する場合は、業務の都合により必ずしも全員が参加できるとは限らない。

「職員能力開発研修の実施」についても、研修内容は各職員の積極的な選択に委ねられており、個人レベルでの効果は感じられるが、組織全体としての取組みには至っていない。

### **(3) 6-2の改善・向上方策(将来計画)**

今後はSD(Staff Development)という目的意識を事務組織にさらに浸透させ、系統立てた研修を企画・立案する。内容は社会人基礎力の涵養やコーチング、クレーム対応等、こ

れまで大学で取り上げられる機会が必ずしも多くなかった一般的なテーマに加え、労務やコンプライアンス、財務等、専門分野の理解と知識を深めるテーマにも重点を置く。

また職員能力開発研修の実施については、事務部門長を対象とする研修から、平成21(2009)年度を目途とする新人事制度の本格導入に合わせて、職階別の研修へ段階的に発展させる。さらにこれらと合わせて、救命救急講習の受講など、職員個人の自発的な資質向上を支援する体制も従来通り継続する。

### 6-3. 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

#### (1) 事実の説明(現状)

#### 6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

事務業務に関する一層のサービス向上と、新しい事務部門を整備する目的で平成12(2000)年9月に事務機構改革を実施した。従来の部課制を改め、事務体制を業務の区分により6部門に再構築した。この改革を機に、学生生活に関するあらゆる質問・相談・申込・届出等を受付ける、ワンストップサービスの総合窓口として学務センターを開設した。

また教学との連携の面では、事務局長、各事務部門長が教授会にオブザーバーとして出席することで教学の動きを理解するとともに、情報を共有している。さらに教授会傘下の各種委員会に事務職員が構成員として参加し、協議に積極的に関わる場合もある。このように事務機構は教育研究活動と密接な関係を保ちながら、それを支援している。

各事務部門が取扱う業務は以下の通りである。

#### <学務事務部門>

学習・教育・演奏に関する業務、学生生活・課外活動など在学中の学生にかかわる業務を担当。前述の学務センターを包括する。

#### <アドミッション事務部門>

入学・入試に関する業務を担当。

#### <エクステンション事務部門>

在学生に対するインターンシップ、就職支援・斡旋、及びキャリア形成支援などの業務を担当。卒業生支援として演奏・指導の機会の開拓を行っている。

#### <研究事務部門>

教員の研究にかかわる事務を担当するとともに付属図書館、音楽博物館の業務を担当。学内の図書・楽譜・視聴覚資料及び楽器資料の電子データベース構築。FD活動の支援。

#### <管理事務部門>

財務会計・施設設備・人事総務にかかわる業務全般、及び事務機構・教育研究用のコンピュータ・ネットワークの構築、メンテナンス等を担当。

#### <企画事務部門>

理事及び学長等、教学運営責任者の業務執行に必要な事務全般を担当。法人関連の監督官庁への届出・申請の事務、対外重要契約書類、広報の統括、広報誌の発行を取り扱う。

なお平成20(2008)年6月より、学務事務部門の演奏会に関する業務をエクステンション事務部門に移管することとした。エクステンション事務部門が担当しているオペラハウスの管理運営、専属オーケストラのマネジメント業務などと学生の演奏会に関する業務を統



合し、効率化を図ることが主な目的である。

### （２） 6－3の自己評価

事務機構改革からすでに8年が経過した。部課制を廃し事務部門制を導入した時点から今日まで、業務の合理化という面では一定の成果があったと認識している。学務センターの設置は、就職など学生に関する全ての窓口業務を包括している訳ではないが、様々な情報が1ヵ所で整理されることにつながった。

学務事務部門及び管理事務部門は発足の頃より部門の規模が大きく、情報伝達などの面で改善の余地があり、このことが前述した演奏業務の移管の一因となった。また本学は部課制の時代から現在に至るまで、学生部長や研究部長等、教員役職者が事務機構の役職者と並列的に配置されており、部門制の導入後は職員役職者との役割分担や決裁ルートなどが複雑になっている。

### （３） 6－3の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く環境の変化とともに、各方面で大学職員論等が活発に展開され、京都・大阪の大学コンソーシアムでは事務職員を対象とする体系的な研修がすでに開始されている。このように、大学の事務職員の資質を向上させる取組みは、すでに社会の動きとなっていることは疑う余地が無い。

本学が事務体制の改善・向上という観点から優先すべき課題は、職員全体のマンパワーを冷静に分析し、この社会の動きに応えられる人材を確保するとともに育成することに他ならない。

理想の大学像を求めて、様々な施策が学内で展開される。カリキュラム改革を一例に挙げれば、職員の主な仕事は大学設置基準や教育職員免許法上の整合性を点検することであった。このような従来型の役割分担も重要であるが、今後は専門的な知見を併せ持ち、積極的にカリキュラム改革の議論に参加できる職員の育成に取り組む。

### 〔基準6の自己評価〕

本学は音楽の単科大学として、一定の専門性を持つ職員を各部門に配置しており、このことが教育研究活動に貢献していると評価する。また事務機構改革は合理化など一定の成果を上げた。学生の総合窓口が開設後8年間、特段の問題なく稼働していることも業務のあり方を十分に検討した結果であると評価できる。

専任職員が減少傾向にあり、非正規雇用者の比率が高くなっているが、今後は専任職員を一定数維持する。同時に各部門の業務を分析し、場合によっては外部委託化を検討するなどの工夫も検討する。

職員の資質向上は、まずSDという概念を十分に職員組織に浸透させ、共通認識とするところから始める必要がある。

### 〔基準6の改善・向上方策（将来計画）〕

事務機構全体を改善、向上させるために、規程に基づき人事の活性化を図る。また研修は1回完結型のものから計画的、系統的なものへ変更し職員の資質向上に取り組む。

現在の事務機構を役職者の任期から4年一区切りで考えた場合、まもなく2期目が終了するが、平成21(2009)年度には新人事制度の導入が検討されている。「新人事制度導入準備プロジェクト・チーム」が準備を進める中で、移行ルールの制定や評価者研修の実施など取り組むべき課題が多く残されている。新たな体制にスムーズに移行することが今後の事務体制の改善・向上には不可欠である。

## 基準7. 管理運営

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

### (1) 事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

#### 1) 大学の目的

学校法人大阪音楽大学寄附行為前文に「この学園は、大正4(1915)年永井幸次が音楽教育の必要を痛感してこれを創立しその努力によって大阪音楽大学に至るまで発展せしめた。この開学の精神を尊重し益々音楽教育に貢献せんとするものである」と定め、法人とその設置する学校等の機関が、基準1において示した建学の精神を基に行うべきものであることを定めている。また建学の精神を大学教育において実現するために大阪音楽大学学則はその第1条において使命・目的を定めている。

#### 2) 学校法人大阪音楽大学の管理運営体制

学校法人の業務は、最高決議機関である理事会が決定する。理事会は「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」（寄附行為第15条第1項）。この規定に基づき理事長は、学校法人を代表して、その業務を統括し、執行している（寄附行為第7条第2項）。理事会は学校法人の最高決議機関であるが、予算、借入金、事業計画、その他の重要事項についてはあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない（寄附行為第23条）。理事会の議事は、法令及び寄附行為に定める場合を除き理事総数の過半数で決する。また、寄附行為の変更には、理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を要する。理事長はその職務を円滑に遂行するために、副理事長及び常任理事を任命する。

理事会は平成17(2005)年度6回、平成18(2006)年度3回、平成19(2007)年度4回開催され、寄附行為の変更、予算、決算、補正予算、事業計画、大学の組織改編に関する届出、重要な規程の制定や変更、寄付金の募集などについて審議・決定を行い、学校法人の最高決議機関として機能している。また評議員会は平成17(2005)年度4回、平成18(2006)年度2回、平成19(2007)年度3回開催し、事業計画、予算を始めとして諮問事項について審議を行った。

また寄附行為により、理事会において決定した法人の業務並びに理事長の職務を円滑に遂行するため理事総数の2分の1を超えない理事によって構成される常任理事会を置いている（寄附行為第18条）。常任理事会は月2回開催を基本として、年間に25回以上開催され、理事長を補佐して法人内部の運営に関して業務執行の円滑な執行を図っている。

監事は予算及び業務執行の内容、執行の経過について監査を実施し、その結果を理事会及び評議員会に報告している。監査の取組みとしては、理事長から監事に対しては、理事の執務状況、当該年度の事業計画案・予算案、前年度の事業報告・決算内容等学校法人の業務を説明し、これを受け、監事からは理事長に対し毎年度末に、これらの事項に対する監査報告書が提出されている。なお、平成19(2007)年度において監事から指摘を受けている改善事項は無い。

なお監事は常に理事会に出席し、学校法人の業務全般に関する理解を深めるとともに、

必要に応じ見解を述べる体制となっている。

### 3) 大阪音楽大学の管理運営体制

学長は、教育理念の確立、育成すべき学生像の明確化、研究体制の充実など、教育研究活動全般の推進について、執行部を形成する副学長、教育・学生・研究等の各部長の補佐を受け、大学院研究科長及び音楽専攻科主事と共同しつつ、中心的な役割を果たしている。学長によって提起された基本的方向性に基づく教育・研究に関する様々な事項は、教授会の了承のうえで、まずプロジェクト・チームなどによってさらに精査、検討された案として具体化される。これを執行部と各専攻・科目教育主任によって組織された「大学運営会議」で徹底審議を加えた上で教授会に上程、審議を経て決定するという手順を踏んでいる。

学長の主導による提起事項は、各種の会議・委員会や、学長の諮問機関であるプロジェクト・チームによって検討・審議され、適切な決定がなされている。

教授会の審議事項は下記の通りである。(学則第 54 条)

- (1) 学則の制定および改定に関する事項
- (2) 授業および研究に関する事項
- (3) 学生生活および勉学環境の整備に関する事項
- (4) 試験・入退学・卒業・賞罰等学生の身分に関する事項
- (5) 学長・名誉教授・教授・准教授・講師・助教・助手その他授業を担当する者の任免について理事会に推薦する事項
- (6) 他大学または短期大学との間の単位互換等、他の教育機関との協定に関する事項
- (7) その他大学に関する重要な事項

### 7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

法人役員及び評議員の選考及び任用に関しては寄附行為に明確に規定している。

- ・ 理事長は理事の中から理事の互選により選出され法人を代表する。
- ・ 副理事長は理事会の同意を得て理事長が選任する。
- ・ 理事の定数は 10～15 人である。その構成は、①学長、②評議員互選理事 2 人、③本法人に関係のある者、または学識経験者の中から評議員会の意見を聞いて理事会が選任する理事、より成る。
- ・ 監事は 2 人とし、本法人の役員・教職員以外の者から評議員会の意見を聞いて理事会において選任する。
- ・ 常任理事は理事長・副理事長を含め理事の総数の 2 分の 1 以下の定数で理事長が理事会の承認を得て任命する。
- ・ 評議員の定数は 21～31 人であり、理事会が以下の選任区分に基づき選任する。評議員の選任区分は、①本法人の職員から選任された者 7～12 人、②本法人の設置する学校の卒業生で年齢 25 歳以上の者のうちから選任された者 5 人、③学長及び理事長、④本法人に関係ある者または学識経験者 7～12 人、に分かれる。

## (2) 7-1の自己評価

理事会、評議員会は寄附行為に基づいて適正に業務を行っている。役員及び評議員の選出は寄附行為に基づいて厳格に行っている。

また理事及び評議員の構成については、外部有識者の登用を積極的に行っていることは開かれた大学運営として評価できる。

学校法人の役員・評議員の定数については、平成18(2006)年3月に寄附行為の改正を行い、設置学校の種類や学生数等の法人の規模を勘案し、理事定数は15人から10～15人に変更した。評議員の定数は31人から21～31人に変更した。平成20(2008)年5月1日現在の理事総数は14人、評議員総数は29人である。全理事の中で本法人の役員・教職員以外の外部理事は6人、評議員は14人であり、ともに外部人材の登用を積極的に行っている。

本法人の管理運営全般にわたって、その意思決定から執行に至るまで、寄附行為に基づいて適正に行っている。法人の重要事項は必ず理事会の審議、決議を経て行っている。またその執行については理事長のリーダーシップの下で常任理事会が中心となって行っている。

大学の管理運営は、学則の定めるところにより学長がリーダーシップを発揮し、教授会による学則上の決定事項を教学執行部とともに執行している。また教授会及び大学院運営委員会の傘下に各種委員会を整備し、学内における審議の活発化を常に図っている。

## (3) 7-1の改善・向上方策（将来計画）

法人の管理運営は、理事長のリーダーシップを中心に、理事会及び評議員会により重要事項について審議を行っている。理事会、評議員会は現在その役割を果たしているが、開催回数は年度によっては少ない場合がある。今後は四半期に1回以上の開催を恒常化する。

監事は私立学校法及び学校法人会計基準に基づき会計監査を適正に行うとともに、毎回理事会に出席しているが、財務及び業務全般について全学的な改善案を具申できる体制と環境をさらに整備する。大学の管理運営体制については、すでに稼働中の、学長を中心にした教育・研究の全般的な改革提案の推進を図る。

## 7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

### (1) 事実の説明（現状）

#### 7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

理事長は法人管理部門の長として法人を代表する権限と責任を有している。学長は大学を統括し、学則に基づいて運営を行う。管理部門と教学部門については下記のように相互の連携を保っている。

学長は教学部門の最高責任者であると同時に寄附行為の定めにより常に理事となる。また学長は現在、副理事長を兼務している。この意味で法人と教学の間での重要な橋渡し役を担っている。学長を中心にして副学長、教育部長、学生部長、研究部長等が教学執行部体制を取り、教育・研究・社会連携の運営を進めている。またこの執行部と各専攻教育主任と科目教育主任、アドミッション・センター長、音楽専攻科主事の参加により大学運営会議が月1回開催されている。

管理部門と教学部門の連携を図るため執行部連絡会議を設置しており、原則として月1回定例的に開催している。会議の統括及び議長は事務局長が担当している。執行部連絡会議には理事長、学長、全常任理事、大学・短大副学長、大学院研究科長、大学・短大専攻科主事、国際交流室主事、事務局長、各部長・各館長・各センター長、各事務部門長、音楽院長、幼稚園長が出席し、相互の連携、意見交換、情報交換及び連絡調整を行っている。このため管理部門と教学部門の連携は円滑に行われている。

## **(2) 7-2の自己評価**

本法人の管理運営は、理事長と学長のリーダーシップと権能を明確にするとともに、相互の連携を図っている。平成20(2008)年現在理事長と学長は兼任していないが、学長は寄附行為上必ず理事となることと定められているが、現在、学長は副理事長を兼任しており、このため管理部門と教学部門の連携が十分に保たれている。また、執行部連絡会議は月1回定例的に開催され、意思疎通も良く、法人運営と教学運営の連携の役割を果たしている。

## **(3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）**

管理部門と教学部門の連携のあり方に関しては特に問題を生じていない。今後ともこの組織体制を維持・継続すべきであると考えている。今後は事業計画の策定・実施・点検を通じて、この連携体制を一層実効的でダイナミックな管理運営を実現するために活性化させる。

## **7-3. 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。**

### **(1) 事実の説明（現状）**

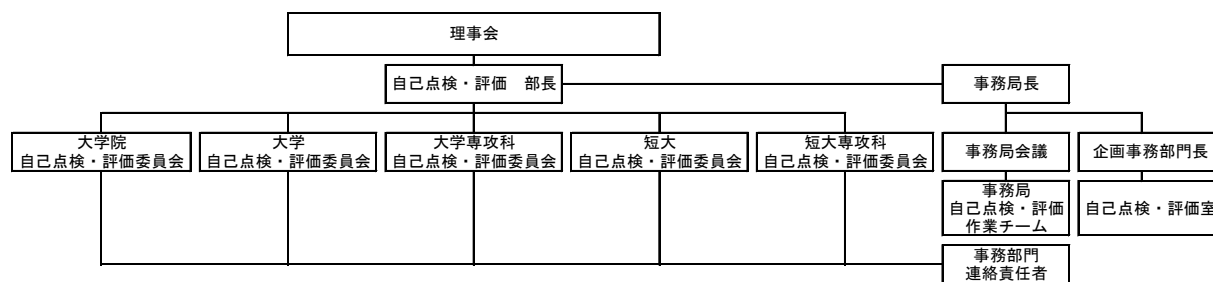
#### **7-3-① 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取組みがなされているか。**

##### **1) 自己点検・評価活動の経緯**

本学の自己点検・評価組織は平成5(1993)年5月の「自己点検・評価委員会」設置に始まる。同委員会における予備的な討議を経て、平成10(1998)年に学生による授業評価アンケート及び教員による授業評価アンケートを実施した。平成14(2002)年12月には最初の「大阪音楽大学授業アンケート報告書」を発行した。この後、自己点検・評価活動は、学生による授業評価アンケートの実施と自己点検・評価活動を柱としている、自己点検・評価統括委員会の下に統一的に展開されている。

##### **2) 自己点検・評価組織**

全学の自己点検・評価組織は下記の構成となっている。



図表 7-3-1 自己点検・評価組織図

- 自己点検・評価統括委員会（各委員長の任期は2年）  
自己点検・評価部長兼担当理事（議長）、大学副学長、短大副学長、事務局長、大学委員長、大学専攻科委員長、大学院委員長、短大委員長、短大専攻科委員長、企画事務部門長
- 大学自己点検・評価に係る体制  
大学自己点検・評価委員会（委員長、委員）  
大学専攻科自己点検・評価委員会（委員長、委員）  
大学院自己点検・評価委員会（委員長、委員）  
事務機構（事務局長、企画事務部門長、事務部門連絡責任者、自己点検・評価室）

### 3) 第三者による学習・教育目標の検証

自己点検・評価統括委員会は認証評価機関による認証評価を受審するための組織的な取り組みを行う。

### 7-3-② 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

自己点検・評価統括委員会に関わる全ての報告書は、学校法人大阪音楽大学公式ホームページ及び学内 LAN 上に公開するとともに刊行物として発行している。学外配布先は、文部科学省、日本高等教育評価機構、日本私立大学協会、日本私立短期大学協会等である。

自己点検は、建学の精神に基づく教育目標・教育研究・学生生活・社会的活動・管理・運営等の基本的事項について自己点検・評価を行い、客観的な評価により、教育研究への還元及び社会への説明責任を果たすことを目指している。

自己点検・評価の活用については大学運営会議を通じて、アンケート結果の通知や検討、個々の教員へのフィードバックなどを行っている。

大学運営会議及び平成 16(2004)年度に発足した教育改革プロジェクト・チームは、自己点検・評価の結果を受けて、平成 17(2005)年度に、教育課程の見直し・改善を実施すべくワーキング・グループを発足させたが、平成 18(2006)年答申をまとめ解散した。また自己点検・評価及び学生による授業評価の活用を図る審議の中から FD(Faculty Development)活動が組織化され、準備活動を経て平成 20(2008)年度に FD 総括委員会が設置され、活動している。

### (2) 7-3の自己評価

本学は7年ごとの認証評価受審に併せて7年に2回の自己点検・評価報告書の作成を行う

こととしている。これに基づいて、平成19(2007)年3月に「自己点検・評価報告書—大阪音楽大学専攻科の現状と課題2003-2005年度」、平成20(2008)年2月に「自己評価報告書-大阪音楽大学大学大学院の現状と課題2003-2005年度」、平成20(2008)年3月に「自己評価報告書—大阪音楽大学の現状と課題2003-2005平成(15～17)年度」を作成し、公表した。また平成18(2006)年に卒業生アンケートを実施し、その報告書を本法人ホームページ上に公開している。

自己点検・評価活動を大学の運営に反映させるために、大学運営会議及びFD総括委員会との間で連携が図られている。

### **(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）**

自己点検・評価を教育・研究へ還元・活用するために、平成20(2008)年度よりFD総括委員会を立ち上げ、FDフォーラム等の具体的な計画を立案・実施する作業に入っている。

第三者評価に関しては、平成20(2008)年度に日本高等教育評価機構による認証評価の受審を行う。

### **[基準7の自己評価]**

大学設置者である学校法人と教学組織である大学は、両者ともその管理運営体制が整備され、密接な連携を保ちながら適切に機能している。両者の代表者である理事長と学長は、相互に連携して大学運営を行っている。

自己点検・評価活動については比較的早くから委員会活動を展開してきたが、学校教育法に基づく学則による自己点検・評価の義務づけと実施体制の確立を経て自己点検・評価報告書の作成と公開を進め、教育研究活動に反映している。さらに、本年度、日本高等教育評価機構による外部評価を受審することが決定しており、大学が一体となって点検・評価に取り組んでいると評価できる。

### **[基準7の改善・向上方策（将来計画）]**

大学開学以来、理事会と大学教授会は良好な連携関係を維持しながら、管理運営及び教学業務を遂行してきた。今後も、これまでの連携を維持するとともに、執行部連絡会議のより一層の活用を図り意思疎通を行う。

今後の自己点検・評価活動においては、管理運営側、教学側ともに外部評価をさらに積極的に取り入れ、評価結果の活用を図る組織体制を明確化し、法人と大学が一体となって具体的な改善を行う。



## 基準 8. 財務

### 8-1. 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

#### (1) 事実の説明（現状）

#### 8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

本法人は短期事業計画に基づく4ヵ年の短期財政計画、及び中期8ヵ年の財政試算を策定し、予算編成の根拠としている。これらの計画や試算の中で学生数の推移を分析し、今後の学生生徒等納付金を算定するための基礎資料を作成する。同様に補助金や資産運用等についても、過年度実績を参考に今後の収入を予測している。さらに毎年、収支計算書類の監査が終了した時点で算定結果に修正を施し、精度を高めている。この様な資料作成により、複数年次にまたがる視点から財源を確保するための方策が立てられている。

支出については、収入予算の枠内で編成することを原則とし、平成19(2007)年度末の決算では繰越支払資金が減少したものの、消費収入超過を計上した。このように収支のバランスを考慮する中で、奨学制度の導入や施設・設備の改修、教育研究データベースの構築など、教育研究目的を達成するために可能な限りの予算を充当した。

#### 8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

本法人の会計は「経理規程」「経理規程施行細則」「固定資産及び物品調達規程」に従って処理されている。

予算執行の実務はすべてシステム化されており、予算成立とともに事業項目、予算枠など新年度のデータ入力作業を行い、年度の更新とともに各事務部門の端末から予算執行票の起票が可能な状態としている。

物品の購入や報酬の支払いの際は、各事務部門の担当者がシステム上から事業目的、勘定科目等を入力することでまず予算執行票を起票する。次に所属事務部門長がこれを承認。執行票は管理事務部門長へ集約され、同部門の担当者が業者への支払い手続等を行い、最後に会計伝票を作成する流れとなっている。

#### 8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

本法人は監査法人と契約を結び、通年的に会計監査を受けている。期中の会計処理、決算、帳簿と現金の照合などが主な監査の対象であるが、これ以外にも業務に関する具体的な提案を受ける場合がある。

毎年、決算監査終了後に行われる監査実施報告の際には監事も同席し報告を受けることとしているが、過去5年間、会計処理に関する特別な指摘事項は無く、法人の事業展開等について活発な意見交換の場となっている。

また平成18(2006)年4月に会計検査院の实地検査が行われた際にも、指摘事項は特に無かった。

## (2) 8-1の自己評価

平成 19(2007)年度末の決算では帰属収支差額（帰属収入－消費支出）が 7,300 万円の黒字、及び基本金組入後の消費収入超過が 2,700 万円となった。

消費収支の収入構成を財務比率の観点から考えた場合、学生生徒等納付金比率 74.0%(学生生徒等納付金／帰属収入) が平成 18(2006)年度の全国平均値よりも高く、寄付金比率 0.2%（寄付金／帰属収入）、補助金比率 7.5%（補助金／帰属収入）はそれを下回る。また支出構成では人件費比率 65.2%（人件費／帰属収入）が全国平均値を上回る。

これらの数値には本学が個人指導や少人数教育に重点を置いていること、大きな収益事業が無いこと等が反映されていると考えられるが、財政計画・財政試算との誤差も小さく、教育研究目的を達成する上で収支バランスは良い。

また資金収支計算書を組み替えてキャッシュフローベースにした場合も、資金ショートや自己資本取り崩しの危険性は極めて低い「A2」と判断され、財務は健全であると評価できる。

図表 8-1-1 教育研究活動のキャッシュフロー(CF)を基礎とする経営状態の区分

●教育研究活動のキャッシュフロー(CF)		
収入	平成 19(2007)年度決算	平成 18(2006)年度決算
学納金収入	3,306,792,310	3,439,491,896
前受金収入	215,980,000	218,990,000
前期末前受金	△ 218,990,000	△ 223,580,000
手数料収入	31,092,200	30,472,900
一般寄付金収入	0	0
補助金収入（施設除く）	329,187,283	316,276,982
資産運用収入	133,911,150	85,375,253
事業収入	138,410,858	128,896,408
雑収入	504,324,242	305,561,249
計	4,440,708,043	4,301,484,688
支出		
人件費支出	3,013,078,277	2,920,619,761
教研費支出	825,132,172	768,446,992
管理経費支出	284,300,718	256,927,797
借入金利息支出	6,413,080	9,330,560
計	4,128,942,247	3,955,325,110
収入－支出	311,765,796	346,159,578
「教育研究活動のCFは2年連続黒字である」		
●外部負債		
	平成 19(2007)年度決算	平成 18(2006)年度決算
長期借入金	83,300,000	99,960,000
長期未払金	5,095,440	6,442,275
短期借入金	16,660,000	61,100,000
未払金	49,322,547	57,317,787
学校債	0	0
手形債務	0	0
計	154,377,987	224,820,062
「返済に10年以上要する外部負債は無い」		

●運用資産		
	平成 19(2007)年度決算	平成 18(2006)年度決算
現金預金	981,152,232	1,316,588,267
長期性預金	500,000,000	500,000,000
退職給与引当特定預金	1,561,237,497	1,440,840,985
減価償却引当特定預金	600,000,000	600,000,000
有価証券	1,812,000,000	1,712,000,000
計	5,454,389,729	5,569,429,252
●帰属収支差額		
	平成 19(2007)年度決算	平成 18(2006)年度決算
帰属収入	4,466,502,762	4,334,264,193
消費支出	4,393,083,220	4,283,844,527
収入－支出	73,419,542	50,419,666
2006年度決算 黒字 1.16%		
2007年度決算 黒字 1.64%		
「帰属収支差額は2年連続黒字である」		
「黒字幅は10%未満である」 → A2(正常状態)		

会計処理は全てシステム上での作業であり、これが事務の省力化につながっている。また日々の業務において勘定科目や伝票の起票などに関して不明な点がある場合は、ただちに監査法人に所属する公認会計士に相談し、学校法人会計基準に準拠した指導を受ける体制が整っている。

### (3) 8-1の改善・向上方策(将来計画)

財務比率において明らかな通り、本法人にとって学生生徒等納付金収入の確保、すなわち入学者を安定的に確保することが最も重要である。このために広報活動やアドミッション事業を今後さらに活発に展開する予定である。また、財務基盤を充実させる目的で、平成17(2005)年3月3日、本法人の100%出資により「株式会社テスト」を設立した。当面の業務を学内の施設管理や物品購入等に限っていたが、将来的には音楽人材の派遣など音楽を軸とする新たなビジネスの創出を試みる。

今後、教育研究環境を維持、向上させる目的で複数年次にわたる施設改修を計画している。このために各年次の収支において無理のない資金の確保を試算中である。

## 8-2. 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

### (1) 事実の説明(現状)

#### 8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

私立学校法に従い計算書類(資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表)、財産目録、事業報告書、監査報告書は希望者に対して常時閲覧可能な状態としている。

また決算終了後に財務の概要を学生に配布し、教職員には「大阪音楽大学学内報」の中で財務情報を公開している。後者においてはデータの記載だけではなく、一般的に分かりにくいと言われる学校会計の平明な解説を試みている。

平成16(2004)年度末の決算より、計算書類(資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表)の他に決算の概要を記す文書である「決算説明」を学校法人大阪音楽大学公式ホームページに掲出した。さらに平成17(2005)年度からはこれに財産目録、監査報告書、事業

報告を加えた。

## **(2) 8-2の自己評価**

法令に従い財務情報が概ね適切な方法で公開されている。また本法人ホームページ上に公開しており、積極的に財務情報を公開していると評価する。

## **(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）**

ステークホルダーへの説明責任を果たすために、企業会計とは異なる学校会計を今後より平易に説明する。そのために用語の解説やグラフなどを取り入れるなど、内容をさらに充実させる。

# **8-3. 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。**

## **(1) 事実の説明（現状）**

### **8-3-① 教育研究を充実させるために、外部資金の導入（寄附金、委託事業、収益事業、資産運用等）の努力がなされているか。**

本法人は平成17(2005)年10月15日に創立90周年を迎えたことを記念して、学生の国際交流や国内外の研修制度に役立たせる目的で「大阪音楽大学教育振興資金」の募集を開始した。特定公益法人の認定を事業開始前に取得しており、平成22(2010)年10月14日までの5年間にわたって総額5,000万円の寄附金を集めることを目標としている。

本法人の主な収益事業として、受験講座、大阪音楽大学附属音楽院の運営、大阪音楽大学附属音楽幼稚園で課外に行っている音楽実技の指導などが挙げられるが、いずれも教育活動の延長上にあり、収益性は高くない。

また数年前より、元本の確保などリスクヘッジを十分に考慮した上でデリバティブ預金・仕組債などの金融商品を対象に資産運用を行っている。運用に関する規程は未整備であるが、商品の選択等は常任理事会に一任することが理事会で決議されており当該年度の予算に計上の上、その予算枠内で、常任理事会の議を経て運用することを原則としている。

なお、委託事業は行っていない。

## **(2) 8-3の自己評価**

決算において資産運用収入が帰属収入に占める比率は低いが、ポートフォリオを重視し、堅調に収入が得られている点は評価できる。また寄附金の募集は本法人にとって初めての試みであり、獲得した資金は毎年目標の2割から3割程度に止まっている。今後さらに広報活動に力を入れる必要がある。いずれにしろ学生生徒等納付金比率の高い財務体質から脱却するために、競争的資金の獲得を含め、今後新たな収入を開拓する必要がある。

## **(3) 8-3の改善・向上方策（将来計画）**

資産運用の対象となる様々な金融商品の中には流動性が低く、現金化が困難なものも含まれる。運用に際しては単にクーポンだけではなく、資産構成を十分に考慮に入れる。また本法人の100%出資により発足した「株式会社テスト」が事業規模を拡大し、早い時期

に利益を本法人に還元できるように側面的な支援を行う。

さらに音楽という専門領域や施設を活かした新たな事業展開を今後模索する。

### **【基準 8 の自己評価】**

決算における消費収支差額は収入超過となり、収支バランスは保たれているが、学生生徒等納付金比率の高い財務体質は改善すべきである。寄附金や資産運用、収益事業などによる収入の比率を高めるために新たな方策を講じる必要がある。

学内の会計処理や情報公開は、学内の情報インフラが整備されたこともあり、システム上の処理、本法人ホームページへの公開がスムーズに進行した。

会計監査の体制は適格で法令の基準を十分に満たすものであるが、学内における監事の権能をさらに強化する必要がある。

### **【基準 8 の改善・向上方策（将来計画）】**

入学者を安定的に確保すること、及び新たな資金を確保することが本法人の財務を改善する上で同時に求められている。このために、まず既存の広報活動、アドミッション事業をより活発に展開する必要がある。さらに平成 19(2007)年 3 月に発足した「株式会社テスト」が音楽大学発の新たなビジネスモデルを構築し、そこから得られる利益を出資者である本法人に還元できるよう様々な面から支援する。

支出の面では高い人件費比率を是正すべきであるが、単に抑制を打ち出すのではなく、労使合意の下で新たな賃金制度の導入に向けた検討を開始する。

## 基準 9. 教育研究環境

9-1. 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

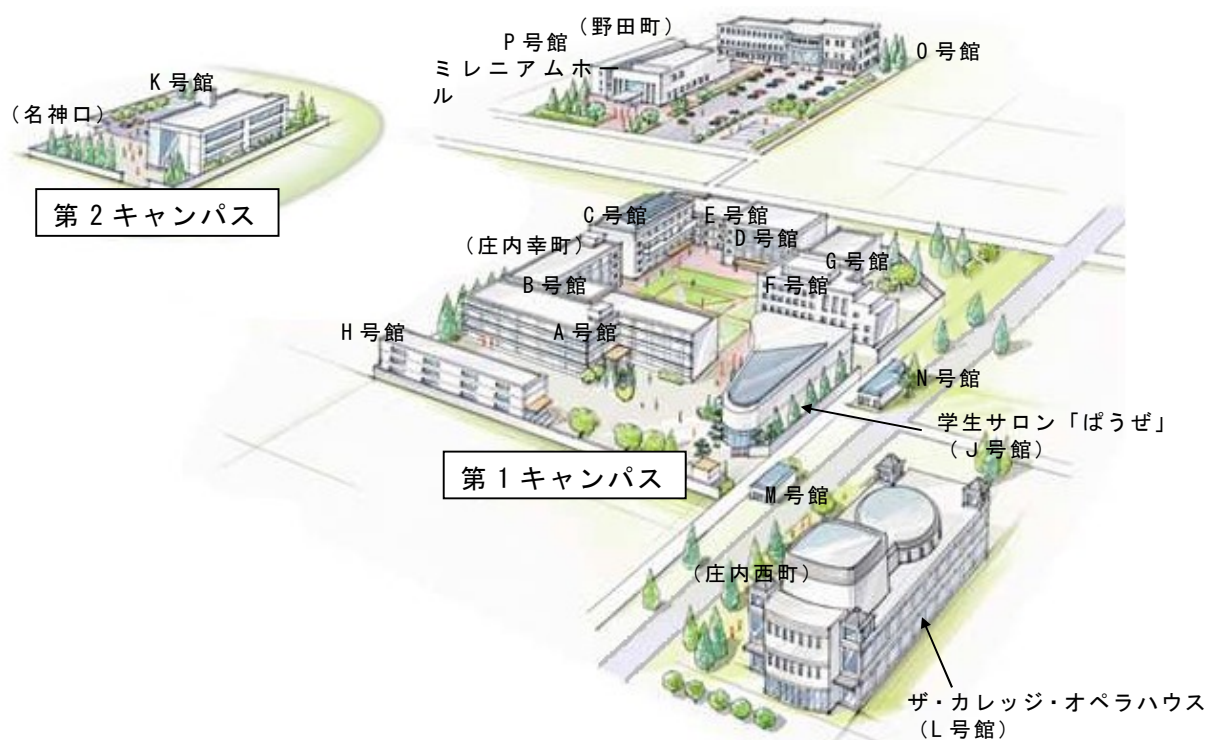
### （1）事実の説明（現状）

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

学校法人大阪音楽大学が設置する大阪音楽大学（音楽専攻科と大学院を含む）及び大阪音楽大学短期大学部（専攻科を含む）は校地を共用しているため、以下、基準9に関する記述には、大阪音楽大学と大阪音楽大学短期大学部が含まれる。

図表 9-1-1 及び図表 9-1-2 に示す通り、庄内幸町、庄内西町、野田町に広がる第 1 キャンパス、名神口の第 2 キャンパスに加え、豊南町の校地は女子学生寮と付属音楽幼稚園の敷地として利用されている。さらに、これらの校地からおよそ 20 km 北に位置する箕面市下止々呂美の山間部にも校地があり、課外活動やクラブ等の合宿での使用を想定した箕面学舎が置かれている。

図表9-1-1 キャンパスマップ



図表9-1-2 周辺地図



本学は大阪・梅田から電車で10分の庄内駅周辺に位置しており、この立地条件は「ザ・カレッジ・オペラハウス」や「ミレニアムホール」、あるいは学外の主要なコンサートホールにおける各種演奏会開催など、専門分野の教育研究活動において有利に作用している。

図表9-1-3 関西主要駅・空港からのアクセス方法

三宮 (神戸)	24分 阪急電車 (特急)	十三	5分 阪急電車	庄内		
河原町 (京都)	40分 阪急電車 (特急)	十三	5分 阪急電車	庄内		
奈良	39分 近鉄電車 (快速急行)	なんば	8分 地下鉄	梅田	10分 阪急電車	庄内
和歌山市	59分 南海電車 (特急)	なんば	8分 地下鉄	梅田	10分 阪急電車	庄内
大津	41分 JR (新快速)	大阪・梅田	10分 阪急電車	庄内		
関西 空港	67分 JR(快速)	大阪・梅田	10分 阪急電車	庄内		
大阪 空港	3分 大阪 モノレール	蛍池	10分 阪急電車	庄内		

第1キャンパスへは

- ・ 大阪・梅田から阪急電車宝塚線（普通）で約10分、庄内駅下車。西出口より北西へ約700m。
- ・ 新幹線 新大阪駅から車で約15分。
- ・ 大阪空港（伊丹）から車で約15分。
- ・ 大阪空港（伊丹）からモノレール（大阪空港～蛍池）— 阪急電車（蛍池駅から梅田行き普通）を經由して約30分。
- ・ 名神高速道路・豊中インターチェンジ、阪神高速道路・豊中南インターチェンジから車で約5分。

第2キャンパスへは

- ・ 第1キャンパスから北西へ約1000m。（第1キャンパスH号館西口からスクールバス運行）
- ・ 名神高速道路・豊中インターチェンジ、阪神高速道路・豊中南インターチェンジから車で約2分。

付属音楽幼稚園と学生寮へは

- ・ 阪急・庄内駅から東へ約1,300m。

本学の主たる教育研究活動の場である第1キャンパス、第2キャンパスにおける校舎の概要は次の通りである。

## 第1キャンパス

(庄内幸町)

A号館 学務センター、エクステンション・センター、事務局、教室、レッスン室  
会議室、教員集会室、職員集会室、応接室、学長室等、保健室

B号館 教室、レッスン室

C号館 付属図書館、教室、演習室、レッスン室

D号館 試聴室、視聴覚室、教室、演習室、レッスン室

E号館 練習室、クラブ用部室

F号館 演習室、教室、レッスン室、研究室、練習室

G号館 学生自治会室、練習室

H号館 教員研究室

J号館 学生サロン「ぱうぜ」

N号館 入試広報デスク

(庄内西町)

L号館 ザ・カレッジ・オペラハウス

M号館 チケット OCM、広報室

(野田町)

O号館 演習室、教室、レッスン室、研究室、練習室

P号館 音楽ホール型大教室「ミレニウムホール」、大学院研究室、演習室、  
レッスン室

## 第2キャンパス

(名神口)

K号館 音楽博物館、録音スタジオ、屋内体育施設、教室、演習室、レッスン室、  
練習室、食堂、教員控室



本学の主要な施設の概要を以下に記載する。

### <運動場及び体育施設>

併設教育機関と共有する運動場及び体育施設として、第1キャンパス・野田校地内にテニスコートを整備している。第2キャンパス・K号館4階には1,615.03㎡の屋内体育施設があり、主に体育の授業で利用されている。K号館の屋内体育施設は体育の全授業を開講していることから稼働率が高い。ただし、第1キャンパスから約1,000mの距離があり、スクールバスの利用も可能であるが、移動時間を考慮した授業運営が必要である。

### <付属図書館>

付属図書館は総数約13万1,400点の図書・楽譜と、約50,000点のCD、DVD等の視聴覚資料を所蔵している。平成19(2007)年度までに、これらの資料の検索に必要なデータの電子化をほぼ完了し、これらの目録をOPAC(On-line Public Access Catalog)で検索することが可能となった。このデータベースは人名・曲名による検索が可能で、閲覧者の様々な要求に応じている。

開館時間は月曜日～金曜日 9:20～18:00、土曜日 9:20～13:30を基本としており、館長の他、専任職員5人(うち図書館司書資格を有する者1人)、その他の職員9人(業務委託者1人、派遣社員2人を含む)を置いている。

### 付属図書館の利用範囲と蔵書数

付属図書館の利用範囲は図書・楽譜・新聞・雑誌(バックナンバーを含む)の館内閲覧、図書・楽譜の館外貸出し、図書館資料の文献複写(著作権法に基づく)、LP・CD・カセットテープの試聴(試聴室D号館1F)、DVD・LD・ビデオの視聴(視聴覚室D号館1F)となっている。また本図書館は私立大学図書館協会、音楽図書館協議会(MLAJ)に加盟しており、教職員、学生はこれらに加盟する各図書館において閲覧、調査、貸出などのサービスを受けることができる。次の表に付属図書館の蔵書数を示す。

図表9-1-4 付属図書館蔵書数一覧

平成20(2008)年5月1日現在

	和書		洋書		学術雑誌	楽譜*	視聴覚資料		
	一般書	音楽書	一般書	音楽書			音響	映像	その他
冊(種)	33,594	32,921	19,357	45,521	405(種)	42,679	42,251	5,761	1,124
	66,515		64,878				49,136		

※ 全て併設短期大学部と共用

\* 和書・洋書の音楽書中に楽譜(42,679冊)が含まれている。

### 利用状況

付属図書館では音楽書、一般書、楽譜、視聴覚資料が活発に利用されている。下表に図書館の利用状況として、平成17(2005)～19(2007)年度の入館者数の一覧を示す。

図表9-1-5 付属図書館の入館者数

(人)

年度	施設区分	教職員	学生	その他	合計
2005年度	C号館	4,578	38,070	1,908	44,556
	D号館・試聴室・視聴覚室	7,207	32,778	1,138	41,123
2006年度	C号館	4,560	38,043	1,899	44,502
	D号館・試聴室・視聴覚室	7,883	31,920	1,269	41,072
2007年度	C号館	5,034	37,508	1,795	44,337
	D号館・試聴室・視聴覚室	8,043	32,634	1,174	41,851

※併設短期大学部を含む。

### <音楽博物館>

平成 14(2002)年 4 月 1 日、「音楽研究所」(音楽文化研究室、民族音楽研究室)と「楽器博物館」を統合して「音楽博物館」に改称し、開館した。この施設は第 2 キャンパスの K 号館 4 階に位置しており、開学以来の音楽研究の成果をアーカイブ化すること、さらに音楽資料を総合的に収集、研究することを目的とする独自の博物館である。開館時間は月曜日～土曜日の 10:00～16:00 を基本としている。

研究領域は主として世界の楽器と音楽、関西の西洋音楽、関西の伝統音楽の 3 分野であり、楽器に関してはサントリー株式会社より寄贈を受けた弦楽器コレクションが含まれ、常設展示の一部となっている。その中には世界的に貴重な資料が含まれ、海外からも注目を集めている。

さらに平成 16(2004)年 4 月には創立者である永井幸次の展示コーナーを設け、関西における洋楽教育の先駆者であった幸次の年譜、自作曲の楽譜、愛用のオルガン等を公開している。

また平成 17(2005)年度より音楽博物館が所蔵する資料の電子データベース化を開始し、平成 19(2007)年度に完了した。

図表 9-1-6 音楽博物館 所蔵資料の内訳 平成 20(2008)年 5 月 1 日 現在

楽器	約 2,300 点
書籍	約 12,000 点
視聴覚資料	約 6,700 点
関連領域の研究論文	約 5,000 点
関西の民族音楽に関する資料	約 14,000 点
関西の洋楽史(明治～現在)に関する一次資料	約 250,000 点
大阪音楽大学の歴史に関する資料	約 60,000 点

図表 9-1-7 音楽博物館の入館者数 (人)

年度	学生	教職員	授業参加	一般	グループ見学	催事参加者	合計
2005年度	254	75	122	378	454	799	2,082
2006年度	234	121	375	382	501	951	2,564
2007年度	494	132	521	675	740	454	3,016

※入館者数「学生」、「教職員」、「授業参加」には併設短期大学部を含む。

### <L号館 ザ・カレッジ・オペラハウス>

「ザ・カレッジ・オペラハウス」は平成元(1989)年、創立 70 周年記念事業の一環として竣工した日本初のオペラハウスである。

年間を通じて、専属のオペラハウス管弦楽団やオペラハウス合唱団によるオペラ、定期演奏会、室内楽など様々な催しを行っている。オペラについては、7月のサマーオペラ「モーツァルト・シリーズ」、及び平成 13(2001)年 11 月から新たにスタートした「20 世紀オペラ・シリーズ」の年 2 回公演が定着している。

またオーディションによって選抜された学生による「ザ・コンチェルト・コンサート」、「ピアノ・グランド・コンサート」、「学生オペラ」などの演奏会も活発に開催され、学習成果の発表の場となっている。

図表9-1-8 ザ・カレッジ・オペラハウス概要

敷地面積	建物面積	延床面積	階数	残響時間	客席数	舞台面積	後ろ舞台
3,609㎡	2,256㎡	5,489㎡	地上7階・地下2階	1.2～1.4秒(満席時)	756席*	580㎡	48㎡

\*オペラ公演時は652席

### <P号館ミレニアムホール>

ミレニアムホールは、学生の自主的な使用に供し、かつ、学生自身が音響や照明等の機器を操作し、実践を通して舞台機構を学習することを目的として、平成12(2000)年9月に完成した音楽ホール型の大教室である。この施設は第1キャンパス(野田町)のP号館内に位置し、二重屋根と二重壁により外部の騒音を遮断する構造を有し、また空調の消音化、音響設計の工夫により本格的な音楽ホールとしての役割を果たしている。学生による自主演奏会、授業延長上の発表会、教員の研究発表の他、公開講座としてのレクチャーコンサートなど年間を通じて稼働率の高い施設である。

図表9-1-9 ミレニアムホール概要

建物面積	延床面積	階数	残響時間	客席数	舞台面積
1,588㎡	2,601㎡	地上3階	1.7秒	302席(うち可動62席)	106㎡

### <情報サービス・IT環境>

学内数か所に学生用のコンピュータを設置し、授業の準備、付属図書館の資料検索、就職情報の閲覧などに有効活用されている。とりわけ、学生サロン「ぼうぜ」には、インターネット接続が可能な端末を17台配置しているが、学生の利用頻度が非常に高いため今後の増設を検討している。

図表9-1-10 情報機器等の設置状況

平成20(2008)年5月1日現在

教室	機器の概要
F212 コンピュータ演習室	Win 37台、プロジェクタ、スクリーン
F213 コンピュータ演習室	Win 21台、プロジェクタ、スクリーン
K118 DTM演習室	Mac 24台、教員用Mac 1台、プロジェクタ、スクリーン、MIDI音源、MIDI鍵盤
K号館 1階コンピュータ・ルーム	Win 13台、Mac 1台、MIDI音源、MIDI鍵盤
K504 MIDIテクノロジー演習室	Win 20台、教員用1台、MIDI音源、MIDI鍵盤
F313 ML教室	電子ピアノ21台、制御用PC
K120 ML教室	キーボード・シンセサイザー41台、大型モニター2台
学生サロン「ぼうぜ」	Win 17台(インターネット接続可)
O号館学生控室	Win 6台(インターネット接続可)
学生寮	Win 6台

※併設短期大学部と共用

### <学生寮>

第1キャンパスから南東へ1,300m、徒歩約20分の場所に、自宅通学が困難な女子学生に対して、学生寮「豊南寮」を設置している。毎年約70～80人が入寮していた時期もあるが現在は40人前後(併設短期大学部を含む。)の入寮者を迎えている。平成14(2002)年度には老朽化を解消し、環境を現在の学生の生活スタイルに合わせるために全館のリニューアル工事を完了。全室をフローリングの個室に改修し、ベッド、収納棚を備え付けた。また共用のシャワー室を整備し、1人用のユニットバスを設置した。

本学は防音及び冷暖房を完備することで、寮内へのピアノ持込を可能とし、22時までの練習を許可している。しかし、近年は入寮者数が減少の傾向にあり、空き室の練習室への転用など、施設を有効に活用している。昼夜とも警備員と職員が常駐し、不審者の侵入に備えるとともに、在寮生の急病などに対処している。下表に豊南寮の概要を示す。

図表 9-1-11 学生寮の概要

平成 20(2008)年 5 月 1 日現在

名 称	大阪音楽大学豊南寮	
所在地	〒561-0814 豊中市豊南町東 1-5-1	
本学との距離	第 1 キャンパスから南東へ 1,300m (徒歩約 20 分)	
建物の構造	鉄筋コンクリート 2 階建：3 棟、3 階建：1 棟、食堂 (平屋) 1 棟	
入寮定員	191 人 (個室)	
室の広さ・数	大	6 畳・・・・・・・・ 13 室
	小*	4 畳・・・・・・・・ 178 室
入寮費	70,000 円 (入寮時のみ)	
寮 費	小室：年額 342,000 円 大室：年額 372,000 円	
設 備	食堂 (兼談話室)、浴室 (個別浴槽ブロックと温水シャワーのみブロックあり)、洗濯場、洗面室、物干場、冷暖房完備	
食 事	食費 年額 147,000 円消費税込 (全員納入制) (朝・夕食 200 日分、4 期分納)	
楽器の持込	ピアノ (アップライトのみ) 持込可 防振台は大学で用意	
管 理	寮担当職員 4 人 警備員 1 人 (幼稚園警備を兼ねる)	

※ 併設短期大学部と共用

\* 新入寮生は小室 (4 畳) への入寮を原則とする。

### 9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

施設設備は管理事務部門が統括し、営繕業務を委託している業者と連携を取りながら、授業用の機器機材等の設置や日常のメンテナンスなどを支障なく実施している。また学外の専門家からコンサルティングを受け、法定点検などの他に日常的に不具合の発生などを細かくチェックし、改修工事に関する計画を立案するなど校舎の維持管理に努めている。

教育研究用の情報機器に関しては、システム管理室が授業担当教員の意向や学生のニーズを把握し、機器の選定や設置、維持管理を行っている。

ザ・カレッジ・オペラハウスについては、舞台機構の専門家を職員として配置し、演奏会等の際には施設設備や警報機器に問題がないかどうか、万全の点検を行っている。また広く社会へ公開する催し物の場合は、非常時の避難誘導に備え、ホール内の扉ごとに人員を配置している。

音楽博物館では資料保全の目的もあり、専任教員及び技術員が専門的な見地から、温度や湿度の管理を含め、施設設備の状況について細心の注意を払っている。

### (2) 9-1 の自己評価

第 1 キャンパスは、大阪市に隣接する豊中市の南部に位置し、交通アクセスは良い。また第 2 キャンパスへは約 1,000m の距離があるが、スクールバスでの移動も可能である。この 2 つのキャンパスの周囲には住宅の他に商業施設や工場などが密集していることから、自然環境は必ずしも良好ではない。箕面市の山間部に位置するセミナーハウスがこれを補完できるが、距離的な問題もあり、近年の利用者は極めて少ない。

学習や研究の成果を演奏という形で発表することは音楽大学の特質である。この意味において、オペラハウス及びミレニアムホールは、選抜学生による演奏会や、学生の自主公演などに活発に利用されており、教育研究にとって極めて有効性の高い施設である。

音楽博物館は、コレクションの充実を進める中で、特別展示、ミュージアム・セミナー、ミュージアム・コンサートを開催するなど、利用環境は整備されている。またグループ見学の場合は「館内ガイド・ツアー」を随時実施するなど、利用の促進にも努めている。今後は学生の見学や講習会等への参加、レファレンスサービスの利用を増やし、一層の活用を促すことが教育上の課題である。

情報機器についてはインフラ整備を学内 LAN から着手したこともあり、教育研究に関する環境整備は後発となった。今後、MIDI の活用など、音楽分野でのコンピュータ環境を一層整備し、映像分野との連携も視野に入れる必要がある。

### (3) 9-1の改善・向上方策（将来計画）

キャンパスは都市部に位置しており、校地の拡張、校舎の増設は困難な状況にある。したがって今後は、年次計画によるリニューアル工事等により既存の施設の経年劣化を可能な限り防ぎ、教育研究環境の質を維持、発展させる。

また平成 19(2007)年度に実施した B 号館のレッスン室の改修に見られるように、単に外観の維持に留まらず、各教室のサイズや機能性を見直すなど、学生のニーズに応える環境を整備する。

## 9-2. 施設設備の安全性が確保され、かつ、快適なアメニティとしての教育研究環境が整備されていること。

### (1) 事実の説明（現状）

#### 9-2-① 施設設備の安全性が確保されているか。

法令に定められた耐震診断を受診し、利用方法の見直しを検討中の一部校舎を除き、各校舎の耐震補強工事を完了した。アスベストについては各校舎等を調査の結果、空気中の濃度に全く問題はなかったが、一部の教室や倉庫において石綿の吹き付けが確認され、これらの除去・囲い込み工事を完了した。

防災の面では、所轄消防署の指導を受け、毎年 2 回職員を中心に消防訓練を実施している。平成 18(2006)年には「自衛消防隊規程」を制定し、火災発生時の通報連絡、避難誘導、消火など事務職員の役割分担をルール化し、現在はこれに基づき訓練を行っている。

教職員と寮生には、校地ごとに編集された「防災のてびき」を配布し、校舎の特徴などを踏まえて消火栓や避難器具の使用方法などを周知している。また、学生寮においても自衛消防隊が組織されている。

AED（自動体外式除細動器）を各校地に配置するとともに、定期的に講習会を実施し、緊急時に備えている。

防犯対策として第 1 キャンパス、第 2 キャンパス、及び豊南校地には守衛室を設けて警備員を配置し、学内巡回により不審者・不審物の発見や事故防止等に取り組んでいる。特に学生寮がある豊南校地では警備員を 24 時間常駐とし、寮内には職員が昼夜交代制で在室

している。

第1キャンパス、第2キャンパスにおける自動車の出入口に監視カメラを設置し、映像を一定期間保存している。

また、本学では危機管理規程を制定し、組織的な安全対策を実施している。

## 9-2-② 教育研究目的を達成するための、快適な教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

### <教室の設備>

本学は音楽大学としての特質から、講義・演習科目においても視聴覚教材を使用する授業が多い。このため、これらに使用される教室のほぼ全てにAV機器（CD・LP・DVDプレーヤー、VTR、大型モニター）及びグランドピアノを設置している。

F313 教室はML(Music Laboratory)システムを備えており、ピアノ専攻の学生以外の選択科目として開講されている「副科鍵盤楽器演習」で使用している。

F214 教室は舞踊系科目の「ダンスⅠ・Ⅱ」が平成18(2006)年度から開講されたことに伴い、専用の仕様（鏡張りの壁面、衝撃吸収性フローリング材の床）に改修した。

F434 教室にはスポットライトや調光卓など簡易な照明設備や音響設備があり、演奏会形式の授業等に対応している。

K118 教室は「デスクトップ・ミュージック演習」や「コンピュータ音楽研究Ⅰ・Ⅱ」等の授業に用いられており、平成20(2008)年3月にはコンピュータやMIDI音源等、使用する機器のほぼ全てを更新した。最新のリモート・デスクトップ技術を用いて、指導教員は学生のコンピュータを随時モニターしながら、個別に指導することが可能となった。

P号館内にある音楽ホール型大教室ミレニウムホールは、独自の音響・照明システムにより舞台機構の学習も行えるように工夫されている。施設の運用は学生の自主演奏会での使用を中心としている。

合唱や合奏など、大人数で使用する演習室や中規模のアンサンブル用演習室の一部では演奏会形式の授業や自主演奏会などの設営が可能である。また、O101 教室、O202 教室には懸架式のマイクロフォンを備えた録音設備を設置している。

### <練習室>

学生の自学自習及び演奏活動を支援するために、第1キャンパス、第2キャンパスに合計179室の練習室を確保している。その内訳を図表9-2-1に示す。ほとんどの練習室にピアノを設置しており、専攻に応じてパイプオルガン、電子オルガン、シンセサイザー、チェンバロ等を設置している。

O号館に管弦打楽器専攻生のための専用練習室を設けている。合同で練習する機会が多いため、全ての練習室が室内楽編成の練習ができる広さを持ち、防音設備と個別の空調設備を備えている。また学生が個人的に所有することが容易ではない特殊な楽器を館内の楽器楽譜室に保有し、日常的な使用に供している。さらに大型楽器を運搬するためのエレベーターを1基設置している。

図表 9-2-1 各施設における練習室数

平成 20(2008)年 5 月 1 日現在

	1 階	2 階	3 階	4 階	5 階	小 計
E 号館	—	—	8	—	—	8
F 号館	4	—	9 (4) <sup>*1</sup>	28	9 (2) <sup>*2</sup>	50 (6)
G 号館	—	5	5	—	—	10
K 号館	24	—	5	—	2	31
O 号館	2	8	20	—	—	30
P 号館	— <sup>*3</sup>	25	25	—	—	50
合 計	—					179 (6)

<sup>\*1</sup> F 号館 3 階には合計 9 室の練習室があり、その中の 4 室は、大学院生専用の 2 室と音楽専攻科の学生専用の 2 室となっている。他の練習室は大阪音楽大学短期大学部と共用している。

<sup>\*2</sup> F 号館 5 階には合計 9 室の練習室があり、その中の 2 室は大阪音楽大学短期大学部専攻科の学生専用となっている。他の練習室は大阪音楽大学短期大学部と共用している。

<sup>\*3</sup> P 号館の 1 階は大学院ゾーンであり、各教室は大学院生の自習や練習にも使用することができる。

### <学生サロン「ぱうぜ」>

第 1 キャンパスには、グランドピアノの形を模して建てられた学生サロン「ぱうぜ」がある。1 階に食堂、2 階にコンビニエンス・ストア、ベーカリーなどを配置し、平成 7(1995)年の竣工以来、学生の食事や憩いの場として活用されている。また 2 階にはグランドピアノを設置し、サロンコンサート形式の演奏会の開催が可能である。前述の通り、この「ぱうぜ」ではインターネット接続が可能なパソコンを学生に開放しており、稼働率は極めて高い。

第 2 キャンパスの K 号館にも学生用の第 1・第 2 サロンを設けており、第 1 サロンは主に食堂として利用されるほか、ライブハウスとしての活用も可能である。

### <機器・備品>

学内にはグランドピアノや電子オルガン、チェンバロ等の鍵盤楽器が約 800 台、クラリネットやヴァイオリン、ティンパニ等の管・弦・打楽器が約 500 点、箏・三絃等の邦楽器やリコーダー、雅楽、古楽器等の合奏・アンサンブル用の楽器が約 850 点用意されている。

合奏等で使用する大型の管楽器や弦楽器、ハープ、打楽器などは専攻生に無料で貸与している。また専攻生以外にも副科用の楽器を用意し、有料で 1 年間貸出している。貸出用楽器のメンテナンスは必要に応じて外部に委託し、保全に努めている。

ピアノの調律は 1 台ごと、数ヵ月に一度の割合で定期的に外部委託によって行っている。これ以外の各教室の機器整備は管理事務部門の職員が担当しており、教員や学生のニーズに応じた整備計画を立案・実施している。限られた予算の中で最適な状態を維持するように努力している。

### <ICT (Information and Communication Technology) 環境>

近年、各大学で学生がホームページ上でシラバスを閲覧し、教務上の諸手続を行うなど、学生向けの ICT 環境が急速に広がっている。本学は平成 19(2007)年 4 月よりインターネット上（モバイルを含む）にシラバスと休講・補講の情報について掲載を開始した。平成 20(2008)年 3 月からはシラバスの閲覧に伴う ID やパスワードを不要にし、シラバスの完全公開に踏み切った。また、平成 20(2008)年 3 月から、ID とパスワードがあれば図書館の蔵書検索も本法人ホームページからのアクセスが可能となった。さらに 4 月からは、学生への情報伝達をより確実にするためポータルシステムの運用を開始し、授業や行事等の情報を提供している。このポータルシステムの導入とともに、平成 20(2008)年度より 3 年

間の予定でサーバの増設やセキュリティ強化などインフラの整備を進め、履修登録や学生と教員・大学間の質疑応答など双方向の交信を可能にする計画である。

#### ＜バリアフリーと環境保護＞

バリアフリーの面では、障害者用トイレの新設、段差部分の一部スロープ化、点字ブロック敷設など、徐々にではあるが取組みの範囲を拡大している。K号館のエレベーターは障害者の来館を想定し、補助金を得て改修した。また平成19(2007)年度には、大阪音楽大学短期大学部に視覚障害を持つ学生が入学したことから、補助金を得て点字ブロックの敷設範囲を拡大した。

快適な環境づくりを目指す中で、ゴミの分別や不要書類の再生紙へのリサイクルなど、地球環境にも配慮するとともに、校舎内を全面禁煙として健康面にも配慮している。

### (2) 9-2の自己評価

耐震補強は、今後の利用計画などの都合でC号館のみ工事が完了していないが、アスベストに関しては全て措置済みの状態となった。また、所轄の警察署が地域で展開する防犯運動に大学として協力していることや、職員が救命救急講習に積極的に参加していることなどから、防犯や防災の意識は高いと評価できる。施設設備の安全性は確保されており、日頃から教職員に対して不具合を速やかに報告するよう呼びかけ、事故防止に努めている。

学生サロン「ぱうぜ」は昼食時にはかなり混雑するが、それ以外の時間帯での利用には十分なゆとりがあり、ミーティングなどに幅広く活用されている。また教室やレッスン室の中には、狭隘で設備が必ずしも十分だとは言えない施設もあるが、改修工事などにより順次改善を図っている。快適さという観点から施設設備を考えた場合、一部に改善の余地が残るものの、基本的に良好な状態にあると評価できる。

### (3) 9-2の改善・向上方策（将来計画）

電気、ガス、水道などのライフライン系に特に問題は生じていないが、経年劣化が想定される部分もあり、今後は安全対策とアメニティの両面から十分な保守点検を行う。

平成19(2007)年度に第2キャンパスのK号館における空調機に不具合が指摘され、CO<sub>2</sub>削減などにも配慮して、高効率空調機を導入した。今後もデマンド監視システムなどを活用して省エネルギーに対する取組みを継続する。

視覚障害の学生への配慮として、点字ブロックの敷設エリアを各校地、校舎に拡大するなど、今後バリアフリー対策を一層充実させる。

アメニティの向上という点では花壇や樹木を増やすなど、キャンパスの緑化を推進する。

## 【基準9の自己評価】

図表9-1-1及び9-1-2で示した通り、キャンパスは本学が常時教育研究に活用している庄内幸町、庄内西町、野田町、名神口の4つのゾーンに分かれており、郊外型大学の広いキャンパスが持つアメニティや機能性には及ばない部分も多い。しかしながら、本学は少人数教育を中心とする音楽の単科大学であり、その教育研究目的を達成するための施設設備は適切に整備され、教育研究環境は基本的に良好であると評価できる。



**[基準9の改善・向上方策（将来計画）]**

バリアフリー化について、さらに整備を進める。

付属図書館の蔵書資料の電子データベース化に伴い、検索カードボックスを撤去した空きスペースに、検索用の端末を増設する。将来的にはC号館・D号館に分散している現状を1ヶ所に集約する増床計画を具体化する。

ICT化の取組みに関しては、付属図書館・音楽博物館以外が保有する音楽関連資料の電子データベース化が完了したことを受け、これをさらに学外へ公開することが当面の課題であり、そのためのインフラを整備する。

教室や演習室の設備をさらに充実させ、PCデータを投影できるように整備する。

## 基準 10. 社会連携

### 10-1. 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

#### (1) 事実の説明（現状）

#### 10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

##### <大学施設の開放>

本学は「新音楽新歌劇ノ発生地タラン」ことを掲げた建学の精神を実現するために、様々な物的・人的資源を社会に提供するための努力を積み重ね、多くの社会連携事業を展開している。大学の施設関係の開放については、音楽博物館を通年一般に公開している。また、公演、学会、講演会等に、ザ・カレッジ・オペラハウス、ミレニアムホール、教室などを開放して、教育研究活動と社会連携活動を両立させている。さらに、付属図書館では、市民の音楽及び音楽情報へのニーズの高まりに応じて、大学間の相互利用サービスに加え、卒業生・一般市民に閲覧サービスを提供している。

##### <公開講座>

本学は音楽大学として持つ様々な人的・物的資源や施設を活かした公開講座を数多く開催している。本学に於ける公開講座はすでに 20 年以上の歴史を持ち、近年は児童・生徒から熟年層に至るまで、音楽学習の基礎的なものから、教養的な興味を満たすための講座まで幅広い内容で開講している。これらの講座には、本学及び併設短期大学部による主催のものと同学と行政の共催により開催しているものがある。

平成 12(2000)年に完成した「ミレニアムホール」を利用した「ミレニアムホール特別講座」はレクチャーコンサートの形式を取り、平成 19(2007)年度は 4 回の講座に、865 人の入場者があった。また平成 17(2005)年より始められた「カレッジ・オペラ講座」は、内容をオペラに特化して「オペラ物知り講座」「一般社会人のためのオペラ講座」「高校生のためのオペラ講座」などをテーマに開催されている。

行政と共催の講座は年々盛んになり、現在は「古今東西音楽考」(大阪府立文化情報センターと共催)、「公開講座フェスタ」(阪神奈大学・研究機関生涯学習ネット/33 大学が加盟と共催)、「音楽・心の旅」(豊中市立中央公民館と共催)、「音楽の宝石箱」(高槻市立生涯学習センターと共催)、「はびきの市民大学講座」(羽曳野市市民人権協働ふれあい課と共催)の 5 講座が行われている。関西圏の諸地域と結びついたこれらの講座は、多くの参加者を得て、本学の社会連携の代表的な事業となっている。

##### <指導者研修>

K 号館開館後、昭和 56(1981)年に学校教員や音楽指導者を対象に発足した「指導者研修」は、本学の社会連携活動の中でも重要な位置付けを持つものである。この事業は、一般の参加者対象のものであるが、平成 16(2004)年より大学コンソーシアム大阪の呼びかけに応じ、大阪府教育センターの「大学等オープン講座」としても実施している。

指導者研修については「打楽器」「指揮法」「合唱」「幼児音楽」「和楽器」「ピアノ」「リコーダー」「ソルフェージュ」「様々な身体表現」などの講座が、多くの参加者を得て開催されている。また平成 21(2009)年度より導入される教員免許更新制に対して、これら指導者研修の中で得られたノウハウを活かして、更新制に係る講習会を社会的な責務ととらえ積

極的に受講生を受入れる方向で検討している。

指導者研修の水準をさらに高め、学外で定期的に開催することを目的として、平成16(2004)年に「サテライト・マスタークラス」を開始した。この講座は大阪市中心部に会場を設定し、吹奏楽と合唱の二つの分野にわたって、第一線で活躍する講師が、高度の専門知識・技術の習得を教授する講座として定着している。

#### ＜ザ・カレッジ・オペラハウスとその活動＞

ザ・カレッジ・オペラハウスは、学内講堂として各種の演奏発表会場として利用されるだけでなく、社会に向かって多様な発信を続けている。ハードとしての会場の利用はもちろんであるが、特筆すべきはオペラハウスが有するプロの演奏団体であるオペラハウス管弦楽団及びオペラハウス合唱団の活動である。これらは主催公演を中心に対外的にも評価される演奏に取り組むと同時に、外部よりの依頼演奏も幅広く積極的に受けている。

また特筆すべき事例として本学の創立90周年記念事業として平成17(2005)年に、本学制作のオペラ「沈黙」が、新国立劇場によって進められている地域招聘プロジェクトの第1号として招かれたこと、また「ザ・カレッジ・オペラハウス」で上演された同オペラは第60回記念文化庁芸術祭大賞を受賞したことが挙げられる。

#### ＜付属音楽院＞

付属音楽院は会員制音楽教育機関であり、世代や音楽経験を問わず受講できる40近い公開講座を始めとして、各種イベント、コンサート、音楽基礎講座、進学コースなどのプログラムを提供している。

#### ＜エクステンション・センター音楽人材紹介＞

本学卒業生を、演奏者や指導者など音楽人材を求めている所に紹介するためのシステムであり、本法人ホームページ上で公開している。平成20(2008)年5月現在で795人（併設短期大学部卒業生を含む）の登録がある。

#### ＜音楽博物館の一般公開＞

楽器展示と楽器に関する書籍、視聴覚資料は学外にも公開している。また、年2回のミュージアム・セミナー、年2回のミュージアム・コンサートも企画し、一般に公開している。個人向けと団体見学者向けにガイド・ツアーも随時行っている。海外からの見学者も増える傾向にある。

## （2）10-1の自己評価

本学は教育研究の成果を社会に還元するために、長い時間をかけてその資源を蓄積し、施設を充実させるとともに、多様な形態での活動を進めてきた。

音楽博物館、ザ・カレッジ・オペラハウス、付属図書館はそれぞれに館長及び事務組織を置き、安定した運営を行っている。教育・研究と社会連携のあり方については、学内に設置された研究、エクステンション事業などの各委員会がそれぞれ常に企画・検討を重ね、管理運営を行っている。また学内に、学生の卒業後支援と社会連携を一体的に進めるエクステンション・センターを置き、学校法人と教学組織がその運営に当たってきたが、平成20(2008)年度からは、エクステンション・センター内に、オペラハウスを中心とした社会に向けた演奏会と学内の演奏会を統括する機関として、演奏統括委員会が組織され、社会に向けた演奏会を中心とする本学からの発信を、より積極的に進めるための機構整備が行

われた。

社会連携の現状については連携先・市民の高い評価を得て、今後もこの体制を継続する。

### **(3) 10-1の改善・向上方策（将来計画）**

本学では多様な社会連携事業をエクステンション・センターが中心となって推進しているが、前述の演奏統括委員会での検討のほかにも、学務事務部門、企画事務部門、アドミッション事務部門などがそれぞれの立場から立案、推進する事業もある。また平成20(2008)年度より本学の社会に対するアピール戦略を総合的に検討する対社会戦略会議が、学長、担当理事、副学長、関係部門の長を委員として新設された。この場での本格的な議論が本学の社会連携事業に対する取組みを大きく発展させる一助になると期待される。

また、本学の社会に対する取組みを、より広範に周知するための広報戦略と広報体制の一元化についても検討に着手している。

## **10-2. 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。**

### **(1) 事実の説明（現状）**

#### **10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。**

企業との連携については企業からの研究資金調達とともに平成13(2001)年度に開始したインターンシップを毎年実施している。

平成19(2007)年の企業からの研究資金調達についてはロームミュージックファンデーション、朝日新聞文化財団、三菱UFJ信託芸術文化財団の3件があった。いずれも、20世紀オペラ「賢い女」に対する助成である。

インターンシップは、主に音楽系企業や、ホールなどの音楽関連企業に依頼して行われている。学外での実習は、就職に対する学生の意識を高め、そこで得た実践的な経験が他の学生への刺激にもなり、学習意欲の向上につながっている。

平成18(2006)年度より、大阪市のいずみホールと全面的なタイアップを行った講座「音楽産業論」を開始した。1年間にわたり、いずみホールの各担当部署から人材を派遣して頂き、音楽ホールの実際を丁寧に学ぶというもので、本学における産学協同の重要な試みである。

大学間の連携については大阪府内の大学により「大学コンソーシアム大阪」が平成18(2006)年に設立され本学も参加している。以来大学間単位互換事業については、本学は学生の送り出し、受入れともに行っている。また、受入れに関しては音楽大学の特性を活かして、複数の音楽専門科目を提供している。

関西の8音楽大学・音楽学部が40年以上にわたり提携して活動を行っている「関西音楽大学協会」に参加している。この協会は昭和35(1960)年大阪音楽大学、大阪学芸大学（現・大阪教育大学）、京都市立音楽短期大学（現・京都市立芸術大学）、神戸女学院大学、相愛女子大学（現・相愛大学）、同志社女子大学、武庫川短期大学（現・武庫川女子大学）の7大学、及び昭和47(1972)年から大阪芸術大学を加えた8大学が共同で音楽に関する研究と交流を行うために設立した大学連携団体であり、毎年「関西新人演奏会」及び「アンサンブルの夕べ」の演奏会、その他研究会活動を行ってきた。事務局は設立以来本学が担当

している。

国際間の大学連携に関しては、平成 17(2005)年に、韓国の啓明大学校音楽・舞台芸術大学との間で、相互の交流協定が締結され、両国において相互に招聘事業が行われた。平成 19(2007)年には上海音楽院（中国）と、平成 20(2008)年度には、ドイツのデトモルト音楽大学（Hochschule für Musik Detmold）と交流協定が締結され、現在も海外の数校との交流協定を締結する方向で協議中である。これらは平成 20(2008)年度より開始した海外留学助成金制度と連動し、国際交流に大きな弾みをつけることになる。

## （２） 10-2 の自己評価

企業との連携に関してはインターンシップと研究資金への応募が中心である。インターンシップは学生の職業への意識を高めるだけではなく、音楽系企業の本学に対する認識を高める役割も担っている。研究資金への応募に関しては、対外的に大きなアピール性のある公演などに対して申請を行っており、助成に対する成果を上げていると評価できる。またこれらの資金は優秀な音楽人材の育成にも寄与している。

いずみホールとの産学連携講座は学生に社会における音楽産業の実際をダイレクトに学ばせるという意味で大きな効果を生み出している。

大学間の連携に関しては、組織的なものとしては関西地方の音楽大学との連携に限られるが、学生はこの他にも、全国的あるいは地方において開催される各種コンクールにも積極的に応募・参加し多くの成果を上げている。全国規模あるいは専門分野を異にする大学との交流に関しては組織的な連携は少ない現状である。

国際間の大学連携については、現在、提携校を増やすべく相手校と協議している段階であり、平成20(2008)年度には企画事務部門内に国際交流室を立ち上げ、組織が整備されて出発点に立った段階である。今後海外留学助成金制度と連携した、実質をともなった交流が望まれる。

## （３） 10-2 の改善・向上方策（将来計画）

企業との連携に関しては、社会貢献及び文化支援活動に対して大学側からも取組みを積極的に強化する必要がある。大学間の連携については国際間の連携を図るため、国際交流室を設置し、平成20(2008)年度より国際交流室主事の役職も置かれることになった。今後、交流協定提携先との招聘事業や留学生の交換について、国際交流推進委員会を中心に具体的な検討に入る。

### 10-3. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

#### （１）事実の説明（現状）

#### 10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

地域社会との協力関係は充実しており、特に本学所在地の自治体である豊中市との協力関係は、学生、教職員が組織的にも、個人で地域社会への貢献活動を展開している。

大学が立地する豊中市との連携については、「大阪音楽大学開放講座／音楽・心の旅」を共催、平成 2(1990)年より継続して市民に音楽の楽しさを伝えている。また大学の位置す

る豊中市立第十中学校校区地域教育協議会とは7回を数える「地域ふれあいコンサート」を共同で実施している。これはザ・カレッジ・オペラハウスを会場とするコンサートで、地域住民との交流を図るものである。また豊中市との提携により、一年を通じてサウンドスクール事業を実施している。これは本学学生が市内の小中学校を訪問し、音楽鑑賞や指導などを通して児童、生徒に音楽の素晴らしさを体験させるものであるが、平成19(2007)年度は延べ42回実施され8,000人を越える鑑賞者を得た。その他、大学コンソーシアム大阪、大阪府立文化情報センター、大学・研究機関生涯学習ネット、羽曳野市、高槻市立生涯学習センターとも連携をとって市民のための講座を開設している。

また、大阪府立池田北高等学校との間に高大連携協定を締結している。

音楽専攻科は授業科目に「特別演奏実習Ⅰ・Ⅱ」を置き毎年数カ所で地域と連携し「オータムコンサート」公演を行っている。平成19(2007)年度は、羽曳野市、洲本市の2カ所で学生の企画による演奏会を開催した。

エクステンション・センターでは、主として本学卒業生を対象とした音楽人材登録制度を持ち、795人（併設短期大学部卒業生を含む）の登録者を数える。そのうち独自の審査により認定する演奏員としての登録者は201人を数え、関西を中心に演奏、指導等の活動のみならず本学の教育にも大きな役割を担っている。

また先のサウンドスクールのほかにも学生自身の中・高校の音楽系クラブ活動に本学卒業生とともに指導者として多数参加し、地域連携の役割を担っている。

### （2）10-3の自己評価

地域連携については、大学が立地する豊中市を中心にして関西圏全体に一定のネットワークが形成され、本学が地域における文化活動の中核の一端となる環境が形成されつつある。先に述べた各種講座や演奏会の開催などにより関西の音楽シーンに本学の果たす役割は非常に大きなものとなっている。また本学の多くの卒業生がこれらの地域において、主に音楽教育の面で重要な役割を担っている事は評価できる。

地域社会との関係は双方向的なものであり、常に積極的な相互交流を行っている。大阪市、豊中市を始めとした関西各地の国公立の学校、音楽ホール、文化会館、放送、報道機関などとは定期的あるいは単発でも様々な連携を行っている。その中で外部団体主催の演奏会への出演、教員の各種音楽コンクールへの審査員としての参加、地域の学校からの委嘱による出張授業等である。

### （3）10-3の改善・向上方策（将来計画）

本学が所在する豊中市の間では、緊密な連携事業が行われているが、より包括的な連携協定の締結により、組織的な協力体制を強化することが必要である。また近畿圏の府県・市町村レベルでの連携は大阪府、高槻市及び羽曳野市との連携事業が始められているが、今後拡大を図ることを検討している。

### 〔基準10の自己評価〕

全ての学問分野はいずれもそうであるが、特に音楽の分野は「送り手」と「受け手」の相互的なコミュニケーションが不可欠である。多くの交流・連携は自然発生的ないしは慣

習的に形成されたものであるが、より組織的・継続的な連携を構築することが大学の教育研究を深める環境を形成することとなる。このような観点から見て、本学の社会連携は企業との連携、大学間、地域連携のいずれをとっても充実しており、成果が上がっていると評価できる。しかし、より組織的、継続的な展開という面では環境・条件を、今後進展させる余地がまだまだ残されている。

#### **【基準10の改善・向上方策（将来計画）】**

企業との連携に関しては研究資金への応募とインターンシップはいずれも有意義であるが、「音楽産業論」でのいずみホールと連携のように、他にも正規カリキュラムの中に音楽産業・団体との連携講座を拡大する方向で検討に着手している。また「大学コンソーシアム大阪」への、さらなる積極的な参加を検討している。

## 基準 1 1. 社会的責務

1 1 - 1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

### (1) 事実の説明(現状)

#### 1 1 - 1 - ① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

本学は教職員の法令順守(就業規則第1条第4項)、服務規律に関する組織倫理(就業規則第1条第3項、第4条)の一般的な規範を就業規則に定めている。

セクシュアル・ハラスメントの禁止及び予防については、4-3-③で述べたように同就業規則(第4条第2項、第4条の二第1項第4号及び同条第2項)及び「セクシュアル・ハラスメント防止規程」に明文化している。同規程に準じて、現在では諸ハラスメントの禁止及び予防の観点からパワー・ハラスメント、アルコール・ハラスメントを含むアカデミック・ハラスメント全般を対象にしている。

個人情報保護については「個人情報保護指針」「個人情報保護規程」を定めている。さらに学内LAN、学校法人大阪音楽大学公式ホームページの運用については、情報セキュリティの面から「情報セキュリティポリシーに関する規程」「ネットワーク管理規程」等を通じて、情報の安全と個人情報の保護を図っている。

公衆の安全・衛生等に関わる一般的な倫理規程は定めていないが、独自のものとして、「本学主催、または本学の教育に関連して催される曲目に含まれる人権問題についての指針」を定め、人権委員会を中心にして公演における人権尊重のガイドラインを定めている。

#### 1 1 - 1 - ② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

「就業規則」に定める組織倫理の確立のために、事前の予防を中心としているが、必要な場合には調査委員会を設置し懲戒手続を定めている。ハラスメント防止規程に基づき、相談・苦情を受付けるために、理事長が任命する教職員担当相談員と学長が任命する学生担当相談員を置いている。調査委員会の設置要望がある場合には調査委員会を設置し、調査委員会は必要な調査を行った上で任命権者に報告し、任命権者は必要な措置を講じることとしている。

個人情報保護に関しては「個人情報保護指針」を制定・実行するとともに本法人ホームページ上に公開し、各分野における個人情報保護の具体化を進めている。特に教育・研究面における学生・教職員の個人情報保護とともに、旧制音楽学校、併設短期大学部を含めて30,000人を越える卒業生の名簿に関して平成17(2005)年1月には同窓会である「幸楽会」との間で「名簿管理システムの運用に関する申し合わせ」を締結し、大学と同窓会の交流と個人情報保護を進めている。

### (2) 1 1 - 1 の自己評価

高等教育機関として組織倫理に関する規程及び体制を整備し、効果的な運用を行っている。また演奏会におけるマナーの指導と教育には学長自ら率先して取り組んでいる。

ハラスメント予防については入学時・進級時のガイダンスにおいて説明している。またホットラインによる電話相談の受け付けを始め、相談者に配慮した相談体制を取っているこ



と、問題が生じた場合は調査委員会を設置し、適正な措置を図るべく学長、理事長に具申するシステムを設けていること等、体制を整備し、適切な運営を行っている。また過去3年間に2回専門家講師による全教職員を対象としたハラスメント講習会を行った。

個人情報保護、情報セキュリティ保護などについての規程・組織体制を整備し、本学同窓会との間で個人情報保護の協定を締結している。

### **(3) 11-1の改善・向上方策（将来計画）**

組織倫理に関しては全ての構成員に対して法令順守の徹底を図るために、従来行ってきた新任教職員へのガイダンスの中に、私立大学に関する法令を始めとして法令に関する研修を実施するとともに、事業計画として全教職員に向けた定期的な研修を企画し、実施する計画を策定する。個人情報保護に関しては、教育研究の各分野において具体的な基準・実施要領の整備を進める。

## **11-2. 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。**

### **(1) 事実の説明（現状）**

#### **11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。**

現在行っている危機管理に関する諸施策は基準9に記述したように、1) 施設の安全管理（耐震診断、耐震補強工事、アスベスト対策）、2) 「自衛消防隊規程」に基づく事務職員及び学生寮生の自衛消防隊組織による消防活動及び訓練、3) 教職員、在寮生への「防災のてびき」の配布など防災意識の向上、4) AED（自動体外式除細動器）の各校地に配置と定期的な講習会実施による使用方法の体得、5) 適所への守衛室の設置、6) 自動車の出入口への監視カメラの設置と映像の一定期間保存等を行い、いずれも実効性を保っている。平成19(2007)年5月に「危機管理規程」を制定し組織的な危機管理体制を構築している。

また「情報セキュリティポリシーに関する規程」を始めとする諸規程により情報保護、個人情報の保護、コンピュータウイルス対策等、セキュリティの確保に関する具体的な方策を定めている。さらにシステム管理室を設置し、専従の担当者が情報セキュリティの確保に万全を期している。

### **(2) 11-2の自己評価**

本学も被災した平成7(1995)年の阪神・淡路大震災を教訓に、着実に危機管理体制を構築してきた。防火・防災・避難訓練等の対策については学内の体制を整備し豊中市の地域防犯の分野における連携を行っている。また情報セキュリティなどのソフト面の危機管理体制についても全学的・専門的管理を実施している。資源リサイクル、耐震、アスベスト対策についても情報を公開しつつ実施している。危機管理規程を制定し、危機に対応するための組織的体制を構築した。また防災訓練を定期的に行っている。

### **(3) 11-2の改善・向上方策（将来計画）**

危機管理体制を有効に機能させるために、防災訓練の実効性を高め、危機管理規程に規

定する危機管理委員会を中心に、防災訓練の種類や形態を多様化することなどにより参加率の向上を図る。

**11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。**

**(1) 事実の説明(現状)**

**11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。**

定期演奏会、卒業演奏会、授業成果発表会を始めとして、ザ・カレッジ・オペラハウス、ミレニアムホール等の施設における演奏活動が数多く企画・実施され、それぞれの広報に関しては本法人ホームページにおける演奏会情報、特別講義・公開講座に関するインフォメーションの掲載、学内放送及び学内特設掲示板による毎日の案内などを行っている。最大の広報媒体として大学広報誌「Muse」を発行し、学外に向けても広報する体制を整えている。また同誌は各種演奏会情報とともに学内外の執筆者による演奏会の報告・記事を数多く掲載している。

直接本学の教育研究活動を身近に体験することができるオープンキャンパスを従来の年度1回から平成17(2005)年度以降は各年度4～5回へと実施回数を増やしている。

論文等の研究成果公表の機会としては「大阪音楽大学研究紀要」と、音楽博物館年報「音楽研究」があり、いずれも毎年公刊している。またタイトルのみではあるが本法人ホームページにも掲載している。

本学が近年重点的に進めてきた「学校法人大阪音楽大学教育研究データベース検索システム」は附属図書館及び音楽博物館を始めとして本学が保蔵する図書・楽譜・視聴覚資料そして楽器資料約20万点の情報を5万人の人名典拠、8万項目の曲目典拠を伴った電子データベースとして集積されたものである。なおこのシステムが持つ人名典拠、曲名典拠は人名の別名やタイトルの異名による検索であっても、瞬時に結果を得ることができるもので、利用者のニーズに即座に対応できるものとなっている。当初は附属図書館、音楽博物館、「ぱうぜ」等学内に設置された端末を通じての検索のみが可能であったが、平成20(2008)年度より本法人ホームページからのアクセスも可能とした。現在この検索システムは学生、教職員及び卒業生に公開している。

**(2) 11-3の自己評価**

教育成果の学内外に対する公表は演奏・創作活動を中心に積極的かつ組織的に行われている。研究内容の公開については、教育活動とともに学内外の演奏・創作等の発表を通じて行われている。また「研究紀要」と「音楽研究」の2種類の定期刊行物を発行して社会に向けた研究成果の公表を行っている。これを研究情報の定期的・継続的な公開に進める必要がある。教育研究データベース作成は5年間をかけた事業であったが、学内外の提携によって実現したものである。

**(3) 11-3の改善・向上方策（将来計画）**

教育研究データベースの構築によって、本学の教育研究活動の公開の基盤作りは整ったので、今後は順次学外への公開を進めて行く予定である。また本学教員の研究成果の紹介を本法人ホームページ上で行っているが、今後はFD活動の一環として教員の教育研究成果の定期的・組織的な公開を一層進める。

**【基準11の自己評価】**

大学が社会の一員としてその責任を果たすためには、教育・研究の成果を還元するだけでなく、自らの組織倫理を確立することが必要である。本学では建学の精神に基づき社会への発信地としての役割を常に確認しながら、地域・社会に密着した大学であり続けることが社会的責務を果たすことでもあると認識し、組織倫理、危機管理、教育研究の公開と広報活動を事業計画に組み込みつつ行ってきた。この事業計画では、教育研究活動の公開を含めた広報活動を一元化するべく、平成19(2007)年6月に西岡信雄現理事長が陣頭に立って「広報統括本部」を立ち上げ、計画的・効率的な広報のあり方についての検討を進めている。

**【基準11の改善・向上方策（将来計画）】**

建学の精神に則った本学独自の特色ある教育・研究を推進し、情報化と国際化に対応しつつ地域と社会に貢献していくことが、本学の社会的責務を果たすことになると考える。そのために本学では社会との間に双方向のコミュニケーションを構築するとともに、教育研究データベースを始めとする各種の情報の学外へのさらなる公開に向けて準備を進めている。平成27(2015)年の創立100周年に向けて、より開かれた音楽大学として社会的責務の追求を推進する決意である。



## IV. 特記事項

### 1. 短期事業計画の目的

本法人は、大正4(1915)年に「大阪音楽学校」を開校以来、平成27(2015)年に創立100周年を迎える。そのためのビジョンとして、下記の「創立100周年＝2015年の展望」を設定し、その展望の実現に向けて各年度を起点とする向こう4年間の短期事業計画を策定している。

#### ＜創立100周年＝2015年の展望＞

人的、財政的な法人環境の整備によって、“教育の質と特色”及び“洗練された人的資本”を社会的評価獲得の源泉として教育水準をさらに向上させ、時代が求める音楽人を輩出し、高い学生満足度の達成を実現している。

### 2. 短期事業計画の策定経緯

平成15(2003)年5月8日開催の理事会において、建学の精神に基づき、本法人の第一義的使命は将来にわたり何らかのかたちで音楽文化の「送り手」として社会に寄与する人材を養成することとした上で、「法人の将来ビジョンと事業計画」はこの使命達成を目標とすることを確認した。

厳しい経営環境の中、法人運営の計画的推進を確保するため、この「法人の将来ビジョンと事業計画」等を基礎に、財政計画と同様に法人としての短期事業計画(4ヵ年)の策定(平成17(2005)年5月30日理事会)とその展開方針の承認(平成17(2005)年7月27日理事会)を経て、事業計画策定に着手した。

まず、常任理事会の下に事業計画策定支援コンサルタントを加えた「法人の短期事業計画案策定チーム」を設置し、具体的な事業項目の抽出に着手した。同チームが集約した法人の短期事業計画(平成18(2006)～21(2009)年度)策定の展開方針に基づく達成指標別事業項目案が、常任理事会や理事会において協議される一方、学内にも公開され、教職員からの意見聴取も行われた。平成18(2006)年3月15日に開催された理事会において、正式に法人の「短期事業計画」(平成18(2006)～21(2009)年度)が設定された。

### 3. 短期事業計画の内容

短期事業計画は、大きく「教育研究事業」「社会連携活動事業」「法人組織運営事業」に分け、次の達成指標を設定している。(資料編 資料F-6参照)

#### ＜教育研究事業＞

- ・ 社会が求める音楽人材育成を目指した多角的教育の体制を構築する。
- ・ 全学的な研究体制を構築する。
- ・ 音楽普及活動及び社会貢献施策を強化する。
- ・ 音楽幼稚園の活動を強化する。

#### ＜社会連携活動事業＞

- ・ 社会が求める音楽人材育成教育に対応した在学生の進路支援体制を構築する。
- ・ 卒業生の音楽活動支援を強化する。

- ・ 既存志願者層・新志願者層から志願者を多く獲得する体制を構築する。
- ・ オペラハウス活動を強化する。
- ・ 音楽院の会員を拡大させ、新規事業展開を強化する。

<法人組織運営事業>

- ・ 新たな組織運営体制を構築する。
- ・ 全学的な広報体制を構築する。
- ・ 高い学生満足度の向上に資する人事制度を構築する。
- ・ 消費収支の均衡を図り、財政基盤を強化する。
- ・ 施設・設備の充実を図る。
- ・ 日常業務遂行

それぞれの達成指標には、基本目標とさらに細かく具体的な事業目標を掲げている一方、事業目標ごとに実行リーダーとこれをサポートする事務部門を設定している。これによって、事業ごとにそれを推進する者を明らかにしている。

また、短期事業計画の一覧表には、基本目標ごとにすでに経常事業として取組んでいる場合はそれを明示すると共に、新規事業については開始した時期を、特別事業については事業の期間を明示し、事業計画の進行を明瞭にしている。

<事業分類>

経常事業：毎年度行う事業

新規事業：新たに行う事業で、翌年度から経常事業となるもの。

特別事業：期限を区切って行う特別な事業

なお、平成19(2007)年度を起点とする4ヵ年の短期事業計画は、教職員の理解を促すために、見易く、簡略化を趣旨に改定し、現行のスタイルとなった。

#### 4. 短期事業計画と短期財政計画、年度ごとの事業申請・予算申請手続

短期事業計画には、本法人が行うあらゆる事業の目的・目標・方向が提示され、大きな枠組みの基本目標、それを実現するための細目（事業目標）によって、事業内容が示されている。この短期事業計画の趣旨を踏まえ、各事務部門は年度ごとの事業申請を行うことになる。

平成19(2007)年度における平成20(2008)年度事業申請を以下に説明する。事業申請に係る日程・手続等の説明は、執行部連絡会議において行われる。短期事業計画（平成19(2007)～22(2010)年度）は平成19(2007)年6月14日報告（6月22日学内LANに掲出、同年9月13日に事業申請スケジュールの予告、同年10月25日に事業申請の手続が説明された。平成20(2008)年度の新規事業及び特別事業に係る申請は11月9日に締め切られ、11月中旬の法人事業計画管理会議のヒアリングを経て、12月上旬に内定通知が行われた。なお、事業申請に係る提案書には、事業の概要・目的・目標、並びに各事業の検討・立案から本格稼働までの計画と収支予算総額を記入する。

内定が出された事業にはそれぞれの事業に係る予算総額と担当事務部門も合わせて通知され、その予算枠内で担当事務部門において予算化が行われる。経常事業の予算とともに、12月末日までに平成20(2008)年度予算を提出することになる。最終的な事業計画及び予算は平成20(2008)年3月開催の理事会において承認され、各事務部門に通知される。

## 5. 短期事業計画の進捗管理組織

平成18(2006)年7月に、短期事業計画の進捗を管理する「法人事業計画管理会議」を常任理事会の下に設置した。同会議は、教学（大学教授会）、事務局及び理事会から提供される関連事業の情報により短期事業計画の進捗状況を把握し、必要な情報を交換しながら全体の管理を行っている。また、短期事業計画や単年度の事業計画の取りまとめや策定、情報収集などを行う。会議の構成員は、事務局長を座長に、財務担当理事、大学副学長、短大副学長、担当理事のほか、法人の活動を網羅するためエクステンション事務部門長を加えた。担当事務部門は企画事務部門とし、担当者を配置した。また、「法人事業計画管理会議」において、当該年度の事業報告の取りまとめと報告案の作成も行う。

## 6. 重点推進項目の設定

平成20(2008)年度を起点とした短期事業計画策定に際し、学内の諸事業の立案、実践の活性化を図るために、次の「重点推進項目」を設定した。教職員内の情報共有を図るため、平成20(2008)年2月28日に学内LANにより周知した。

- イ) 教育水準の向上策に係る事業の活性化を図る
- ロ) 社会が求める音楽人材育成のための教育体制を強化する
- ハ) 地域及び社会との連携を深め社会貢献事業を推進する
- ニ) 大学のブランドイメージを高める事業及び広報活動を推進する
- ホ) 教育施設の効率的な運用を目指した校地整備事業を推進する
- ヘ) 新人事制度の円滑な導入を図り、実施・推進する。
- ト) 100周年記念事業の具体的計画を推進する

## 7. 今後の展開

事業の推進に当たっては、これまでの事業について存続や廃止を含む見直しを行い、新しい事業への切り替えも同時に検討する必要がある。このような見直し作業については、新しい事業を推進するために、今後も積極的に進めていかなければならない。

また、事業計画策定上の技術的な問題点としては、予算が必要となる事業が申請対象と捉えられがちだが、事業の中には、運営に関連する新しいプロジェクトなど予算を必要としないが大切な事業もある。事業申請に当たって、このような予算化されない事業の中にも当然重要な事業があり、情報収集のあり方を検討する必要がある。

いずれにしても、全教職員が短期事業計画を認識し、これを踏まえて日常の諸事業を推進する必要がある。そのためにも教職員に対し、短期事業計画の一覧表の形式や公開方法などをさらに工夫する必要がある。